

佐賀市の都市計画

(2023)

都市戦略部都市政策課

目 次

I 市 勢	
1 位 置	1
2 気 象	1
3 市域及び人口	2
① 市域の変遷	2
② 市域及び人口の推移	6
③ 人口集中地区	10
④ 昼間人口	11
4 産 業	15
5 財 政	17
6 行 政 機 構	18
II 都市計画の概要	
1 都市計画法関係法令体系	21
2 都市計画の内容	22
3 都市計画決定の流れ	23
III 佐賀市都市計画の概要	
1 都市計画区域	24
2 都市計画決定状況及び決定権者一覧	28
3 佐賀市都市計画審議会	29
IV 土 地 利 用	
1 市街化区域・市街化調整区域	30
2 地 域 地 区	33
① 用途地域の現況	33
② 用途地域変遷表	34
③ 特別用途地区	37
④ 高度地区	37
⑤ 高度利用地区	38
⑥ 防火地域及び準防火地域	38
⑦ 風致地区	38
3 地 区 計 画 等	39
V 都 市 施 設	
1 道 路	40
① 都市計画道路の現況	40
② 都市計画道路一覧	41
③ 駅前広場	46
2 駐 車 場	46
3 都市高速鉄道	47
4 公園・緑地	48

①	都市公園・緑地現況	48
②	都市公園・緑地の種類	49
③	都市公園・緑地一覧	51
④	都市公園以外の公園	55
5	下水道	65
①	汚水	65
②	雨水	66
③	その他の施設	68
④	普及状況	70
⑤	整備状況	71
6	ごみ焼却場	72
7	河川	72
8	火葬場	72

VI 市街地開発

1	土地区画整理事業	73
2	市街地再開発事業	73

VII 都市計画制限による届出状況

1	開発行為	74
①	開発許可件数	74
②	建築許可件数（法第43条）	75
2	土地取引	76
①	国土利用計画法に基づく届出状況	76
②	公拓法に基づく届出状況	76
3	景観等	77
①	風致地区内行為許可件数	77
②	景観形成地区における行為の届出状況	77
③	景観計画区域（景観形成地区を除く）における行為の届出状況	77

VIII 参考資料

・	都市計画基礎調査	78
・	世帯数（人口）の将来見通し	81
・	土地利用現況	82
・	農地転用状況	83
・	佐賀市都市計画審議会条例	84
・	佐賀市景観条例	86
・	佐賀市特別用途地区建築条例	93
・	佐賀市特別工業地区条例	97
・	佐賀市都市計画公聴会規則	99
・	佐賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	102
・	佐賀市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例	111
・	佐賀市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則	113
・	佐賀市風致地区内における建築等の規制に関する条例	118

I 市 勢

1 位置

方位	経緯度		町名
極東	東経	130° 22' 45"	諸富町 富士町 川副町 富士町
極西	東経	130° 08' 22" 東西距離 22.32 km	
極南	北緯	33° 08' 26"	
極北	北緯	33° 28' 54" 南北距離 37.83 km	
市役所 (本庁舎)	東経	130° 18' 03" 北緯 33° 15' 49"	栄町1番1号
	標高	3.7m	

資料：国土地理院ホームページ

注1) 東西および南北距離は、地理院地図の測量計算サイトを利用して算出。

注2) 標高は、佐賀市本庁舎に最寄の一等水準点（白山一丁目）の数値。

2 気象

	平均気温	年間降水量
平成23年	16.6℃	2,005.5mm
平成24年	16.5℃	1,999.0mm
平成25年	17.1℃	2,012.0mm
平成26年	16.7℃	2,252.5mm
平成27年	17.1℃	2,083.0mm
平成28年	17.9℃	2,586.0mm
平成29年	17.0℃	1,634.5mm
平成30年	17.4℃	1,877.0mm
平成31年(令和元年)	17.7℃	2,078.5mm
令和2年	17.5℃	2,876.0mm
令和3年	17.9℃	2,480.5mm
令和4年	17.7℃	1,664.5mm

資料：気象庁ホームページ

3 市域及び人口

① 市域の変遷

時 期	沿 革	面 積 (km ²)
平成17年10月 1日	佐賀市、諸富町、大和町、富士町、三瀬村が合併し佐賀市となる。	355.15
平成19年10月 1日	川副町、東与賀町、久保田町を編入	431.42
平成26年10月 1日	(注1)	431.84
令和3年 1月 1日	(注2)	431.82

資料：総務法制課

注1) 国土地理院が平成26.10.1時点の「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる計測方法の変更と計測の基礎となる地図の切り替えを行ったことにより、より正確になったものである。

注2) 国土地理院が令和3年1月1日時点の「全国都道府県市区町村別面積調」で公表した面積値。計測に使用する電子国土基本図の更新に伴い、面積が変更となっている。

【参考】市域の変遷（旧佐賀市）

時 期	沿 革	面 積 (km ²)
明治22年 4月 1日	市制施行（佐賀市）	4.80
大正11年10月 1日	神野村を編入	9.09
昭和29年 3月31日	西与賀村、嘉瀬村、高木瀬村、巨勢村、兵庫村を編入	46.57
昭和29年10月 1日	北川副村、本庄村、鍋島村、金立村、久保泉村を編入	99.96
昭和30年 4月 1日	蓮池町の一部を編入	103.06
昭和30年10月 1日	(注1)	103.68
昭和63年10月 1日	(注2)	103.76

資料：総務法制課

注1) 面積は総理府統計局が昭和30.10.1現在の県域により公表したもので、従来の昭和27.4.1現在建設省公表面積より0.62km²広がっている。

注2) 面積は建設省が昭和63.10.1現在で境界未定（佐賀市及び神埼郡神埼町）の合計面積として公表したものを従来の面積比で按分したものである。

【参考】市域の変遷（旧諸富町）

時 期	沿 革	面 積 (km ²)
明治22年 4月 1日	町村制施行（東川副村、新北村）	
昭和30年 3月 1日	東川副村、新北村が合併し諸富町となる。	12.20
昭和63年10月 1日	（注1）	12.02

資料：総務法制課

注1) 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和63.10.1現在の公表値より、50,000分の1から25,000分の1に変更された。

【参考】市域の変遷（旧大和町）

時 期	沿 革	面 積 (km ²)
明治22年 4月 1日	町村制施行（春日村、川上村、松梅村）	
昭和30年 4月16日	春日村、川上村、松梅村が合併し大和村となる。	
昭和33年 6月 1日	富士村大字八反原の区域を編入	
昭和34年 1月 1日	町制施行により大和町となる。	55.13
昭和63年10月 1日	（注1）	55.52
平成 5年 6月 1日	（注2）	55.51
平成 8年 4月 1日	大字松瀬の一部と大字梅野の一部を富士町に分割	55.42

資料：総務法制課

注1) 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和63.10.1現在の公表値より、50,000分の1から25,000分の1に変更された。

注2) 小城町、三日月町との境界修正報告（国土地理院）

【参考】市域の変遷（旧富士町）

時 期	沿 革	面 積 (km ²)
明治22年 4月 1日	町村制施行（小関村、南山村、北山村）	
昭和31年 9月30日	小関村、南山村、北山村が合併し富士村となる。	
昭和33年 6月 1日	大字八反原の区域を大和村に分割	
昭和41年10月 1日	町制施行により富士町となる。	
昭和63年10月 1日	（注1）	143.16
平成 8年 4月 1日	大和町大字松瀬の一部と大字梅野の一部を編入	143.25

資料：総務法制課

注1）国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和63.10.1現在の公表値より、50,000分の1から25,000分の1に変更された。

【参考】市域の変遷（旧三瀬村）

時 期	沿 革	面 積 (km ²)
明治22年 4月 1日	町村制施行（藤原山村、三瀬山村、杠山村） 藤原山村、三瀬山村、杠山村が合併し三瀬村となる。	
昭和63年10月 1日	（注1）	40.70

資料：総務法制課

注1）国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和63.10.1現在の公表値より、50,000分の1から25,000分の1に変更された。

【参考】市域の変遷（旧川副町）

時 期	沿 革	面 積 (km ²)
明治22年 4月 1日	町村制施行（南川副村、中川副村、大詫間村、西川副村）	
昭和28年 4月 1日	町制施行により南川副村が南川副町となる。	
昭和30年 4月 1日	南川副町、中川副村、大詫間村が合併し川副町となる。	
昭和31年 9月30日	西川副村を編入	
昭和63年10月 1日	（注1）	46.49

資料：総務法制課

注1）国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和63.10.1現在の公表値より、50,000分の1から25,000分の1に変更された。

【参考】市域の変遷（旧東与賀町）

時 期	沿 革	面 積 (km ²)
明治22年 4月 1日	町村制施行（下古賀村、田中村、飯盛村） 下古賀村、田中村、飯盛村が合併し東与賀村となる。	
昭和41年10月 1日	町制施行により東与賀村が東与賀町となる。	
昭和63年10月 1日	（注1）	15.39

資料：総務法制課

注1）国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和63.10.1現在の公表値より、50,000分の1から25,000分の1に変更された。

【参考】市域の変遷（旧久保田町）

時 期	沿 革	面 積 (k m ²)
明治22年 4月 1日	町村制施行（久保田村、徳万村、新田村、久富村） 久保田村、徳万村、新田村、久富村が合併し久保田村となる。	
昭和42年 4月 1日	町制施行により久保田村が久保田町となる。	
昭和63年10月 1日	（注1）	14.39

資料：総務法制課

注1）国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和63.10.1現在の公表値より、50,000分の1から25,000分の1に変更された。

② 市域及び人口の推移

年 月 日	面 積 (km ²)	人 口 (人)	備 考
平成 17 年 (第 18 回国勢調査)	355.15	206,967	調査日現在の市域による
平成 17 年 (第 18 回国勢調査)	431.42	241,361	平成 19 年の合併後の範囲での 合計値による
平成 22 年 (第 19 回国勢調査)	431.42	237,506	
平成 27 年 (第 20 回国勢調査)	431.84	236,372	計測方法の変更による
令和 2 年 (第 21 回国勢調査)	431.84	233,301	

資料：D X 推進課（総務省・国勢調査）

【参考】市域及び人口の推移（旧佐賀市）

年 月 日	面 積 (km ²)	人 口 (人)	備 考
明治 22 年 4 月 1 日	4.80	25,628	
大正 9 年 (第 1 回国勢調査)	〃	33,528	
大正 11 年	9.09	38,483	町村合併
大正 14 年 (第 2 回国勢調査)	〃	42,160	
昭和 5 年 (第 3 回国勢調査)	〃	46,183	
昭和 10 年 (第 4 回国勢調査)	〃	50,154	
昭和 15 年 (第 5 回国勢調査)	〃	50,406	
昭和 22 年 (第 6 回国勢調査)	〃	64,978	
昭和 25 年 (第 7 回国勢調査)	〃	66,807	
昭和 29 年	99.96	120,047	町村合併
昭和 30 年 (第 8 回国勢調査)	103.68	126,432	町村合併
昭和 35 年 (第 9 回国勢調査)	〃	129,888	
昭和 40 年 (第 10 回国勢調査)	〃	134,575	
昭和 45 年 (第 11 回国勢調査)	〃	143,454	
昭和 50 年 (第 12 回国勢調査)	〃	152,258	
昭和 55 年 (第 13 回国勢調査)	〃	163,765	
昭和 60 年 (第 14 回国勢調査)	〃	168,252	
平成 2 年 (第 15 回国勢調査)	103.76	169,963	
平成 7 年 (第 16 回国勢調査)	〃	171,231	
平成 12 年 (第 17 回国勢調査)	〃	167,955	

資料：D X 推進課（総務省・国勢調査）

【参考】市域及び人口の推移（旧諸富町）

年 月 日	面 積 (km ²)	人 口 (人)	備 考
昭和 30 年（第 8 回国勢調査）	12.20	10,851	
昭和 35 年（第 9 回国勢調査）	〃	10,417	
昭和 40 年（第 10 回国勢調査）	〃	10,329	
昭和 45 年（第 11 回国勢調査）	〃	10,803	
昭和 50 年（第 12 回国勢調査）	〃	11,418	
昭和 55 年（第 13 回国勢調査）	〃	12,239	
昭和 60 年（第 14 回国勢調査）	〃	12,463	
平成 2 年（第 15 回国勢調査）	12.02	12,529	
平成 7 年（第 16 回国勢調査）	〃	12,482	
平成 12 年（第 17 回国勢調査）	〃	12,086	

資料：DX推進課（総務省・国勢調査）

【参考】市域及び人口の推移（旧大和町）

年 月 日	面 積 (km ²)	人 口 (人)	備 考
昭和 35 年（第 9 回国勢調査）	55.13	16,222	
昭和 40 年（第 10 回国勢調査）	〃	15,878	
昭和 45 年（第 11 回国勢調査）	〃	16,253	
昭和 50 年（第 12 回国勢調査）	〃	16,864	
昭和 55 年（第 13 回国勢調査）	〃	18,039	
昭和 60 年（第 14 回国勢調査）	〃	19,327	
平成 2 年（第 15 回国勢調査）	55.52	20,222	
平成 7 年（第 16 回国勢調査）	55.51	21,507	
平成 12 年（第 17 回国勢調査）	55.42	21,956	

資料：DX推進課（総務省・国勢調査）

【参考】市域及び人口の推移（旧富士町）

年 月 日	面 積 (km ²)	人 口 (人)	備 考
昭和 45 年（第 11 回国勢調査）	143.02	7,715	
昭和 50 年（第 12 回国勢調査）	”	6,900	
昭和 55 年（第 13 回国勢調査）	”	6,382	
昭和 60 年（第 14 回国勢調査）	”	6,300	
平成 2 年（第 15 回国勢調査）	143.16	5,979	
平成 7 年（第 16 回国勢調査）	”	5,734	
平成 12 年（第 17 回国勢調査）	143.25	5,116	

資料：DX推進課（総務省・国勢調査）

【参考】市域及び人口の推移（旧三瀬村）

年 月 日	面 積 (km ²)	人 口 (人)	備 考
昭和 25 年（第 7 回国勢調査）		3,236	
昭和 30 年（第 8 回国勢調査）	40.74	3,116	
昭和 35 年（第 9 回国勢調査）	”	2,972	
昭和 40 年（第 10 回国勢調査）	”	2,561	
昭和 45 年（第 11 回国勢調査）	”	2,112	
昭和 50 年（第 12 回国勢調査）	”	1,878	
昭和 55 年（第 13 回国勢調査）	”	1,837	
昭和 60 年（第 14 回国勢調査）	”	1,812	
平成 2 年（第 15 回国勢調査）	40.70	1,751	
平成 7 年（第 16 回国勢調査）	”	1,738	
平成 12 年（第 17 回国勢調査）	”	1,670	

資料：DX推進課（総務省・国勢調査）

【参考】市域及び人口の推移（旧川副町）

年 月 日	面 積 (km ²)	人 口 (人)	備 考
昭和 35 年（第 9 回国勢調査）	39.16	21,420	
昭和 40 年（第 10 回国勢調査）	”	20,905	
昭和 45 年（第 11 回国勢調査）	41.62	20,589	
昭和 50 年（第 12 回国勢調査）	45.37	19,913	
昭和 55 年（第 13 回国勢調査）	”	20,285	
昭和 60 年（第 14 回国勢調査）	”	20,234	
平成 2 年（第 15 回国勢調査）	46.49	19,810	
平成 7 年（第 16 回国勢調査）	”	19,715	
平成 12 年（第 17 回国勢調査）	”	19,037	
平成 17 年（第 18 回国勢調査）	”	18,250	

資料：DX推進課（総務省・国勢調査）

【参考】市域及び人口の推移（旧東与賀町）

年 月 日	面 積 (km ²)	人 口 (人)	備 考
昭和 45 年（第 11 回国勢調査）	14.77	6,817	
昭和 50 年（第 12 回国勢調査）	15.37	6,557	
昭和 55 年（第 13 回国勢調査）	〃	6,613	
昭和 60 年（第 14 回国勢調査）	〃	6,951	
平成 2 年（第 15 回国勢調査）	15.39	6,828	
平成 7 年（第 16 回国勢調査）	〃	6,764	
平成 12 年（第 17 回国勢調査）	〃	7,255	
平成 17 年（第 18 回国勢調査）	〃	7,930	

資料：DX推進課（総務省・国勢調査）

【参考】市域及び人口の推移（旧久保田町）

年 月 日	面 積 (km ²)	人 口 (人)	備 考
昭和 45 年（第 11 回国勢調査）	16.28	7,257	
昭和 50 年（第 12 回国勢調査）	〃	6,899	
昭和 55 年（第 13 回国勢調査）	〃	6,869	
昭和 60 年（第 14 回国勢調査）	〃	6,733	
平成 2 年（第 15 回国勢調査）	14.39	6,644	
平成 7 年（第 16 回国勢調査）	〃	7,503	
平成 12 年（第 17 回国勢調査）	〃	8,001	
平成 17 年（第 18 回国勢調査）	〃	8,214	

資料：DX推進課（総務省・国勢調査）

③ 人口集中地区

各年 10 月 1 日現在

年 次	面積 (km ²)			人口 (人)			人口密度 (人/km ²)	
	行政区域	人口集中 地区	比率 (%)	行政区域	人口集中 地区	比率 (%)	行政区域	人口集中 地区
平成 22 年	431.42	27.03	6.3	237,506	138,858	58.5	551	5,137
平成 27 年	431.84	27.45	6.4	236,372	139,012	58.8	547	5,064
令和 2 年	431.84	28.37	6.6	233,301	139,060	59.6	540	4,902

資料：DX推進課（総務省・国勢調査）

注 1) 人口集中地区とは、国勢調査基本単位区を基礎単位地域として人口密度の高い基本単位区（人口密度 1 km² 当たり 4,000 人以上）が隣接して、人口 5,000 人以上を有する地域である。個別の人口集中地区の中には、人口密度が 1 km² 当たり 4,000 人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市的地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。

【参考】人口集中地区（旧佐賀市）

各年 10 月 1 日現在

年 次	面積 (km ²)			人口 (人)			人口密度 (人/km ²)	
	行政区域	人口集中 地区	比率 (%)	行政区域	人口集中 地区	比率 (%)	行政区域	人口集中 地区
昭和 55 年	103.68	18.10	17.5	163,765	109,660	67.0	1,580	6,059
昭和 60 年	103.68	19.90	19.2	168,252	116,188	69.1	1,623	5,839
平成 2 年	103.76	20.50	19.8	169,963	116,983	68.8	1,638	5,706
平成 7 年	103.76	22.80	22.0	171,231	127,530	74.5	1,650	5,593
平成 12 年	103.76	23.81	22.9	167,955	127,010	75.6	1,619	5,334

資料：DX推進課（総務省・国勢調査）

【参考】人口集中地区（旧大和町）

各年 10 月 1 日現在

年次	面積 (k m ²)			人口 (人)			人口密度 (人/k m ²)	
	行政区域	人口集中地区	比率 (%)	行政区域	人口集中地区	比率 (%)	行政区域	人口集中地区
昭和 60 年	55.13	1.20	2.2	19,327	6,085	31.5	351	5,071
平成 2 年	55.52	1.70	3.1	20,222	8,109	40.1	364	4,770
平成 7 年	55.51	1.90	3.4	21,507	10,287	47.8	387	5,414
平成 12 年	55.42	1.89	3.4	21,956	10,658	48.5	396	5,639

資料：D X 推進課（総務省・国勢調査）

④ 昼間人口

各年 10 月 1 日現在

年次	常住人口 (人) 注 1)	流入人口 (人)	流出人口 (人) 注 2)	流入超過 (△流出)	昼間人口 (人) 注 3)	常住人口に対する 昼間人口の割合 (常住人口=100)
平成 22 年	237,506	37,748	21,330	16,418	255,165	107.4
平成 27 年	236,372	38,869	21,829	17,040	253,412	107.2
令和 2 年	233,301	37,137	22,268	14,869	248,170	106.4

資料：D X 推進課（総務省・国勢調査）

注 1) 年齢不詳を含む。

注 2) ①平成 22 年流出人口は他市区町村に従業・通学する者で従業通学地不詳を含む。

②平成 27 年及び令和 2 年の流出人口は他市区町村に従業・通学する者で従業通学地不詳を含まない。

注 3) 昼間人口は従業通学地不詳を含む。

【参考】昼間人口（旧佐賀市）

各年 10 月 1 日現在

年次	常住人口 (人) 注 1)	流入人口 (人)	流出人口 (人) 注 2)	流入超過 (△流出)	昼間人口 (人) 注 3)	常住人口に対する 昼間人口の割合 (常住人口=100)
昭和 55 年	163,750	31,420	9,014	22,406	186,156	113.7
昭和 60 年	168,244	34,608	10,587	24,021	192,265	114.3
平成 2 年	169,788	39,771	12,756	27,015	196,803	115.9
平成 7 年	171,227	43,313	15,294	28,019	199,246	116.4
平成 12 年	167,872	45,565	16,565	29,000	196,872	117.3

資料：D X 推進課（総務省・国勢調査）

注 1) 常住人口は年齢不詳を含まない。

注 2) 流出人口は他市区町村に従業・通学する者で従業通学地不詳を含まない。

注 3) 昼間人口は従業通学地不詳を含む。

【参考】昼間人口（旧諸富町）

各年 10 月 1 日現在

年次	常住人口 (人) 注1)	流入人口 (人)	流出人口 (人) 注2)	流入超過 (△流出)	昼間人口 (人) 注3)	常住人口に対する 昼間人口の割合 (常住人口=100)
昭和 55 年	12,239	1,901	2,981	△1,080	11,159	91.2
昭和 60 年	12,463	2,107	3,430	△1,323	11,140	89.4
平成 2 年	12,519	2,524	3,742	△1,218	11,301	90.3
平成 7 年	12,482	2,826	3,921	△1,095	11,387	91.2
平成 12 年	12,086	2,748	3,834	△1,086	11,000	91.0

資料：DX推進課（総務省・国勢調査）

注1) 常住人口は年齢不詳を含まない。

注2) 流出人口は他市区町村に従業・通学する者で従業通学地不詳を含まない。

注3) 昼間人口は従業通学地不詳を含む。

【参考】昼間人口（旧大和町）

各年 10 月 1 日現在

年次	常住人口 (人) 注1)	流入人口 (人)	流出人口 (人) 注2)	流入超過 (△流出)	昼間人口 (人) 注3)	常住人口に対する 昼間人口の割合 (常住人口=100)
昭和 55 年	18,039	1,486	4,492	△3,006	15,033	83.3
昭和 60 年	19,327	1,704	5,316	△3,612	15,715	81.3
平成 2 年	20,219	2,208	6,396	△4,188	16,031	79.3
平成 7 年	21,507	2,880	7,226	△4,346	17,161	79.8
平成 12 年	21,956	4,068	7,359	△3,291	18,665	85.0

資料：DX推進課（総務省・国勢調査）

注1) 常住人口は年齢不詳を含まない。

注2) 流出人口は他市区町村に従業・通学する者で従業通学地不詳を含まない。

注3) 昼間人口は従業通学地不詳を含む。

【参考】昼間人口（旧富士町）

各年 10 月 1 日現在

年次	常住人口 (人) 注1)	流入人口 (人)	流出人口 (人) 注2)	流入超過 (△流出)	昼間人口 (人) 注3)	常住人口に対する 昼間人口の割合 (常住人口=100)
昭和 55 年	6,382	216	861	△645	5,737	89.9
昭和 60 年	6,300	316	949	△633	5,667	90.0
平成 2 年	5,979	565	946	△380	5,598	93.6
平成 7 年	5,734	866	942	△76	5,658	98.7
平成 12 年	5,116	961	895	66	5,182	101.3

資料：DX推進課（総務省・国勢調査）

注1) 常住人口は年齢不詳を含まない。

注2) 流出人口は他市区町村に従業・通学する者で従業通学地不詳を含まない。

注3) 昼間人口は従業通学地不詳を含む。

【参考】昼間人口（旧三瀬村）

各年 10 月 1 日現在

年次	常住人口 (人) 注 1)	流入人口 (人)	流出人口 (人) 注 2)	流入超過 (△流出)	昼間人口 (人) 注 3)	常住人口に対する 昼間人口の割合 (常住人口=100)
昭和 55 年	1,837	159	268	△109	1,728	94.1
昭和 60 年	1,812	238	238	0	1,812	100.0
平成 2 年	1,751	314	268	46	1,797	102.6
平成 7 年	1,738	328	311	17	1,755	101.0
平成 12 年	1,670	355	338	17	1,687	101.0

資料：D X 推進課（総務省・国勢調査）

注 1) 常住人口は年齢不詳を含まない。

注 2) 流出人口は他市区町村に従業・通学する者で従業通学地不詳を含まない。

注 3) 昼間人口は従業通学地不詳を含む。

【参考】昼間人口（旧川副町）

各年 10 月 1 日現在

年次	常住人口 (人) 注 1)	流入人口 (人)	流出人口 (人) 注 2)	流入超過 (△流出)	昼間人口 (人) 注 3)	常住人口に対する 昼間人口の割合 (常住人口=100)
昭和 55 年	20,285	871	3,893	△3,022	17,263	85.1
昭和 60 年	20,234	967	4,499	△3,532	16,702	82.5
平成 2 年	19,810	1,042	5,034	△3,992	15,818	79.9
平成 7 年	19,715	1,469	5,323	△3,854	15,861	80.5
平成 12 年	19,037	1,649	5,288	△3,639	15,398	80.9
平成 17 年	18,250	1,891	5,230	△3,339	14,911	81.7

資料：D X 推進課（総務省・国勢調査）

注 1) 常住人口は年齢不詳を含まない。

注 2) 流出人口は他市区町村に従業・通学する者で従業通学地不詳を含まない。

注 3) 昼間人口は従業通学地不詳を含む。

【参考】昼間人口（旧東与賀町）

各年 10 月 1 日現在

年次	常住人口 (人) 注1)	流入人口 (人)	流出人口 (人) 注2)	流入超過 (△流出)	昼間人口 (人) 注3)	常住人口に対する 昼間人口の割合 (常住人口=100)
昭和 55 年	6,613	230	1,560	△1,330	5,283	79.9
昭和 60 年	6,951	264	1,781	△1,517	5,434	78.2
平成 2 年	6,827	357	2,029	△1,672	5,155	75.5
平成 7 年	6,764	411	2,213	△1,802	4,962	73.4
平成 12 年	7,255	570	2,588	△2,018	5,237	72.2
平成 17 年	7,930	906	2,874	△1,968	5,962	75.2

資料：DX推進課（総務省・国勢調査）

注1) 常住人口は年齢不詳を含まない。

注2) 流出人口は他市区町村に従業・通学する者で従業通学地不詳を含まない。

注3) 昼間人口は従業通学地不詳を含む。

【参考】昼間人口（旧久保田町）

各年 10 月 1 日現在

年次	常住人口 (人) 注1)	流入人口 (人)	流出人口 (人) 注2)	流入超過 (△流出)	昼間人口 (人) 注3)	常住人口に対する 昼間人口の割合 (常住人口=100)
昭和 55 年	6,869	1,266	1,591	△325	6,544	95.3
昭和 60 年	6,733	1,295	1,713	△418	6,315	93.8
平成 2 年	6,644	1,470	1,856	△386	6,258	94.2
平成 7 年	7,503	1,743	2,336	△593	6,910	92.1
平成 12 年	8,001	1,811	2,725	△914	7,087	88.6
平成 17 年	8,214	1,772	3,034	△1,262	6,952	84.6

資料：DX推進課（総務省・国勢調査）

注1) 常住人口は年齢不詳を含まない。

注2) 流出人口は他市区町村に従業・通学する者で従業通学地不詳を含まない。

注3) 昼間人口は従業通学地不詳を含む。

4 産業

①産業（3部門）別 15歳以上就業者数の推移

各年10月1日現在

産業（3部門）	平成22年		平成27年			令和2年		
	実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)	対前回比(%)	実数(人)	構成比(%)	対前回比(%)
総数	112 380	100.0	115 222	100.0	102.5	113 388	100.0	98.4
第1次産業	7 542	6.7	6 668	5.8	88.4	5 901	5.2	88.5
第2次産業	20 729	18.4	21 156	18.4	102.1	20 742	18.3	98.0
第3次産業	79 825	71.0	81 520	70.8	102.1	83 465	73.6	102.4
分類不能の産業	4 284	3.8	5 878	5.1	137.2	3 280	2.9	55.8

資料：DX推進課（総務省・国勢調査）

②産業（大分類）別 15歳以上就業者数

令和2年10月1日現在

産業（大分類）		実数(人)	構成比(%)
総	数	113 388	100.0
第 1 次 産 業		5 901	5.2
農 業 ・ 林 業		4 620	4.1
漁 業		1 281	1.1
第 2 次 産 業		20 742	18.3
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業		8	0.0
建 設 業		8 241	7.3
製 造 業		12 493	11.0
第 3 次 産 業		83 465	73.6
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		669	0.6
情 報 通 信 業		1 896	1.7
運 輸 業 ， 郵 便 業		4 260	3.8
卸 売 業 ， 小 売 業		17 868	15.8
金 融 業 ， 保 険 業		3 293	2.9
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業		1 633	1.4
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業		3 057	2.7
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業		6 365	5.6
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業		3 996	3.5
教 育 ， 学 習 支 援 業		7 336	6.5
医 療 ， 福 祉		18 643	16.4
複 合 サ ー ビ ス 事 業		1 173	1.0
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)		7 075	6.2
公 務 (他 に 分 類 さ れ る も の を 除 く)		6 201	5.5
分 類 不 能 の 産 業		3 280	2.9

資料：DX推進課（総務省・国勢調査）

5 財政

一般会計予算額及び決算額

(単位：千円)

歳入	科目	平成31年度(令和1年度)		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度			
		当初予算額	最終予算額	決算額	当初予算額	最終予算額	決算額	当初予算額	最終予算額	決算額	当初予算額		
総額		98 400 000	109 671 626	102 511 075	140 614 923	133 968 677	101 300 000	117 125 288	118 726 316	103 968 853	112 070 699	113 882 767	104 600 000
市	税	31 352 216	30 752 216	30 944 953	30 662 894	30 767 455	29 028 743	30 297 743	31 073 231	30 936 332	31 568 332	31 634 122	31 861 736
市	地方譲与税	698 000	753 000	726 820	733 000	732 627	714 000	747 000	752 588	775 000	755 386	758 542	744 000
市	利子割交付金	50 000	30 000	27 779	29 100	29 618	30 000	30 000	25 204	27 000	13 000	12 964	13 000
市	配当割交付金	100 000	80 000	87 825	87 000	76 277	85 000	85 000	130 422	92 000	116 000	104 570	140 000
市	株式等譲渡所得割交付金	90 000	50 000	46 439	104 000	86 809	103 000	96 000	133 199	139 000	139 000	89 609	102 000
市	法人事業税交付金				285 000	280 881	413 000	489 000	528 251	561 000	531 000	558 018	548 000
市	地方消費税交付金	4 480 000	4 280 000	4 278 164	5 183 000	5 182 563	5 376 000	5 535 000	5 638 475	5 460 000	5 788 000	5 884 749	6 129 857
市	ゴルフ場利用税交付金	34 000	34 000	35 393	33 000	32 349	35 000	35 000	36 964	36 000	36 000	37 166	37 000
市	自動車取得税交付金	80 000	80 000	87 395	-	-	-	-	-	-	-	1 365	-
市	環境性能割交付金	38 000	18 000	20 901	57 000	43 382	70 000	46 000	43 927	57 000	57 000	52 644	55 000
市	地方特別交付金	210 000	468 993	457 328	236 996	236 996	422 711	575 663	576 104	278 585	267 955	269 082	256 300
市	交通安全対策特別交付金	16 100 000	16 372 356	16 623 904	16 985 339	17 091 538	17 100 000	18 923 943	19 174 719	18 000 000	17 827 838	18 080 488	17 600 000
市	分担金及び負担金	999 179	775 313	710 882	561 978	483 643	518 894	544 466	474 349	452 906	464 423	404 059	427 237
市	使用料及び手数料	1 702 547	1 755 451	1 671 096	1 774 222	1 671 036	1 937 035	1 896 335	1 811 710	1 875 979	1 826 939	1 719 057	1 856 494
市	国庫支出金	15 650 246	18 396 394	17 003 440	47 841 900	45 683 067	18 309 504	29 539 910	28 458 629	19 252 601	23 898 231	24 797 144	19 021 662
市	県支出金	11 045 175	12 628 921	9 704 147	13 242 728	11 171 022	9 554 866	10 468 275	10 789 535	10 646 505	10 729 158	10 884 150	10 245 341
市	財産収入	269 204	449 121	253 574	227 309	220 282	322 282	297 398	1 589 498	297 398	293 517	372 991	286 448
市	寄附金	610 420	1 165 868	1 102 086	1 679 674	1 629 385	1 800 420	1 560 520	1 537 276	2 000 430	1 830 329	1 840 552	2 000 430
市	繰入金	4 188 742	4 888 416	4 882 843	3 371 979	3 365 183	2 981 800	1 629 921	1 588 259	3 178 629	2 083 262	2 066 511	3 781 087
市	繰越金	100	2 431 638	2 431 638	100	2 192 084	100	1 544 118	3 017 964	100	3 139 959	3 958 886	100
市	繰入金	2 369 771	2 856 640	2 800 143	2 532 298	2 911 182	2 482 565	2 690 139	2 717 837	2 536 888	2 834 270	2 837 945	2 645 408
市	債	8 252 400	11 525 300	8 555 600	12 490 900	10 019 008	9 945 100	8 735 600	8 569 638	7 295 500	7 801 100	7 467 482	6 778 900
歳出													
総額		98 400 000	109 671 626	100 318 991	140 614 923	130 950 712	101 300 000	117 125 288	114 767 430	103 968 853	112 070 699	110 932 344	104 600 000
議	会費	596 723	586 337	564 465	581 712	582 477	593 783	575 984	546 584	586 890	585 540	566 975	588 047
総	務費	10 699 523	13 003 679	12 376 337	37 090 254	36 042 888	13 477 682	16 903 640	16 621 736	14 095 862	15 733 232	15 044 952	11 346 468
民	生費	39 470 659	40 979 920	40 437 067	43 195 435	42 297 085	42 407 347	49 739 054	48 227 133	43 798 844	47 382 846	46 953 409	44 834 730
衛	生費	9 175 884	9 466 615	9 221 120	9 689 409	9 431 075	9 031 591	11 716 033	10 519 344	9 133 150	10 126 709	10 210 172	9 433 817
労	働費	60 253	60 253	59 915	62 421	62 220	62 155	62 155	61 463	62 293	62 293	62 069	62 323
農	林水産費	5 235 823	5 286 173	4 149 469	5 694 362	4 577 647	3 372 051	4 116 809	4 229 860	3 465 099	4 088 195	4 146 285	3 757 161
商	工費	2 598 428	2 681 782	2 605 700	5 002 248	4 208 561	2 535 231	3 489 371	3 527 862	2 578 665	3 206 613	3 133 846	2 611 387
土	木費	6 486 417	8 225 774	6 073 045	8 980 151	7 000 475	6 422 488	6 484 712	6 521 608	6 774 074	7 037 028	6 791 328	8 081 048
消	防費	3 860 663	3 869 576	3 773 970	4 363 309	3 999 666	3 897 687	3 855 378	4 058 246	3 986 060	3 979 077	3 880 261	4 082 234
教	育費	9 657 336	10 906 614	8 783 769	13 932 994	11 873 841	9 390 457	9 341 319	9 682 273	8 683 812	9 100 636	9 417 603	9 846 099
災	害復旧費	1 026 934	3 590 714	1 874 024	2 633 214	1 556 191	225 092	976 283	1 190 986	796 027	777 304	1 015 312	234 973
公	債	9 344 116	10 901 297	10 900 111	9 349 708	9 348 582	9 601 188	9 581 298	9 580 335	9 711 766	9 710 667	9 710 132	9 526 564
諸	支	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
予	備	187 241	58 893	-	39 706	-	283 252	283 252	-	296 311	280 559	-	195 149

※端数処理のため各科目合計と総額が一致しない場合がある。

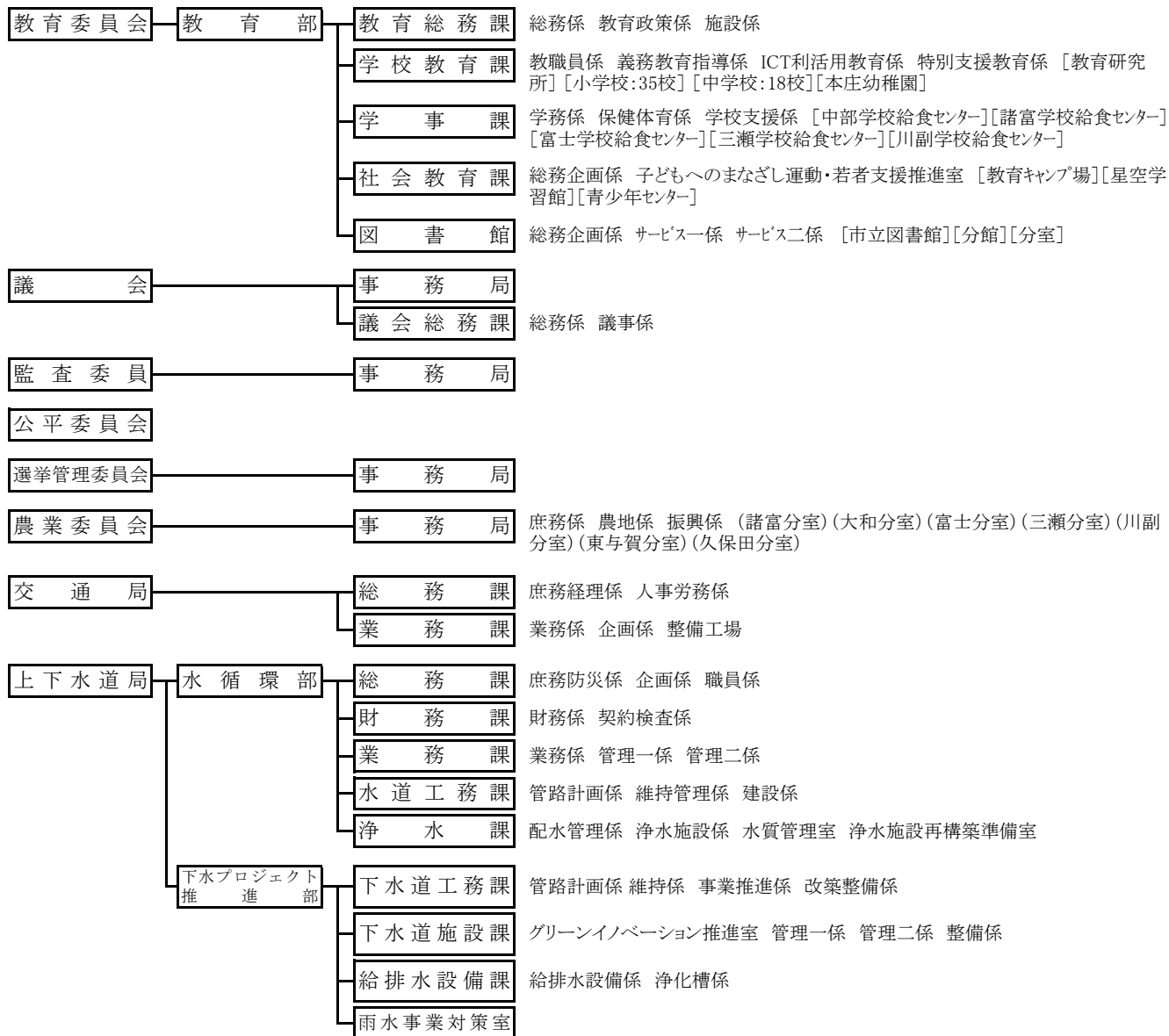
資料：財政課

6 行政機構

令和5年4月1日現在

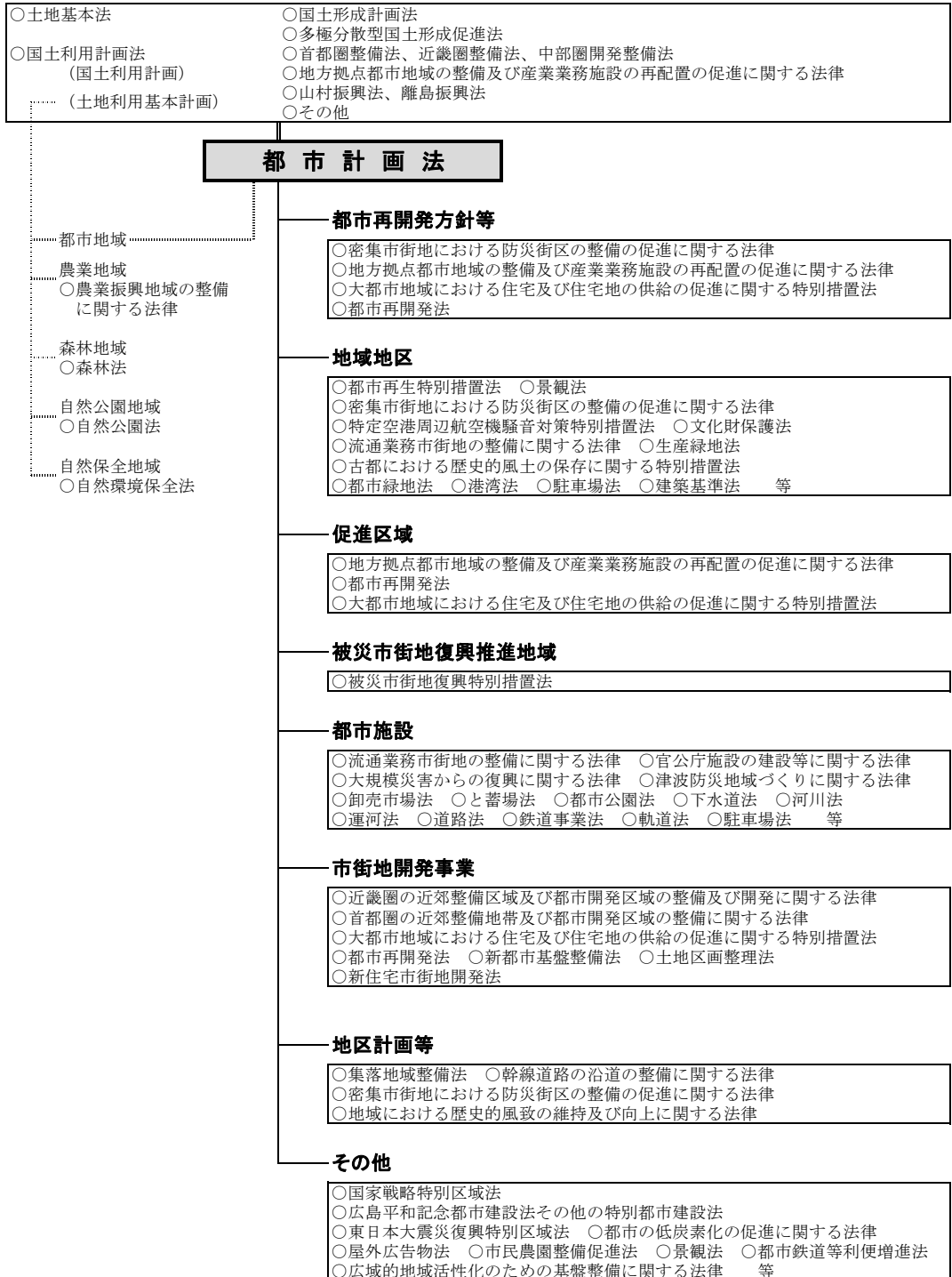
市長	副市長	総務部	総務法制課	総務係 文書法制室 情報公開係
			秘書課	秘書係 広聴係
			広報課	広報係 シティプロモーション室
			人事課	人事係 給与係 人材育成係
			財政課	財政係 資金係
			契約監理課	契約係 調達係 技術監理係
			財産活用課	財産活用係 施設営繕係
			危機管理防災課	防災対策係 地域防災係 消防係
			国際課	国際交流係 多文化共生係
			新型コロナウイルス感染症対策室	
政策推進部	企画政策課	企画係 未来創造・移住促進係 ふるさと納税推進係		
	行政マネジメント課	行政マネジメント係 施設マネジメント係		
	デジタル推進課	行政情報係 基幹情報係		
	DX推進課	スマートシティ係 DX支援係 統計データ活用係		
	バイオマス産業推進課	政策推進係 藻類産業推進室		
	男女共同参画課	男女共同参加係		
	駐屯地対策室			
経済部	経済政策課	経済政策係 経営支援係		
	企業立地課	企業誘致室 新工業団地推進室		
	観光振興課	観光企画係 ハルーン係 佐賀インターナショナルハルーンフェスタ推進室 マーケティング推進室[佐賀ハルーンミュージアム]		
	中心市街地振興室	戦略係 再生係		
農林水産部	農業振興課	農政係 生産者育成係 施設整備支援係 地産地消推進係 水田対策係		
	農村環境課	土地改良係 農村環境整備係 農業土木係 ほ場整備係		
	森林整備課	林業振興係 基盤整備係 森林管理係		
	水産振興課	振興係 基盤整備係		
都市戦略部	都市政策課	都市計画係 空き家対策室		
	緑化推進課	公園係 緑化推進係		
	建築指導課	指導係 建築審査係 開発審査係 景観係		
	交通政策課	交通政策係		
	佐賀駅周辺整備室	推進係 整備係		
建設部	建設監理課	政策総務係 管理一係 管理二係 有明海沿岸道路対策室 施設管理センター		
	用地対策課	用地対策係 国土調査係		
	建築住宅課	建築一係 建築二係 設備係 住宅政策係		
	道路整備課	事業一係 事業二係 街路整備係 維持係		
	河川砂防課	事業係 維持係 水問題対策室		
	北部建設事務所	事業係 維持係		
	南部建設事務所	事業係 維持係		
環境部	環境政策課	ゼロカーボンシティ推進室 自然環境係 生活環境係		
	循環型社会推進課	総務係 3R推進係 廃棄物対策係 施設管理係 佐賀市清掃工場南部中継所		
	環境保全課	環境保全係 クリーン業務係 環境パトロール係		
	衛生センター	管理係 施設係		
	施設機能向上推進室	施設企画係 エネルギー循環推進係		
市民生活部	市民生活課	庶務係 窓口一係 窓口二係 窓口三係 窓口四係 マイナンバーカード整備推進室 市民サービスセンター 戸籍一係 戸籍二係 つくし斎場		
	生活安全課	交通安全・防犯係 消費生活センター		
	市民税課	庶務税制係 個人市民税一係 個人市民税二係 個人市民税三係 諸税係		
	資産税課	管理・償却資産係 家屋一係 家屋二係 土地一係 土地二係		
	納税課	収納係 整理一係 整理二係 整理三係		
	人権・同和政策課	人権啓発係 同和对策係 (隣保館)(同和教育集会所)(田代ふれあいセンター)(大和教育集会所)(久保田教育集会所)		

保健福祉部	福祉総務課	政策係 地域福祉係
	生活福祉課	庶務医療係 保護一係 保護二係 保護三係 保護四係 福祉・就労支援室
	保険年金課	保険事業・財政係 給付係 資格賦課係 後期高齢者医療係 国民年金係
	健康づくり課	健康企画係 健康推進係 保健予防一係 保健予防二係 母子保健係
	障がい福祉課	障がい総務係 生活支援一係 生活支援二係 発達支援室
	高齢福祉課	長寿推進係 介護予防係 地域包括支援係
	三瀬診療所	(国民健康保険三瀬診療所)
	新型コロナウイルスワクチン接種対策室	企画係 実施係
	臨時特別給付金室	
子育て支援部	子育て総務課	子育て政策係 児童育成係
	こども家庭課	ひとり親支援係 子育て給付係 子育てコーディネート係
	保育幼稚園課	幼保支援係 幼保事業係 入所・入園係 [川原保育所][若葉保育所][城東保育所][成章保育所][松梅保育所][子育て支援施設]
地域振興部	地域政策課	地域政策係 中山間地域支援係
	協働推進課	市民活動推進係 地域コミュニティ室
	公民館支援課	公民館支援係 施設整備係 [公民館]
	スポーツ振興課	スポーツ係 スポーツコンベンション係 管理係
	歴史・文化課	政策係 歴史資産活用係 [佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館]
	文化財課	総務企画係 調査係 史跡整備係 [文化財資料館][肥前国庁跡歴史公園]
国スポ・全障スポ推進部	国民スポ・全障スポ総務課	総務企画係 市民運動係
	国民スポ・全障スポ競技課	調整係 競技一係 競技二係 競技三係 競技四係
諸富支所	総務・地域振興グループ	市民サービスグループ°
大和支所	総務・地域振興グループ	市民サービスグループ°
富士支所	総務・地域振興グループ	市民サービスグループ°
三瀬支所	総務・地域振興グループ	市民サービスグループ°
川副支所	総務・地域振興グループ	市民サービスグループ°
東与賀支所	総務・地域振興グループ	市民サービスグループ°
久保田支所	総務・地域振興グループ	市民サービスグループ°
富士大和温泉病院	事務部門	経営企画係 管理係 医事係
	診療部門	内科 外科 整形外科 眼科 呼吸器科 リハビリテーション科 放射線科 消化器科 循環器科
	診療支援部門	薬剤科 検査科 放射線科 栄養管理科 リハビリテーション科 透析科
	看護部門	外来係 透析係 2階病棟係 3階病棟係
	地域ケア部門	
会計管理者	出納室	審査係 出納係



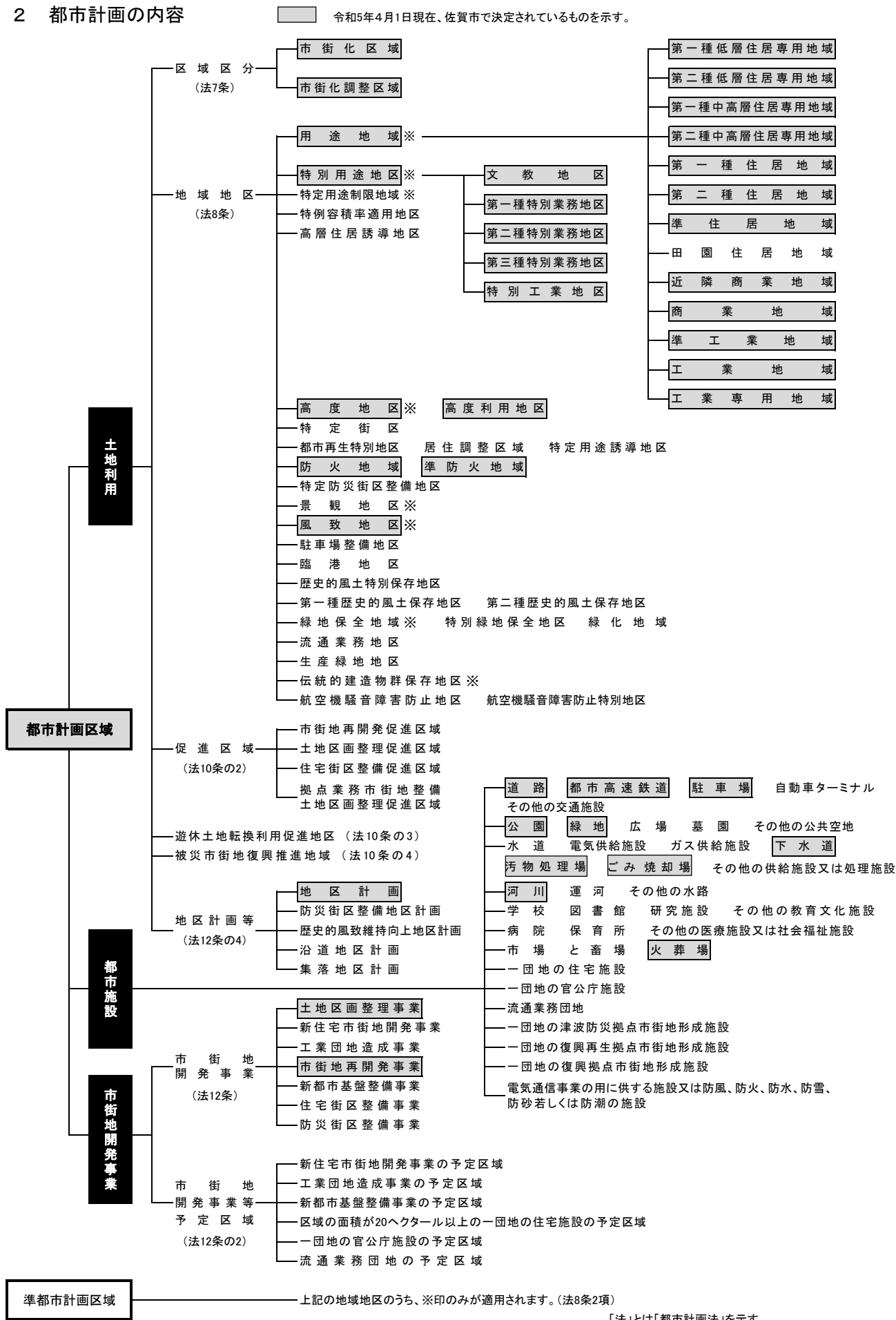
II 都市計画の概要

1 都市計画法関係法令体系

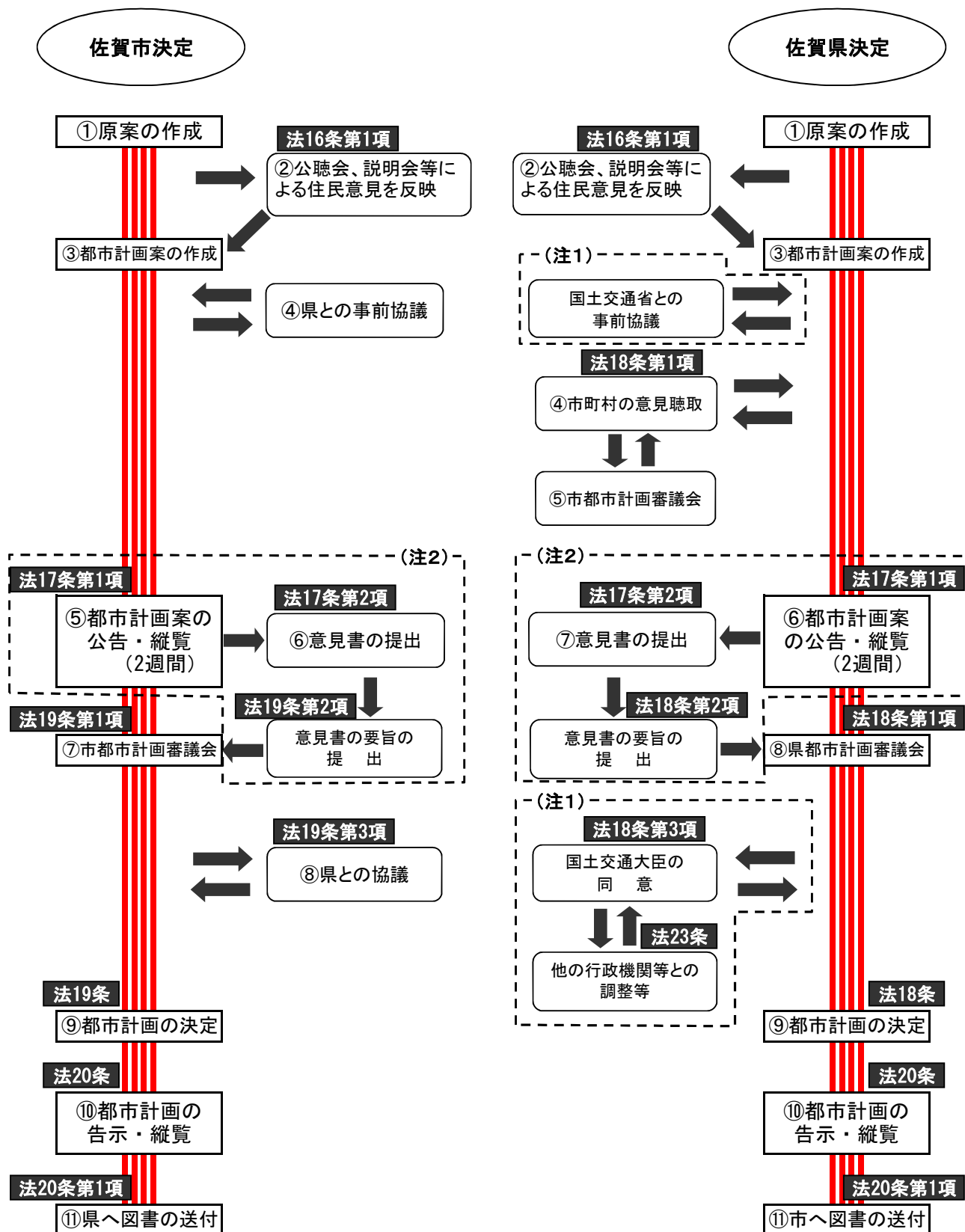


2 都市計画の内容

令和5年4月1日現在、佐賀市で決定されているものを示す。



3 都市計画決定の流れ



(注1) 国土交通大臣の同意は、名称のみの変更又は位置、区域、面積、構造等の軽易な変更については手続きを要しない。(法21条、政令14条)

(注2) 名称のみの変更の場合は、手続きを要しない。(法21条、政令14条)

「法」とは「都市計画法」を「政令」とは「都市計画法施行令」を示す。

Ⅲ 佐賀市都市計画の概要

1 都市計画区域

佐賀都市計画区域変遷表（令和5年4月1日現在）

単位：ha

告示年月日	都市計画 区域面積	行政区域 面積	区域範囲
	14,458		(注1) 佐賀市全域 10,376 諸富町全域 1,202 大和町の一部 2,880
平成22年10月1日	22,085	43,142	川副都市計画を変更して川副町の全域、東与賀町及び久保田町の全域を佐賀都市計画区域とした。 佐賀市全域 10,376 諸富町全域 1,202 大和町の一部 2,880 川副町全域 4,649 東与賀町全域 1,539 久保田町全域 1,439
	22,085	43,184	(注2)
	22,085	43,182	(注3)

(注1) 平成17年合併時の佐賀都市計画区域面積

(注2) 国土地理院が平成26年10月1日時点の「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる計測方法の変更と計測の基礎となる地図の切り替えを行ったことにより、より正確になったものである。

(注3) 国土地理院が令和3年1月1日時点の「全国都道府県市区町村別面積調」で公表した面積値計測に使用する電子国土基本図の更新に伴い、面積が変更となっている。

【参考】佐賀都市計画区域変遷表（旧佐賀市）

単位：ha

告示年月日	都市計画 区域面積	行政区域 面積	区 域 範 囲
昭和3年9月6日	909	909	佐賀市全域
昭和5年4月21日	2,855	909	佐賀市全域 兵庫村の一部 巨勢村の一部 鍋島村の一部 本庄村の一部 高木瀬村の一部 北川副村の一部 西与賀村の一部
昭和29年3月31日	5,787	4,657	昭和29年3月31日、佐賀市が巨勢村、兵庫村、高木瀬村、西与賀村、嘉瀬村と合併、同時に都市計画区域を変更した。 佐賀市 4,657 旧佐賀市 909 新巨勢町 415 新兵庫町 1,114 新高木瀬町 701 新西与賀町 538 新嘉瀬町 980 本庄村 416 鍋島村 462 北川副村 252
昭和33年7月1日	3,323.6	10,368	昭和30年に神野村外10町村との合併を完了し、都市計画区域を再検討し変更した。 ○本庁管内全域 ○巨勢町大字牛島・高尾 ○北川副町大字木原・新郷 ○本庄町大字袋・本庄・正里・末次 ○西与賀町大字厘外 ○兵庫町大字藤木・西湊・湊 ○鍋島町大字八戸溝・八戸 ○高木瀬町大字高木・東高木
昭和35年3月9日	3,335	10,368	新たに、西与賀町大字今津 11.4ha を都市計画区域に編入した。
昭和46年7月5日	14,429	10,368	大和都市計画を変更し、大和町全域より山村振興地域 2,672ha を除く地域、佐賀市及び諸富町の全域を佐賀都市計画区域とした。 佐賀市全域 10,368 諸富町全域 1,220 大和町の一部 2,841
	14,458	10,376	(注1) 佐賀市全域 10,376 (注2) 諸富町全域 1,202 大和町の一部 2,880

(注1) 面積は建設省が昭和 63. 10. 1 現在で境界未定（佐賀市及び神埼郡神埼町）の合計面積として公表したものを従来の面積比で按分したものである。

(注2) 国土地理院が「全国都道府市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和 63. 10. 1 現在の公表値より、50,000 分の 1 から 25,000 分の 1 に変更になり、より正確となったものである。

【参考】佐賀都市計画区域変遷表（諸富町）

単位：ha

告示年月日	都市計画 区域面積	行政区域 面積	区域範囲
昭和46年7月5日	14,429	1,220	大和都市計画を変更し、大和町全域より山村振興 地域2,672haを除く地域、佐賀市及び諸富町の全 域を佐賀都市計画区域とした。 佐賀市全域 10,368 諸富町全域 1,220 大和町の一部 2,841
	14,458	1,202	(注1) 佐賀市全域 10,376 (注2) 諸富町全域 1,202 大和町の一部 2,880

(注1) 面積は建設省が昭和63.10.1現在で境界未定（佐賀市及び神埼郡神埼町）の合計面積として公表したものを従来の面積比で按分したものである。

(注2) 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和63.10.1現在の公表値より、50,000分の1から25,000分の1に変更になり、より正確となったものである。

【参考】佐賀都市計画区域変遷表（大和町）

単位：ha

告示年月日	都市計画 区域面積	行政区域 面積	区域範囲
昭和35年7月8日	1,181	5,513	大和町の一部を大和都市計画区域とした。
昭和46年7月5日	14,429	5,513	大和都市計画を変更し、大和町全域より山村振興 地域2,672haを除く地域、佐賀市及び諸富町の全 域を佐賀都市計画区域とした。 佐賀市全域 10,368 諸富町全域 1,220 大和町の一部 2,841
	14,458	5,542	(注1) 佐賀市全域 10,376 (注2) 諸富町全域 1,202 大和町の一部 2,880

(注1) 面積は建設省が昭和63.10.1現在で境界未定（佐賀市及び神埼郡神埼町）の合計面積として公表したものを従来の面積比で按分したものである。

(注2) 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和63.10.1現在の公表値より、50,000分の1から25,000分の1に変更になり、より正確となったものである。

【参考】都市計画区域変遷表（川副町）

単位：ha

告示年月日	都市計画 区域面積	行政区域 面積	区域範囲
平成2年6月30日	4,649	4,649	川副町の全域を川副都市計画区域とした。

2 都市計画決定状況及び決定権者一覧

(現在佐賀市で指定、決定されているもの)

令和5年4月1日現在

都市計画の種類		決定実績	市決定		県決定	
			知事協議	大臣同意不要	大臣同意必要	
都市計画区域		22,085ha				○
市街化区域		2,955ha				○
市街化調整区域		19,130ha				
地域地区	用途地域	2,955.1ha	○			
	特別用途地区	259.4ha	○			
	高度地区	92ha	○			
	高度利用地区	0.9ha	○			
	防火地域	1.72ha	○			
	準防火地域	459.68ha				
	風致地区	13.4ha	○		○ (2以上の市町村の区域にわたる面積10ha以上のもの)	
地区計画		203.7ha	○			
都市施設	一般国道	149,690m				○
	都道府県道				○	
	その他の道路		○			
	都市高速鉄道	5,580m				○
	駐車場	1,090㎡	○			
	公園・緑地・広場	199.03ha	○		○ (都道府県が設置する面積10ha以上のもの)	○ (国が設置する面積10ha以上のもの)
	下水道 (公共下水道)	4,326.4ha	○ (その他)		○ (排水区域が2以上の市町村の区域)	
	ごみ焼却場	52,500㎡	○		○ (産業廃棄物処理施設)	
	河川	(一級河川) 16,200m	○ (準用河川)		○ (二級河川)	○ (一級河川)
	火葬場	0.5ha	○			
市街地開発事業	土地区画整理事業	466.2ha	○ (50ha以下)		○ (国の機関又は都道府県が施行する面積50ha超)	
	市街地再開発事業	0.9ha	○ (3ha以下)		○ (国の機関又は都道府県が施行する面積3ha超)	

3 佐賀市都市計画審議会

都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、佐賀市都市計画審議会を設置した。

佐賀市都市計画審議会の委員構成

令和5年4月1日現在

区 分		定 数	実 数 (内女性委員)	備 考
1号委員	学識経験者	9人以内	9人(2人)	都市工学、建築・景観、法律・経済、 商工業、農業、環境衛生、土地・建 物、その他
2号委員	市議会議員	5人以内	5人(1人)	佐賀市議会議員
3号委員	関係行政 機関の職員	3人以内	3人(0人)	佐賀国道事務所長 佐賀土木事務所長 佐賀中部農林事務所長
4号委員	住民の代表	2人以内	2人(1人)	一般公募
計			19人(4人)	

佐賀市都市計画審議会の開催状況

年 次	開催回数 (勉強会等を含む)	諮問件数
平成30年度	3回	2件
平成31年度 (令和元年度)	2回	3件
令和2年度	2回	1件
令和3年度	2回	0件
令和4年度	3回	3件

IV 土地 利用

1 市街化区域・市街化調整区域

佐賀都市計画区域区分変遷表（令和5年4月1日現在）

都市計画決定		内 容	面 積	
年 月 日	告 示 番 号		市街化 区 域	市街化 調整区域
		平成17年10月1日に1市3町1村により市町村合併した。	2,950ha	11,508ha
		平成19年10月1日に1市3町により市町合併した。	2,950ha	11,508ha
平成22年10月1日	佐賀県告示第340号	川副町、東与賀町及び久保田町の全域（7,627ha）を市街化調整区域に編入した。	2,950ha	19,135ha
平成30年9月28日	佐賀県告示第391号	都市計画に関する基礎調査の結果により、区域区分線を見直した。	2,955ha	19,130ha

【参考】佐賀都市計画区域区分変遷表（旧佐賀市）

都市計画決定		内 容	面 積	
年 月 日	告 示 番 号		市街化 区 域	市街化 調整区域
昭和46年7月6日	佐賀県告示 第340号	旧佐賀市全域及び巨勢町、北川副町、本庄町、西与賀町、鍋島町、高木瀬町の一部を市街化区域とした。	2,118ha	8,250ha
昭和55年11月1日	佐賀県告示 第740号	鍋島町、高木瀬町の一部（150ha）を市街化区域に編入した。	2,268ha	8,100ha
昭和63年1月5日	佐賀県告示 第1号	兵庫町の一部（67ha）を市街化区域に編入した。	2,335ha	8,033ha
（注1）			10,376ha	
平成10年9月2日	佐賀県告示 第484号	兵庫町の一部（132ha）を市街化区域に編入した。	2,467ha	7,909ha
平成10年12月18日	自治省告示 第285号	金立町大字金立の一部（1ha）と佐賀郡大和町大字久池井の一部（1ha）の市町の境界変更に伴い市街化区域及び市街化調整区域を修正した。	2,466ha	7,910ha

（注1）面積は建設省が昭和63.10.1現在で境界未定（佐賀市及び神埼郡神埼町）の合計面積として公表したものを従来の面積比で按分したものである。

【参考】佐賀都市計画区域区分変遷表（諸富町）

都市計画決定		内 容	面 積	
年 月 日	告 示 番 号		市街化区域	市街化調整区域
昭和46年7月6日	佐賀県告示第340号	大字寺井津、大字為重、大字山領、大字諸富津及び大字徳富の一部を市街化区域とした。	228ha	992ha
昭和55年11月1日	佐賀県告示第740号	徳富地区外（26ha）を市街化区域に編入した。	254ha	966ha
(注1)			1,202ha	
			254ha	948ha

(注1) 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和63.10.1現在の公表値より、50,000分の1から25,000分の1に変更になり、より正確となったものである。

【参考】佐賀都市計画区域区分変遷表（大和町）

都市計画決定		内 容	面 積	
年 月 日	告 示 番 号		市街化区域	市街化調整区域
昭和46年7月6日	佐賀県告示第340号	大字尼寺の一部と大字久池井の一部を市街化区域とした。	220ha	2,621ha
(注1)			2,880ha	
平成10年9月2日	佐賀県告示第483号	大字久池井の一部(9.3ha 小川東地区)を市街化区域に編入した。	229ha	2,651ha
平成10年12月18日	自治省告示第285号	大字久池井の一部(1ha)と佐賀市金立町大字金立の一部(1ha)の市町の境界変更に伴い市街化区域及び市街化調整区域を修正した。	230ha	2,650ha

(注1) 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和63.10.1現在の公表値より、50,000分の1から25,000分の1に変更になり、より正確となったものである。

2 地域地区

① 用途地域の現況

令和5年4月1日現在

種 類	面 積	容積率	建蔽率	外 壁 の 後退距離 の 限 度	建 築 物 の 敷地面積の 最低限度	建 築 物 の 高さの限度	面 積 割 合
第一種低層 住居専用地域 小 計	約 311.6ha 約 20.8ha 約 332.4ha	8/10 以下 10/10 以下	5/10 以下 6/10 以下	1.0m 1.0m	— —	10m 10m	10.5% 0.7% 11.2%
第二種低層 住居専用地域 小 計	約 10.2ha 約 10.2ha	8/10 以下	5/10 以下	1.0m	—	10m	0.4% 0.4%
第一種中高層 住居専用地域 小 計	約 593.3ha 約 8.5ha 約 601.8ha	20/10 以下 15/10 以下	6/10 以下 6/10 以下				20.1% 0.3% 20.4%
第二種中高層 住居専用地域 小 計	約 151.1ha 約 151.1ha	20/10 以下	6/10 以下				5.1% 5.1%
第 一 種 住 居 地 域 小 計	約 777.4ha 約 777.4ha	20/10 以下	6/10 以下				26.3% 26.3%
第 二 種 住 居 地 域 小 計	約 150.6ha 約 150.6ha	20/10 以下	6/10 以下				5.1% 5.1%
準住居地域 小 計	約 98.6ha 約 98.6ha	20/10 以下	6/10 以下				3.3% 3.3%
近隣商業地域 小 計	約 196.6ha 約 196.6ha	20/10 以下	8/10 以下				6.7% 6.7%
商 業 地 域 小 計	約 130.5ha 約 37.3ha 約 167.8ha	40/10 以下 50/10 以下	8/10 以下 8/10 以下				4.4% 1.3% 5.7%
準工業地域 小 計	約 349.1ha 約 349.1ha	20/10 以下	6/10 以下				11.8% 11.8%
工 業 地 域 小 計	約 77.6ha 約 77.6ha	20/10 以下	6/10 以下				2.6% 2.6%
工業専用地域 小 計	約 41.9ha 約 41.9ha	20/10 以下	6/10 以下				1.4% 1.4%
合 計	約 2,955.1ha						100.0%

② 用途地域変遷表 (令和5年4月1日現在)

単位：ha

決定告示 年月日	面積 割合	一種 低層	二種 低層	一種 中高層	二種 中高層	一種 住居	二種 住居	準 住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準工 業地 域	工業 地域	工業 専用 地域	計
平成17年 10月5日	面積	333.7	10.2	592.5	150.5	815.5	136.9	98.4	165.6	163.0	354.0	87.0	43.0	2,950.3
	%	11.3	0.3	20.1	5.1	27.7	4.7	3.3	5.6	5.5	12.0	2.9	1.5	100.0
平成22年 8月20日	面積	333.7	10.2	592.5	147.3	810.9	144.7	98.4	165.6	163.0	354.0	87.0	43.0	2,950.3
	%	11.3	0.3	20.1	5.0	27.6	4.9	3.3	5.6	5.5	12.0	2.9	1.5	100.0
平成23年 7月29日	面積	333.2	10.2	590.8	147.3	805.3	144.7	98.6	173.2	164.1	352.9	87.0	43.0	2,950.3
	%	11.3	0.3	20.0	5.0	27.3	4.9	3.3	5.9	5.6	12.0	2.9	1.5	100.0
平成27年 3月10日	面積	333.9	10.2	590.7	147.3	804.5	144.5	98.9	173.3	164.1	352.9	87.0	43.0	2,950.3
	%	11.3	0.3	20.0	5.0	27.2	4.9	3.4	5.9	5.6	12.0	2.9	1.5	100.0
平成30年 9月28日	面積	332.4	10.2	604.0	151.1	808.4	145.1	98.6	168.9	167.8	349.1	77.6	41.9	2955.1
	%	11.2	0.4	20.5	5.1	27.4	4.9	3.3	5.7	5.7	11.8	2.6	1.4	100.0
平成31年 2月1日	面積	332.4	10.2	601.8	151.1	782.9	145.1	98.6	196.6	167.8	349.1	77.6	41.9	2955.1
	%	11.2	0.4	20.4	5.1	26.5	4.9	3.3	6.7	5.7	11.8	2.6	1.4	100.0
令和5年 3月16日	面積	332.4	10.2	601.8	151.1	777.4	150.6	98.6	196.6	167.8	349.1	77.6	41.9	2955.1
	%	11.2	0.4	20.4	5.1	26.3	5.1	3.3	6.7	5.7	11.8	2.6	1.4	100.0

【参考】用途地域の変遷（旧佐賀市）

単位：ha

決定告示年月日	面積割合	住居地域			商業地域		工業地域			計				
昭和13年 4月14日	面積	294.4			225.5		302.0			821.9				
	%	35.8			27.4		36.8			100.0				
決定告示年月日	面積割合	住居地域			商業地域		準工業地域	工業地域		計				
昭和26年 7月6日	面積	340.4			271.4		230.3	74.5		916.6				
	%	37.1			29.6		25.2	8.1		100.0				
昭和32年 12月7日	面積	519.0			306.3		49.4	51.8		926.5				
	%	56.0			33.1		5.3	5.6		100.0				
昭和43年 5月10日	面積	1,241.0			306.5		131.5	149.5		1,828.5				
	%	68.0			16.7		7.1	8.2		100.0				
昭和46年 7月6日	面積	1,549.0			306.5		163.7	98.8		2,118.0				
	%	73.1			14.5		7.7	4.7		100.0				
決定告示年月日	面積割合	第一種住居 専用地域	第二種住居 専用地域	住居地域			近隣 商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業 専用 地域	計		
昭和48年 12月27日	面積	151.0	312.0	1,078.8			113.0	163.0	233.6	53.6	13.0	2,118.0		
	%	7.2	14.8	50.9			5.3	7.7	11.0	2.5	0.6	100.0		
昭和55年 11月1日	面積	242	342	1,080			113	163	251	54	23	2,268		
	%	10.7	15.0	47.6			5.0	7.2	11.1	2.4	1.0	100.0		
昭和58年 5月2日	面積	170	391	1,101			115	163	252	54	22	2,268		
	%	7.5	17.2	48.5			5.1	7.2	11.1	2.4	1.0	100.0		
昭和63年 1月5日	面積	237	391	1,101			115	163	252	54	22	2,335		
	%	10.2	16.7	47.2			4.9	7.0	10.8	2.3	0.9	100.0		
平成2年 11月16日	面積	190	409	1,130			115	163	252	54	22	2,335		
	%	8.2	17.5	48.4			4.9	7.0	10.8	2.3	0.9	100.0		
決定告示年月日	面積割合	一種 低層	二種 低層	一種 中高層	二種 中高層	一種 住居	二種 住居	準 住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業 専用 地域	計
平成8年 4月1日	面積	231	—	565	140	552	128	94	125	163	264	51	22	2,335
	%	9.9	—	24.2	6.0	23.6	5.5	4.0	5.4	7.0	11.3	2.2	0.9	100.0
平成10年 9月2日	面積	355	—	573	140	552	128	94	125	163	264	51	22	2,467
	%	14.3	—	23.2	5.7	22.4	5.2	3.8	5.1	6.6	10.7	2.1	0.9	100.0
平成10年 12月18日	面積	354	—	573	140	552	128	94	125	163	264	51	22	2,466
	%	14.3	—	23.2	5.7	22.4	5.2	3.8	5.1	6.6	10.7	2.1	0.9	100.0

【参考】用途地域の変遷（諸富町）

単位：ha

決定告示年月日	面積割合	住居地域							商業地域		準工業地域	工業地域		計
昭和46年7月6日	面積	111.0							—		84.0	33.0		228.0
	%	48.7							—		36.8	14.5		100.0
決定告示年月日	面積割合	第一種住居専用地域	第二種住居専用地域	住居地域					近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
昭和48年12月27日	面積	—	—	97					12	—	82	16	21	228
	%	—	—	42.5					5.3	—	36	7	9.2	100.0
昭和55年11月1日	面積	—	—	111					12	—	88	22	21	254
	%	—	—	43.7					4.7	—	34.6	8.7	8.3	100.0
昭和58年5月2日	面積	—	—	111					12	—	88	22	21	254
	%	—	—	43.7					4.7	—	34.6	8.7	8.3	100.0
決定告示年月日	面積割合	一種低層	二種低層	一種中高層	二種中高層	一種住居	二種住居	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
平成8年4月1日	面積	—	—	—	—	108	—	—	13	—	90	22	21	254
	%	—	—	—	—	42.5	—	—	5.1	—	35.4	8.7	8.3	100.0

【参考】用途地域の変遷（大和町）

単位：ha

決定告示年月日	面積割合	住居地域							商業地域		準工業地域	工業地域		計
昭和46年7月6日	面積	199							—		8	13		220
	%	90.4							—		3.7	5.9		100.0
決定告示年月日	面積割合	第一種住居専用地域	第二種住居専用地域	住居地域					近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
昭和48年12月27日	面積	83	—	110					6	—	8	13	—	220
	%	37.7	—	50.0					2.7	—	3.7	5.9	—	100.0
決定告示年月日	面積割合	一種低層	二種低層	一種中高層	二種中高層	一種住居	二種住居	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
平成8年4月1日	面積	78	5	—	—	113	—	—	10	—	—	14	—	220
	%	35.4	2.3	—	—	51.4	—	—	4.5	—	—	6.4	—	100.0
平成10年9月2日	面積	87.3	5	—	—	113	—	—	10	—	—	14	—	229
	%	38.0	2.2	—	—	49.3	—	—	4.4	—	—	6.1	—	100.0
平成10年12月18日	面積	87.9	5	—	—	113	—	—	10	—	—	14	—	230
	%	38.2	2.2	—	—	49.2	—	—	4.3	—	—	6.1	—	100.0
平成15年3月26日	面積	82.7	10.2	—	—	113	—	—	10	—	—	14	—	230
	%	36.0	4.4	—	—	49.2	—	—	4.3	—	—	6.1	—	100.0

注) 一種低層：第一種低層住居専用地域
 一種中高層：第一種中高層住居専用地域
 一種住居：第一種住居地域
 二種低層：第二種低層住居専用地域
 二種中高層：第二種中高層住居専用地域
 二種住居：第二種住居地域

③ 特別用途地区

令和5年4月1日現在

地区別	面積	最終指定年月日	当初指定年月日
文教地区	129.3ha	平成30年9月28日 佐賀市告示第135号	昭和48年12月27日 佐賀市告示第94号 132.0ha
第1種特別業務地区	14.2ha	平成30年9月28日 佐賀市告示第135号	昭和48年12月27日 佐賀市告示第94号 22.0ha
第2種特別業務地区	22.1ha	平成30年9月28日 佐賀市告示第135号	昭和48年12月27日 佐賀市告示第94号 13.0ha
第3種特別業務地区	72.2ha	平成30年9月28日 佐賀市告示第135号	昭和48年12月27日 佐賀市告示第94号 68.0ha
特別工業地区	21.6ha	平成30年9月28日 佐賀市告示第135号	昭和48年12月27日 諸富町告示第76号 23.0ha
計	259.4ha		

④ 高度地区

令和5年4月1日現在

種類	面積	建築物の高さの最高限度	告示年月日
高度地区 (城内周辺地区)	約92.0ha	1 建築物の高さの最高限度は、15メートルとする。 2 建築物(軒の高さが7メートル未満かつ地階を除く階数が2以下のものを除く。)の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以下の範囲にあっては当該水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。	平成14年9月13日 佐賀市告示第99号

⑤ 高度利用地区

令和5年4月1日現在

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	指 定年月日
高度利用地区 (佐賀中央第1地区)	約 0.9ha	50/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200 m ² 以上	平成 2 年 3 月 28 日
<p>・市街地再開発事業施行区域 ・壁面の位置の制限なし</p> <p>注) ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第 53 条第 3 項各号のいずれかに該当する建築物にあっては 1/10 を、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は同条第 4 項第 1 号に該当する建築物にあっては 2/10 をそれぞれ加えた数値とする。</p>						

⑥ 防火地域及び準防火地域

令和5年4月1日現在

種 別	面 積	最終指定年月日	備 考
防火地域	1.72ha	昭和 35 年 3 月 29 日 建設省告示第 395 号	中央大通り一帯 (道路両側とも奥行き 11 メートル) 準防火地域より分離
準防火地域	459.68ha	昭和 35 年 3 月 29 日 建設省告示第 395 号	当初指定年月日 昭和 24 年 8 月 29 日 建設省告示第 739 号 461.4ha

⑦ 風致地区

令和5年4月1日現在

名 称	位 置	面 積	最終指定年月日	当初指定年月日
神野公園風致地区	神園四丁目地内	6.4ha	平成 26 年 5 月 30 日 佐賀市告示第 100 号	昭和 25 年 7 月 5 日 建設省告示第 696 号 15.0ha
松原公園風致地区	松原二丁目地内	7.0ha	平成 26 年 5 月 30 日 佐賀市告示第 100 号	昭和 25 年 7 月 5 日 建設省告示第 696 号 8.0ha

3 地区計画等

地区計画

令和5年4月1日現在

名称	位置	面積	最終指定年月日	当初指定年月日
兵庫北地区	兵庫北一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目及び七丁目地内	123.4ha	平成27年3月10日 佐賀市告示第40号	平成18年5月24日 佐賀市告示第113号
佐賀 城内地区	城内一丁目、城内二丁目、水ヶ江一丁目、水ヶ江三丁目地内	64.0ha	平成22年2月19日 佐賀市告示第23号	平成19年4月20日 佐賀市告示第79号
新県立病院 建設地区	嘉瀬町大字中原字三本黒木籠及び字五本谷籠地内	6.4ha	平成20年10月1日 佐賀市告示第183号	平成20年10月1日 佐賀市告示第183号
藤木西地区	兵庫町大字藤木字一本松地内	2.2ha	平成25年3月19日 佐賀市告示第35号	平成25年3月19日 佐賀市告示第35号
東山田地区	大和町大字東山田及び大字川上地内	7.7ha	平成31年2月1日 佐賀市告示第14号	平成31年2月1日 佐賀市告示第14号

V 都 市 施 設

1 道 路

① 都市計画道路の現況

令和5年4月1日現在

規模	幅員の範囲	計 画 延 長 (m)	改 良 済 延 長 (m)	概 成 延 長 (m)	進 捗 率 (改良済/計画)
3	30m以上 40m未満	0	0	0	0.0%
	22m以上 30m未満	37,410	32,940	3,510	88.1%
4	16m以上 22m未満	71,580	47,922	3,538	66.9%
5	12m以上 16m未満	28,590	20,690	7,370	72.4%
6	8m以上 12m未満	8,880	7,020	670	79.1%
7	8m未満	3,230	3,230	0	100.0%
89 路線		149,690	111,802	15,088	74.7%

改良済延長・・・道路用地が計画幅員どおり確保されており、一般の通行の用に供している道路延長をいう。

概成延長・・・改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道（おおむね計画幅員の2/3以上または4車線以上の幅員を要する道路とする。必ずしも都市計画道路の区域内に含まれる道路とは限らない。）の延長をいう。

都市計画道路の番号の付し方

○ ・ ○ ・ ○○

↑ ↑ ↑

区分 規模 一連番号

◆区分 1 = 自動車専用道路

3 = 幹線街路

7 = 区画街路

8 = 歩行者専用道及び自転車専用道又は自転車歩行者専用道

9 = 都市モノレール専用道等

10 = 路面電车道

◆規模 1 = 幅員 40メートル以上

2 = 幅員 30メートル以上 40メートル未満

3 = 幅員 22メートル以上 30メートル未満

4 = 幅員 16メートル以上 22メートル未満

5 = 幅員 12メートル以上 16メートル未満

6 = 幅員 8メートル以上 12メートル未満

7 = 幅員 8メートル未満

◆一連番号 当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号に付する。

② 都市計画道路一覧
佐賀都市計画道路

令和5年4月1日現在

番号	名称 路線名 (旧路線名)	位置		幅員 (m)	車線 数	延長(m)			計画決定告示番号及び年月日			概要
		起点	終点			計画	改良済	概成済	当初	最終(名称変更)	履歴(内容)	
1・4・1	西寺井三重線	早津江 川右岸 (6km1 00m付 近)	諸富町 大字為 重字三 重分	20.5 (20.5 20.5~ 60.0)	4	1,150 (480 670)	0	900	県告示第85号 H20.2.29	県告示第85号 H20.2.29		
1・4・2	下古賀嘉瀬町線	東与賀 町大字 下古賀 字一本 杉	嘉瀬町 大字十 五字一 本谷筈	20.5 (20.5 70.0 20.5~ 50.0 20.5~ 70.0)	4	5,010 (2,940 430 770 870)	0	0	県告示第84号 H20.2.29	県告示第74号 H28.3.1	H20.2.29(W=20.5) H28.3.1(佐賀JCT,一部幅員)	立交・・・ 幹線道路佐 賀空港線 幹線道路東 与賀佐賀線DP 幹線道路佐 賀外環状線 幹線道路西 与賀線 幹線道路十 五中原線
1・4・3	大和嘉瀬線	大和町 大字久 留間字 四本松 六角	嘉瀬町 大字中 原字三 本谷筈	20.5 (7.0~ 80.0)	4	7,450 (7,450)	0	0	県告示第75号 H28.3.1	県告示第75号 H28.3.1	H28.3.1(W=20.5)	立交・・・ JR長崎本線 国道34号線 天草江北島線 国道207号線 1.4.2
1・4・301	福富南里線	川副町 大字福 富字一 本松	川副町 大字南 里字三 本榎	20.5 (20.5 20.5)	4	2,550 (460 2,090)	0	0	県告示第82号 H20.2.29	県告示第342号 H22.10.1	H20.2.29 H22.10.1(番号)	立交・・・ 川副中央幹 線 佐賀川副線 佐賀空港線
3・3・1	環状北線 (新村土井線)	鍋島町 大字森 田字江 里分	神埼郡 千代田 町大字 境原字 五ノ坪	24 (24~33.5) (25) (25~32) JR立体24 (24~38) (29.5~48)	—	9,980 (800 1,810 590 340 380 1,750)	8,970	1,010	内告示第208号 S9.4.19	県告示第157号 H4.3.19	S9.4.19(W=11) S43.3.30(L=5,030,W=25,名称,番号) S46.11.5(起終点,L=8,930,W=24) S50.9.22(平面→立体,一部W=24→24~ 33.5) S58.12.23(番号) S63.5.30(平面→立体) H4.3.19(L=9,980,平面→立体)	国道34号 立交・・・ JR長崎本線 3・3・2 3・3・4 3・3・5 3・4・10
3・3・2	環状東線 (修理田三軒屋線)	兵庫町 大字西 淵字三 本柳	南佐賀 二丁目	25~33 (25) (25~33)	4	4,590 (4,025) (565)	3,930	660	内告示第208号 S9.4.19	県告示第609号 H19.11.12	S9.4.19(W=11) S36.5.24(起終点,L=2,430) S43.3.30(L=5,020,W=22,名称,番号) S59.1.23(番号,起終点,L=5,000,一部幅員) S62.12.2(交差点) S63.5.30(起終点,L=4,590,W=22→25,立体 →平面) H2.3.28(交差点) H18.12.25(車線数) H19.11.12(交差点)	立交・・・ JR長崎本線 3・3・1
3・3・3	環状南線	木原二 丁目	下田町	22 (20) (28)	—	4,760 (1,880) (380)	4,610	150	建告示第606号 S43.3.30	県告示第614号 H8.12.6	S43.3.30(L=4,760,W=22) S58.12.23(番号変更) S63.5.30(立体→平面) H8.12.6(交差点,平面→立体)	国道208号 立交・・・3・3・30
3・3・4	環状西線 (八戸新村線)	八戸二 丁目	鍋島町 大字新 久字地 蔵筈	22 (16) (22~34)	—	5,220 (2,350) (440)	4,300	920	内告示第208号 S9.4.19	県告示第67号 H27.2.20	S9.4.19(W=11) S40.10.15(L=2,700,一部W=18(L=1165 分)) S43.3.30(L=2,870,W=22,名称,番号) S46.11.5(L=2,870,W=22) S50.9.22(L=5,140,一部W=22~28→22~ 32) S51.2.2(交差点) S55.11.1(終点,L=5,220,線形) S58.12.23(番号) H27.2.20(交差点)	国道208号 立交・・・ JR長崎本線 3・3・1
3・3・5	佐賀大和線 (与賀町高木線)	川原町	大和町 大字久 池井字 平原	25 (25) (22) (30)	4	8,930 (4,860) (1,370) (2,700)	8,930	0	S6.9.29	県告示第262号 H24.10.5	S6.9.29(W=15(一部W=24・25)) S8.6.27(一部W=26.5・25) S35.12.19(大和当初,L=3,240,W=12) S44.2.12(一部W=15→25) S45.11.10(立体→高架) S50.9.22(一部W=15→22) S55.4.21(名称,終点,L=9,050,W=15~25 →25) S58.12.23(番号) S60.8.30(平面→立体) H1.2.22(交差点) H4.3.19(L=9,070,一部W=15→30) H6.7.4(交差点) H7.4.10(終点,L=8,930,大和一部W=25→ 16.5~25) H8.12.6(一部W=15→30) H18.9.27(交差点,車線数) H24.10.5(交差点)	国道263・264号 長崎自動車道 に接続 立交・・・ JR長崎本線 3・3・1 自動車専用道 路
3・3・30	与賀町鹿子線	与賀町	東与賀 町大字 田名字 一本松	23 (15) (23) (29) (29~37) (30) (30~37)	4	3,930 (2) (470) (1,360) (510) (4) (480) (4) (780) (4) (330)	2,070	0	内告示第191号 S8.6.27	県告示第83号 H20.2.29	S8.6.27(W=15) S58.12.23(番号) H8.12.6(一部W=15→30,番号) H18.9.27(起終点,車線数) H20.2.29(終点,L=3,930,W=30→23)	立交・・・ 1・4・2 3・3・3
3・4・6	佐賀駅下古賀線 (佐賀駅中の館線) (中の館末次線) (佐賀駅末次線)	駅前中 央一丁 目	東与賀 町大字 下古賀 字一本 杉	20 (15) (18) (20) (28)	2	5,310 (2) (880) (2) (450) (2) (3790) (2) (190)	5,050	260	S6.9.29	県告示第224号 R4.9.27	S6.9.29(W=20(一部W=15),広場S=4,700) S9.4.19(W=11)※中の館末次線 S12.3.31(S=2040) S37.3.29(L=2,250(変更L=80)) S43.3.30(番号) S45.11.10(起終点,L=2,340) S49.11.5(L=3,030) S59.1.23(一部W=15→18,番号) H3.12.13(唐人街角広場,一部W=23) H4.2.6(駅前街角広場,一部W=27) H18.12.25(車線数) H20.2.29(終点,L=5,310,交差点,名称) R4.9.27(車線数4車線→2車線)	Ⅱ・3・7中館末 次線と合併 立交・・・ 1・4・2
	(佐賀駅南口広場)	駅前中央一丁目				5,200㎡						

名称		位置		幅員 (m)	車線 数	延長(m)			計画決定告示番号及び年月日			摘要
番号	路線名 (旧路線名)	起点	終点			計画	改良	概成	当初	最終(名称変更)	履歴(内容)	
3・4・7	東高木線	神野東 四丁目	高木瀬 東五丁 目	16 (22)	2	2,250 (860)	2,250	0	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25	S8.6.27(W=11) S43.3.30(L=2,250,W=16,番号) S58.12.23(番号) H18.12.25(車線数)	
3・4・8	三溝線	神野東 二丁目	八丁畷 町	20	2	920	240	680	S6.9.29	市告示第40号 R2.3.30	S6.9.29(W=11) S8.6.27(一部W=15,番号) S32.12.7(L=1,090,W=20,広場S=2,539.2, 番号) S45.11.10(起点,L=920) S58.12.23(番号) H18.12.25(車線数) R2.3.30(車線数 4車線→2車線)	
	(佐賀駅北口広場)	神野東二丁目				2,800㎡						
3・4・9	大財新家線	駅前中 央一丁 目	駅前中 央二丁 目	21 (12)	4	540 (230)	540	0	県告示第473号 S45.11.10	県告示第743号 H18.12.25	S45.11.10 S52.12.19(一部W=21→22) S58.12.23(番号) H18.12.25(車線数)	立交… JR長崎本線
3・4・10	神野町上高木線	神野西 四丁目	高木瀬 西四丁 目	16 (16~22)	2	2,210 (360)	2,210	0	県告示第551号 S47.11.6	県告示第743号 H18.12.25	S47.11.6 S58.12.23(番号) H18.12.25(車線数)	立交… 3・3・1
3・4・11	今津線	西田代 二丁目	西与賀 町大字 屋外字 四本杉	16 (11)	2	2,400 (350)	2,400	0	内告示第191号 S8.6.27	県告示第225号 H23.7.29	S8.6.27(w=11) S34.9.11(L=2,397,一部W=16) S37.8.10(L=2,400) S57.3.5(一部W=11~16→16) S58.12.23(番号) H18.12.25(車線数) H23.7.29(一部W=16→W=11)	
3・4・13	扇町森田線	嘉瀬町 大字扇 町字 扇町	鍋島町 大字森 田字二 本榎	16 (16~24)	2	2,750 (560)	2,282	468	県告示第566号 S46.11.5	県告示第67号 H27.2.20	S46.11.5 S50.9.22(一部W=16~22→16~24) S58.12.23(番号) H18.12.25(車線数) H27.2.20(交差点)	立交… JR長崎本線
3・4・14	鍋島駅南線	鍋島町 大字八 戸字三 本杉	鍋島町 大字八 戸字三 本杉	16	2	200	200	0	県告示第566号 S46.11.5	県告示第743号 H18.12.25	S46.11.5(L=220,W=16) S58.12.23(番号) H18.12.25(車線数)	
3・4・15	鍋島駅北線 (鍋島駅前線)	鍋島町 大字八 戸溝字 一本榎	鍋島町 大字八 戸溝字 二本黒 木	18	2	400	0	120	内告示第208号 S9.4.19	県告示第743号 H18.12.25	S9.4.19(W=11) S43.3.30(番号) S46.11.5(L=400,W=18) S58.12.23(番号) H18.12.25(車線数)	
	(鍋島駅北口広場)	鍋島町大字八戸溝字一本榎				1,000㎡						
3・4・16	城内線	水ヶ江 三丁目	本庄町 大字本 庄字一 本松	16 (11)	2	2,320 (570)	2,120	200	内告示第191号 S8.6.27	県告示第262号 H24.10.5	S8.6.27(W=11) S43.3.30(L=2,310,W=16,番号) S47.11.6(線形) S57.3.5(一部W=11~16→16) S58.12.23(番号) H8.12.6(交差点) H12.1.12(L=2,320,一部線形,車線数) H24.10.5(交差点)	
3・4・17	上多布施町北島線	多布施 二丁目	嘉瀬町 大字扇 町字一 本杉	16	2	3,140	2,730	410	内告示第191号 S8.6.27	市告示第66号 H30.4.16	S8.6.27(W=15) S13.12.16(W=11) S43.3.30(L=2,850,W=16,番号) S46.11.5(L=2,820,W=16) S58.12.23(番号) H4.3.19(L=2,810,交差点) H18.12.25(車線数) H30.4.16(区域, L=3,140)	
3・4・18	大財修理田線	大財三 丁目	巨勢町 大字修 理田字 五本黒 木	16	2	1,570	1,570	0	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25	S8.6.27 S59.1.23(終点,L=1,650,W=11→16,番号) S62.12.2(交差点) S63.5.30(起点,L=1,570) H4.12.16(交差点) H18.12.25(車線数)	
3・4・19	草場大財町線	神野東 一丁目	大財三 丁目	20	2	940	670	270	県告示第473号 S45.11.10	県告示第468号 H11.8.25	S45.11.10(L=920,W=16) S58.12.23(番号) H6.7.4(L=940,W=20) H11.8.25(※ケットパーク新設,車線数)	
3・4・20	新家線	神野東 一丁目	栄町	16	2	790	740	50	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25	S8.6.27(W=11) S37.7.15(L=800,W=11) S45.11.10(W=12→16) S58.12.23(番号) H6.7.4(交差点) H8.12.6(交差点) H18.12.25(車線数)	
3・4・21	江頭線	神園五 丁目	鍋島町 大字八 戸溝字 二本柳	16	2	1,900	1,140	0	内告示第208号 S9.4.19	県告示第743号 H18.12.25	S9.4.19(W=11) S43.3.30(L=2,580,W=12,番号) S46.11.5(終点,L=1,900,W=16) S58.12.23(番号) H18.12.25(車線数)	
3・4・23	三溝藤木線 (藤木線)	神野東 二丁目	兵庫町 大字西 洞字四 本柳	16 (16) (19) (20)	2	2,160 (1,120) (50) (990)	2,110	50	内告示第191号 S8.6.27	市告示第178号 H19.11.12	S8.6.27(W=15) S9.4.19(W=11)※藤木線当初 S43.3.30(L=2,250,W=16)藤木線と合併 S59.1.23(終点,L=2,100,番号) H5.3.10(交差点) H8.12.6(交差点) H10.9.9(L=2,160,一部W=16→16~20) H18.12.25(車線数) H19.11.12(交差点)	
3・4・24	若宮新村線	若宮一 丁目	開成五 丁目	16	2	2,080	2,080	0	県告示第551号 S47.11.6	県告示第743号 H18.12.25	S47.11.6(L=2,090,W=16) S58.12.23(番号) H8.12.6(起点,L=2,080,交差点) H18.12.25(車線数)	
3・4・25	上高木川原屋敷線 (上高木線)	高木瀬 西五丁 目	高木瀬 西四丁 目	16	2	590	590	0	県告示第551号 S47.11.6	市告示第148号 H19.9.12	S47.11.6(L=740,W=12~16) S51.2.6(L=2,510,W=12→16) S55.11.1(交差点) S58.12.23(番号) H18.12.25(車線数) H19.9.12(終点, L=590,名称)	
3・4・26	鍋島中央線	鍋島二 丁目	鍋島三 丁目	16	2	500	500	0	県告示第742号 S55.11.1	県告示第743号 H18.12.25	S55.11.1 S58.12.23(番号) H18.12.25(車線数)	
3・4・27	津留鍋島線	鍋島二 丁目	鍋島二 丁目	16	2	580	580	0	県告示第742号 S55.11.1	県告示第743号 H18.12.25	S55.11.1 S58.12.23(番号) H18.12.25(車線数)	

番号	名称 路線名 (旧路線名)	位置		幅員 (m)	車線 数	延長(m)			計画決定告示番号及び年月日			摘要
		起点	終点			計画	改良	済済	当初	最終(名称変更)	履歴(内容)	
3・4・33	大崎南里線	水ヶ江 五丁目	北川副 町大字 新郷字 一本杉	16	2	1,620	1,620	0	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25	S8.6.27(W=11(一部W=15)) S58.12.23(番号) S59.7.16(一部幅員W=11→16,番号) H7.4.10(L=1,620,W=16,番号) H18.12.25(車線数)	
3・4・34	水ヶ江町枝吉線 (水ヶ江枝吉線)	水ヶ江 二丁目	北川副 町大字 江上字 一本柳	16	2	1,660	1,660	0	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25	S8.6.27(W=11) S58.12.23(番号) S61.7.30(終点,L=1,660,W=16) S63.5.30(交差点) H18.12.25(車線数)	
3・4・35	高尾線	巨勢町 大字牛 島字一 本松	巨勢町 大字高 尾字五 本黒木	16	—	1,400	1,400	0	S6.9.29	県告示第214号 H2.3.28	S6.9.29(W=11) S8.6.27(番号) S58.12.23(番号) H2.3.28(起点,L=1,400)	国道264号
3・4・44	大財木原線 (東田代町線)	大財五 丁目	木原一 丁目	16	2	2,510	2,510	0	S6.9.29	県告示第743号 H18.12.25	S6.9.29(W=11) S8.6.27(番号) S58.12.23(番号) S63.5.30(起終点,L=2,510,W=16,名称,番 号) H18.12.25(車線数)	
3・4・46	呉服元町潤線 (唐人町潤線) (大財呉服元町線)	呉服元 町	兵庫南 一丁目	16	2	1,780	1,130	0	S6.9.29	市告示第21号 H19.2.23	S6.9.29(W=11(一部W=15)) S8.6.27(番号) S13.12.16(一部W=12) S43.3.30(L=1,750,一部W=16) S58.12.23(終点,L=1,840,番号) S62.12.12(交差点) S63.4.15(交差点) H1.2.22(W=11→16,番号) H18.12.25(車線数) H19.2.23(名称,起点,L=1,780m)	
3・4・50	白山 中央本 町線	白山二 丁目	呉服元 町	16	2	500	280	0	県告示第102号 H1.2.22	県告示第743号 H18.12.25	H1.2.22 H18.12.25(車線数)	
3・4・53	大財藤木線	大財五 丁目	兵庫町 大字藤 木字五 本杉	16	2	850	850	0	県告示第128号 H5.3.10	市告示第136号 H22.6.24	H5.3.10 H18.12.25(車線数) H22.6.24(W=16→12,歩道、交差点)	
3・4・54	神野町八戸溝線	神野西 二丁目	八戸溝 一丁目	18	2	1,960	1,340	620	県告示第401号 H6.7.4	県告示第743号 H18.12.25	H6.7.4 H8.12.6(交差点) H18.12.25(車線数)	
3・4・55	大財西中野線	兵庫町 大字藤 木字四 本松	兵庫町 大字藤 木字二 本松	20	2	480	480	0	県告示第93号 H13.3.9	県告示第609号 H19.11.12	H13.3.9 H19.11.12(交差点)	
3・4・56	中野森線	兵庫町 大字藤 木字四 本松	兵庫町 大字藤 木字二 本松	20	2	720	720	0	県告示第490号 H10.9.9	市告示第178号 H19.11.12	H10.9.9 H18.12.25(車線数) H19.11.12(交差点)	
3・4・57	西中野線	兵庫町 大字藤 木字三 本松	兵庫町 大字藤 木字三 本松	16 (16~17)	2	190 (190)	190 (190)	0	県告示第490号 H10.9.9	市告示第178号 H19.11.12	H10.9.9 H18.12.25(車線数) H19.11.12(交差点)	
3・4・58	藤木土井線	兵庫町 大字藤 木字五 本杉	兵庫町 大字藤 木字二 本松	20	2	820	820	0	県告示第490号 H10.9.9	市告示第178号 H19.11.12	H10.9.9 H18.12.25(車線数) H19.11.12(交差点)	
3・4・59	藤木西潤線	兵庫町 大字藤 木字三 本杉	兵庫町 大字西 潤字三 本柳	20	2	710	710	0	県告示第490号 H10.9.9	市告示第178号 H19.11.12	H10.9.9 H18.12.25(車線数) H19.11.12(交差点)	
3・4・60	藤木線	兵庫町 大字藤 木字二 本杉	兵庫町 大字藤 木字三 本杉	16 (16~17)	2	520 (520)	520 (520)	0	県告示第490号 H10.9.9	市告示第178号 H19.11.12	H10.9.9 H18.12.25(車線数) H19.11.12(交差点)	
3・4・61	夢咲貝町線	高木瀬 町大字 東高木	兵庫町 大字藤 木字一 本松	16 (10) (14) (16) (16~17) (10~16) (14~17) (12~13)	2	1,260 (340) (120) (100) (550) (40) (50) (60)	1,260	0	県告示第490号 H10.9.9	市告示第178号 H19.11.12	H10.9.9 H18.12.25(車線数) H19.11.12(交差点)	立交・・・ 3・4・2
3・4・62	鍋島線 (上高木鍋島線)	鍋島四 丁目	鍋島五 丁目	16	2	670	670	0	市告示第148号 H19.9.12	市告示第148号 H19.9.12	H19.9.12	
3・4・103	牛津川上線	大和町 大字川 上字別 所	大和町 大字東 山田字 一本松 五	16	2	2,630	1,060	100	建告示第2684 号 S35.12.19	県告示第743号 H18.12.25	S35.12.19(L=2,110,W=8) S58.12.23(番号) H7.4.10(起終点,L=2,630,W=10.75~16, 番号) H18.12.25(車線数)	
3・4・105	惣座川上線	大和町 大字久 池井字 五本杉	大和町 大字東 山田字 一本杉 四	16	2	580	0	0	県告示第293号 H7.4.10	県告示第743号 H18.12.25	H7.4.10 H18.12.25(車線数)	
3・4・201	上大津諸富線	諸富町 大字徳 富字天 神	諸富町 大字諸 富津字 二本松 七	16	2	1,010	830	180	県告示第80号 S48.2.26	県告示第743号 H18.12.25	S48.2.26 S55.11.1(名称) H18.12.25(車線数)	
3・5・28	水ヶ江町新郷線	水ヶ江 一丁目	北川副 町大字 新郷字 四本黒 木	15	—	2,520	1,150	1,370	S6.9.29	市告示第38号 R3.3.12	S6.9.29(W=11(一部W=15・18),広場S=600) S8.6.27(W=15(一部W=18),番号) S37.3.29(L=2,520) S58.12.23(番号) S63.5.30(交差点) R3.3.12(線形、W=15(一部W=16.5))	国道208号

名称		位置		幅員 (m)	車線 数	延長(m)			計画決定告示番号及び年月日			摘要
番号	路線名 (旧路線名)	起点	終点			計画	改良済	概成済	当初	最終(名称変更)	履歴(内容)	
3・5・29	水ヶ江町神野町線	松原三丁目	駅前中央二丁目	15 (22)	2	1,880 (810)	1,880	0	S6.9.29	県告示第743号 H18.12.25	S6.9.29(W=11(一部W=15・16・17)) S8.6.27(W=15(一部W=26.5・24),番号) S37.3.29(L=1,870,W=15) S45.11.4(L=1,880,平面) S49.11.5(一部W=15→22) S58.12.23(番号) H1.2.22(交差点) H18.12.25(車線数)	立交・・・ JR長崎本線
3・5・31	北堀端扇町線	松原一丁目	嘉瀬町大字扇町字四本松	15 (16) (18) (20)	2	3,390 (610) (330) (260)	3,110	280	S6.9.29	県告示第592号 H18.9.27	S6.9.29(W=15(一部W=18),広場S=3,100) S8.6.27(広場S=3,400) S10.11.16(一部W=19,S=3,300) S12.3.31(一部W=20) S46.11.5(終点L=3,390) S58.12.23(番号) H8.12.6(交差点) H18.9.27(交差点,車線数)	国道207号 国道264号
3・5・32	北堀端修理田線	松原二丁目	兵庫町大字洞字一本松	15 (16) (18) (20)	—	3,220 (250) (200) (250)	2,490	730	S6.9.29	県告示第651号 H4.12.16	S6.9.29(W=15(一部W=18)) S10.11.16(W=20(一部W=18)) S58.12.23(番号) S62.12.2(交差点) H2.3.28(交差点) H4.12.16(終点L=3,220)	国道264号
3・5・37	八戸天祐線 (八戸町刑務所線)	八戸一丁目	天祐二丁目	12	2	1,010	590	420	建告示第518号 S24.5.28	市告示第21号 H27.2.20	S24.5.28(W=8) S55.12.27(L=252→1,010,W=8→12,名称,番号) S58.12.23(番号) H18.12.25(車線数) H27.2.20(交差点)	
3・5・38	草場線	駅前中央一丁目	神野東二丁目	12	2	300	300	0	市告示第53号 S45.11.4	市告示第239号 H18.12.25	S45.11.4 S58.12.23(番号) H18.12.25(車線数)	立交・・・ JR長崎本線
3・5・39	八戸溝線 (八戸溝角目線)	開成四丁目	開成三丁目	12	2	860	860	0	県告示第551号 S47.11.6	市告示第239号 H18.12.25	S47.11.6(L=1,180,W=16) S50.9.22(終点L=860,W=12,名称) S58.12.23(番号) H18.12.25(車線数)	
3・5・41	東高木木角線 (植木橋東高木線)	高木瀬東二丁目	鍋島一丁目	12 (16)	2	3,270 (720)	2,450	290	建告示第329号 S44.2.12	市告示第127号 R1.7.10	S44.2.12(L=1,630,W=12) S55.11.1(終点L=3,270,名称) S58.12.23(番号) H18.12.25(車線数) R1.7.10(一部幅員W12.0→W12.0～15.0)	
3・5・42	増田線	鍋島六丁目	鍋島六丁目	12	2	460	460	0	市告示第75号 S55.11.1	市告示第239号 H18.12.25	S55.11.1 S58.12.23(番号) H18.12.25(車線数)	
3・5・49	下村西中野線	兵庫南一丁目	兵庫南二丁目	12	2	780	780	0	県告示第773号 S62.12.2	市告示第239号 H18.12.25	S62.12.2 H10.9.9(終点L=990→780) H18.12.25(車線数)	
3・5・63	中原十五線	嘉瀬町大字中原字三本松	嘉瀬町大字十五字二本谷	15	2	1,460	920	540	県告示第83号 H20.2.29	県告示第83号 H20.2.29	H20.2.29	立交・・・ 1・4・2
3・5・101	福田久池井線	大和町大字尼寺字二本松	大和町大字久池井字四本杉	12	—	2,050	0	2,050	建告示第2684号 S35.12.19	県告示第219号 H29.3.7	S35.12.19(L=3,460,W=12) S58.12.23(番号) H10.9.9(交差点) H29.3.7(交差点)	国道263号
3・5・102	久留米小城線	大和町大字久池井字福島	大和町大字東山田字四本松	12	2	2,770	2,550	220	建告示第2684号 S35.12.19	県告示第262号 H24.10.5	S35.12.19(L=2,779,W=12) S58.12.23(名称) S60.8.30(立体) H13.9.5(交差点,車線数) H24.10.5(終点,線形)	
3・5・107	尼寺小川線 (尼寺真島線)	大和町大字尼寺字印籠	大和町大字久池井字四本柳	13	2	1,670	200	1,470	建告示第2684号 S35.12.19	市告示第239号 H18.12.25	S35.12.19(L=373,W=8) S58.12.19(番号) H10.9.9(L=1,670,W=13,名称,番号) H18.12.25(車線数)	
3・5・108	小川東古賀線	金立町大字金立字八本杉	大和町大字久池井字四本柳	14	2	610	610	0	町告示第83号 H10.9.9	市告示第239号 H18.12.25	H10.9.9 H18.12.25(車線数)	
3・5・202	諸富臨港線	諸富町大字諸富津字二本松	諸富町大字為重字石塚分弁財天東	12	2	690	690	0	県告示第80号 S55.11.1	市告示第239号 H18.12.25	S55.11.1 H18.12.25(車線数)	
3・5・301	川副線	川副町大字南里字二本谷	川副町大字南里字四本谷	15	2	1,400	1,400	0	県告示第81号 H20.2.29	県告示第342号 H22.10.1	H20.2.29 H22.10.1(番号)	立交・・・ 1・4・301(福富南里線)
3・6・22	神野町線	神野西二丁目	神園二丁目	11	2	970	860	110	内告示第191号 S8.6.27	市告示第182号 H23.7.29	S8.6.27(W=11) S47.11.6(L=980,W=11→16) S58.12.23(番号) H8.12.6(起点L=970,交差点) H18.12.25(車線数) H23.7.29変更(一部W=16→W=11)	
3・6・47	上多布施町大財町線	天神一丁目	大財五丁目	11 (16)	2	1,580 (450)	1,530	50	S6.9.29	市告示第239号 H18.12.25	S6.9.29(W=11) S8.6.27(W=18(一部W=11),番号) S13.12.16(W=11,番号) S43.3.30(番号) S58.8.29(一部W=11→16,番号) S63.4.15(終点L=1,580) H4.3.19(交差点) H18.12.25(車線数)	
7・6・1	西魚町青木橋線 (西魚町線)	伊勢町	多布施二丁目	8	—	700	190	0	建告示第246号 S23.6.5	建告示第518号 S24.5.28 (S58.12.23)	S23.6.5(W=8) S24.5.28(番号) S58.12.23(番号)	
7・6・2	妙安寺小路上多布施町線 (妙安寺小路多布施町線)	伊勢町	多布施一丁目	8	—	250	160	90	建告示第518号 S24.5.28	市告示第11号 H4.3.19	S24.5.28(W=8) S58.12.23(番号) H4.3.19(起点L=250)	
7・6・3	夕日町佐賀線 (夕日町線)	中央本町	愛敬町	8	—	580	480	100	建告示第246号 S23.6.5	建告示第518号 S24.5.28 (S58.12.23)	S23.6.5(W=8) S24.5.28(番号) S58.12.23(番号)	
7・6・4	東魚町線	中央本町	呉服元町	8	—	200	170	30	建告示第246号 S23.6.5	市告示第9号 H1.2.23	S23.6.5(W=8) S58.12.23(番号) H1.2.23(終点L=200)	

名称		位置		幅員 (m)	車線 数	延長(m)			計画決定告示番号及び年月日			摘要
番号	路線名 (旧路線名)	起点	終点			計画	改良	概成	当初	最終(名称変更)	履歴(内容)	
7-6-5	呉服町大財町線	呉服元町	愛敬町	8	—	670	670	0	建告示第518号 S24.5.28	建告示第518号 S24.5.28 (S58.12.23)	S24.5.28(W=8) S58.12.23(番号)	
7-6-6	新町線	駅南本町	駅南本町	8	—	30	30	0	建告示第246号 S23.6.5	建告示第246号 S23.6.5 (S58.12.23)	S23.6.5(W=8) S58.12.23(番号)	
7-6-7	大島線	多布施二丁目	多布施三丁目	8	—	630	320	0	建告示第518号 S24.5.28	市告示第11号 H4.3.19	S24.5.28(W=8) S58.12.23(番号) H4.3.19(起点,L=630)	
7-6-8	寺町線	唐人二丁目	大財一丁目	8	—	160	120	40	建告示第246号 S23.6.5	建告示第246号 S23.6.5 (S58.12.23)	S23.6.5(W=8) S58.12.23(番号)	
7-6-9	唐人町寺町分1号線	唐人二丁目	愛敬町	8	—	140	0	0	建告示第246号 S23.6.5	建告示第246号 S23.6.5 (S58.12.23)	S23.6.5(W=8) S58.12.23(番号)	
7-6-10	向栄橋線	白山二丁目	白山二丁目	8	—	90	90	0	建告示第246号 S23.6.5	建告示第246号 S23.6.5 (S58.12.23)	S23.6.5(W=8) S58.12.23(番号)	
7-6-101	尼寺春日線	大和町大字尼寺字印鑰	大和町大字久池井字四本松	8	—	420	420	0	建告示第2684号 S35.12.19	町告示第83号 H10.9.9	S35.12.19(L=635,W=8) S58.12.19(番号) H10.9.9(起点,L=640→420)	
7-6-103	福田礫石線	大和町大字尼寺字鍵尼	大和町大字久池井字三本松	8	—	730	370	250	建告示第2684号 S35.12.19	建告示第2684号 S35.12.19 (S58.12.19)	S35.12.19 S58.12.19(番号)	
7-7-11	高架側道1号線	駅前中央三丁目	駅前中央三丁目	6	—	560	560	0	市告示第74号 S48.11.10	市告示第136号 H22.6.24	S48.11.10(L=550) S58.12.23(番号) H5.3.8(終点,L=610) H22.6.24(L=560)	
7-7-12	高架側道2号線	神野西一丁目	神野西一丁目	6	—	400	400	0	市告示第74号 S48.11.10	市告示第74号 S48.11.10 (S58.12.23)	S48.11.10 S58.12.23(番号)	
7-7-13	町家通り線	柳町	東佐賀町	5	—	670	670	0	市告示第107号 H11.12.24	市告示第107号 H11.12.24	H11.12.24	
8-5-1	新町緑線	鍋島三丁目	鍋島三丁目	12	—	250	250	0	市告示第75号 S55.11.1	市告示第75号 S55.11.1 (S58.12.23)	S55.11.1 S58.12.23(番号)	ショッピング モール
8-6-2	八尻川河畔線	鍋島町大字蛸久字四、五本松	鍋島一丁目	8	—	970	850	0	市告示第75号 S55.11.1	市告示第75号 S55.11.1 (S58.12.23)	S55.11.1 S58.12.23(番号)	歩行者、自転車 専用道路
8-6-3	下村河畔線	兵庫南一丁目	兵庫南三丁目	9	—	760	760	0	市告示第81号 S63.11.24	市告示第64号 H4.12.15	S63.11.24 H4.12.15(番号)	
8-7-4	西中野河畔線	兵庫町大字藤木字三本松	兵庫町大字藤木字館ノ内	6	—	400	400	0	市告示第75号 H10.9.9	市告示第178号 H19.11.12	H10.9.9 H19.11.12(線形)	
8-7-5	藤木西中野線	兵庫町大字藤木字四本杉	兵庫町大字藤木字屋敷田	6	—	940	940	0	市告示第75号 H10.9.9	市告示第178号 H19.11.12	H10.9.9 H19.11.12(線形)	
8-7-6	西瀬河畔線	兵庫町大字西瀬字四本柳	兵庫町大字西瀬字四本柳	6	—	260	260	0	市告示第75号 H10.9.9	市告示第178号 H19.11.12	H10.9.9 H19.11.12(線形)	

③ 駅前広場

駅前広場一覧表

令和5年4月1日現在

名 称	計画決定告示年月日	面積 (㎡)	路線名	参 考
	供用開始年月日			
佐賀駅前広場	昭和45年11月10日	南口 5,200 北口 2,800	南口 3・4・6 佐賀駅下古賀線 北口 3・4・8 三溝線	旧佐賀駅前広場 【計画決定】 昭和37年3月29日 面積 2,040㎡
	昭和51年 2月19日			
鍋島駅前広場	昭和46年11月 5日	1,000	3・4・15 鍋島駅北線	
	—			

2 駐車場

令和5年4月1日現在

名 称	計画決定告示番号 及び計画決定年月日	面積 (㎡)	収容台数 (台)	備 考
	供用開始年月日			
(都市計画自転車駐車場)				
佐賀駅高架下 自転車駐車場	佐賀市告示第81号 昭和56年12月19日	1,090	自転車 1896	地上2階建2段式
	昭和57年 4月 1日			

3 都市高速鉄道

都市高速鉄道

令和5年4月1日現在

都市計画事業の種類および名称	計画決定年月日（当初）	事業主体	工事の施工
	計画決定年月日（最終）		
(都市計画都市高速鉄道)			
佐賀都市計画都市高速鉄道 長崎本線及び佐賀線連続立体交差事業	昭和45年11月10日	佐賀県	佐賀県 日本国有鉄道
	昭和63年5月30日		

線路部分

路線名	位置			区域	構造	
	起点	終点	主な経過地	延長	形式	立体交差
九州旅客鉄道 長崎線	佐賀市兵庫町 大字淵	佐賀市鍋島町大字 八戸溝及び八戸	佐賀市神野町 字一本松	約 5,580m		幹線街路との 立体交差 9ヶ所
(内 訳)	佐賀市兵庫町 大字藤木	佐賀市上多布施町 字五本松及び上多 布施町四丁目	佐賀市兵庫町大字 西淵字一本松	約 2,400m	嵩上式	
	佐賀市兵庫町 大字淵	佐賀市鍋島町大字 八戸溝及び八戸		約 3,180m	地表式	

注) 日本国有鉄道佐賀線は民営化にともない昭和63年5月30日廃止

主要施設

路線名	施設名	位置	備考
九州旅客鉄道長崎線	佐賀駅	佐賀市駅前中央一丁目、神野東一丁目及び栄町地内	

- 事業認可 昭和45年12月7日
- 事業内容

(i) 佐賀駅

路線名	工事区間	延長	構造物別	
			盛土部	高架部
長崎本線	鳥栖起点 23K770M～26K160M	2.4Km	0.6Km	1.8Km
佐賀線	佐賀起点 0K660M～1K180M	0.5Km	0.4Km	0.1Km
計		2.9Km	1.0Km	1.9Km

- (ii) 鍋島貨物基地 46,100㎡ (取扱能力59万屯/年)
- (iii) 鍋島車両基地 13,800㎡ 車両、留置、検査等
- (iv) 早岐車両基地 車両検査、整備、洗じょう等
- (V) 街路扇町森田線立体交差 延長734m 幅員16m (取付道路を含む)

- 総事業費 約81億円
- 施工期間 昭和45年12月～昭和53年3月

4 公園・緑地

① 都市公園・緑地現況

令和5年4月1日現在

		佐賀都市計画区域						1人当たりの公園面積 (㎡/人)		
		全 域		市街化区域		市 街 化 調 整 区 域				
		箇所	面 積 (ha)	箇所	面 積 (ha)	箇所	面 積 (ha)	佐賀都市計画区域		
								全 域	市街化 区 域	市街化 調 整 区 域
都市公園	街区公園	45	11.74	41	10.03	4	1.71	0.53	0.73	0.20
		31	7.66	30	7.02	1	0.64	0.34	0.51	0.07
	近隣公園	7	16.28	4	8.77	3	7.51	0.73	0.64	0.88
		5	12.30	2	2.80	3	9.50	0.55	0.20	1.11
	地区公園	3	17.35	1	5.40	2	11.95	0.78	0.39	1.39
		3	17.60	1	5.60	2	12.00	0.79	0.41	1.40
	総合公園	3	63.35	1	28.60	2	34.75	2.84	2.08	4.05
		2	60.60	1	33.20	1	27.40	2.72	2.42	3.19
	広域公園	1	40.00	0	0	1	40.00	1.79	0	4.66
		1	52.40	0	0	1	52.40	2.35	0	6.11
特殊公園	1	0.37	1	0.37	0	0	0.02	0.03	0	
	1	0.40	1	0.40	0	0	0.02	0.03	0	
緑地	9	31.99	4.5	9.98	4.5	22.01	1.43	0.73	2.57	
	3	47.57	0.5	8.17	2.5	39.40	2.13	0.59	4.59	
緑道	2	1.08	2	1.08	0	0	0.05	0.08	0	
	1	0.50	1	0.50	0	0	0.02	0.04	0	
小計	71	182.16	54.5	64.23	16.5	117.93	8.17	4.67	13.75	
	47	199.03	36.5	57.69	10.5	141.34	8.92	4.20	16.48	
の公園 上記以外	483	25.26	243	12.22	240	13.03	1.10	1.42	0.60	

※佐賀市人口 228,553 人 (住民基本台帳人口 (R5.3.31))

上段：開設 (計画未決定を含む)

佐賀都市計画区域 223,021 人

下段：計画決定

(佐賀都市計画区域市街化区域 137,470 人、佐賀都市計画区域市街化調整区域 85,551 人)

② 都市公園・緑地の種類

機能		名称	内容
身近な公園	主として街区内に居住する者の利用に供する公園	住区基幹公園	街区公園 街区内に居住する者が容易に利用できるように配置し、面積 0.25ha を標準とする。 (参考：誘致距離の標準(※) 250m)
	主として近隣に居住する者の利用に供する公園		近隣公園 近隣に居住する者が容易に利用できるように配置し、面積 2.0ha を標準とする。 (参考：誘致距離の標準(※) 500m)
	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供する公園		地区公園 徒歩圏域内に居住する者が容易に利用できるように配置し、面積 4.0ha を標準とする。 (参考：誘致距離の標準(※) 1km) また、都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積 4.0ha 以上を標準とする。
都市の代表的な公園	都市住民の休息、観賞、散歩、遊戯等の総合的な利用に供する公園	都市基幹公園	総合公園 都市の規模に応じ、面積 10～50ha を標準として配置する。
	都市住民の主として運動の利用に供する公園		運動公園 都市規模に応じ、面積 15ha～75ha を標準として配置する。
広域レクリエーションに対する公園	主として一の市町村の区域を越える広域レクリエーション需用の充足に資する公園	大規模公園	広域公園 面積 50ha 以上を標準とする。
	大都市その他の都市圏から発生する広域レクリエーション需用の充足に資する公園		レクリエーション都市 大規模な都市公園を核として各種レクリエーション施設が配置される一団の地域であり、全体規模 1,000ha を標準として配置する。
一の都道府県を越えるような広域的な利用に供すること又は国家的記念事業等とすることを目的に、国が設置する公園		国営公園	広域的な利用に供する公園については、面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。
史跡の保全や動植物の展示等の特殊な公園		特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等の区分があり、目的に応じ配置する。
大気汚染、騒音等の公害防止及びコンビナート地帯等における災害の防止を図る公園		緩衝緑地等	緩衝緑地 公害、公害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置において、公害、災害の状況に応じ、配置する。
都市の自然的環境の保全及び都市景観の向上等を図る公園			都市緑地 市街地の形態及び土地利用に応じ、面積 0.1ha 以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において特別な場合には、0.05ha 以上とする。
災害時の避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図る公園			緑道 幅員 10～20m を標準として配置する。

※誘致距離の標準 従来、都市公園法施行令に規定されていたもの(平成 15 年 3 月 28 日より廃止)

都市計画公園の番号の付し方

○ ・ ○ ・ ○○
↑ ↑ ↑
区分 規模 一連番号

- ◆区分 2 = 街区公園
 3 = 近隣公園
 4 = 地区公園
 5 = 総合公園
 6 = 運動公園
 7 = 特殊公園（風致公園）
 8 = 特殊公園（動物公園、植物公園、歴史公園）
 9 = 広域公園

- ◆規模 2 = 面積1ヘクタール未満のもの
 3 = 面積1ヘクタール以上4ヘクタール未満のもの
 4 = 面積4ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの
 5 = 面積10ヘクタール以上50ヘクタール未満のもの
 6 = 面積50ヘクタール以上300ヘクタール未満のもの
 7 = 面積300ヘクタール以上のもの

- ◆一連番号 当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号に付する。

③ 都市公園・緑地一覧

令和5年4月1日現在

公園種別	名称		位置	計画決定告示番号及び年月日			開設		事業認可
	番号	公園名		面積(ha)	当初	最終	面積(ha)	年月日	当初
									最終
街 区 公 園	2・2・1	中の小路公園	中の小路 125,134-1・2・3	0.22	市告示第82号 昭和47年11月2日	市告示第18号 昭和54年3月9日	0.22	昭和49年6月1日	昭和48年11月9日 昭和49年3月31日
	2・2・2	堀江公園	神野西一丁目 936-6・7・8	0.16	市告示第82号 昭和47年11月2日	市告示第18号 昭和54年3月9日	0.16	昭和50年4月1日	昭和48年8月1日 昭和50年3月31日
	2・2・3	三溝公園	神野東三丁目2108	0.26	建告示第914号 昭和32年7月15日	市告示第18号 昭和54年3月9日	0.26	昭和53年1月1日	昭和52年7月29日 昭和53年3月31日
	2・2・4	古賀公園	水ヶ江六丁目270,271, 272,273,274,275	0.17	市告示第19号 昭和50年2月26日	市告示第18号 昭和54年3月9日	0.17	昭和53年1月1日	昭和52年7月15日 昭和53年3月31日
	2・2・5	新家公園	駅前中央二丁目2539	0.29	建告示第914号 昭和32年7月15日	市告示第18号 昭和54年3月9日	0.29	昭和52年6月1日	昭和53年7月5日 昭和54年3月31日
	2・2・6	草場公園	駅前中央一丁目100	0.20	建告示第914号 昭和32年7月15日	市告示第18号 昭和54年3月9日	0.20	昭和57年4月1日	昭和56年6月24日 昭和58年3月31日
	2・2・7	大藤公園	駅前中央三丁目101	0.29	建告示第1862号 昭和38年8月2日	市告示第18号 昭和54年3月9日	0.29	昭和55年4月1日	昭和54年6月11日 昭和56年3月31日
	2・2・8	田代公園	田代二丁目 306,307,308,312,344, 348,349,350,351	0.36	市告示第62号 昭和49年7月5日	市告示第18号 昭和54年3月9日	0.34	昭和59年10月1日	昭和58年7月15日 昭和60年3月31日
	2・2・9	市役所前公園	栄町24	0.14	市告示第18号 昭和54年3月9日	市告示第18号 昭和54年3月9日	—	—	—
	2・2・10	八戸溝公園	御本町2306	0.31	市告示第18号 昭和54年3月9日	市告示第18号 昭和54年3月9日	0.31	昭和52年4月1日	昭和54年6月11日 昭和55年3月31日
	2・2・11	新川公園	鍋島町大字八戸3119	0.14	市告示第18号 昭和54年3月9日	市告示第18号 昭和54年3月9日	0.14	平成6年10月1日	—
	2・2・12	天神公園	鍋島町大字八戸3093	0.25	市告示第18号 昭和54年3月9日	市告示第18号 昭和54年3月9日	0.25	昭和59年10月1日	昭和58年7月15日 昭和60年3月31日
	2・2・13	西神野 記念公園	神野西四丁目2064	0.59	市告示第18号 昭和54年3月9日	市告示第18号 昭和54年3月9日	0.59	平成6年10月1日	—
	2・2・14	下田公園	下田町105,106, 110-1・3・4, 115-2,116,117	0.25	市告示第44号 昭和55年6月20日	市告示第44号 昭和55年6月20日	0.25	昭和57年4月1日	昭和55年9月19日 昭和58年3月31日
	2・2・15	大財公園	大財四丁目215-1	0.21	市告示第44号 昭和55年6月20日	市告示第44号 昭和55年6月20日	0.21	昭和56年4月1日	昭和55年9月22日 昭和57年3月31日
	2・2・16	西大島公園	多布施二丁目 100-1・3・4	0.12	市告示第43号 昭和57年8月23日	市告示第43号 昭和57年8月23日	0.12	昭和59年10月1日	昭和57年9月27日 昭和59年3月31日
	2・2・17	高木公園	高木瀬西二丁目 1536-2	0.13	市告示第75号 昭和59年12月1日	市告示第75号 昭和59年12月1日	0.13	昭和61年6月4日	昭和59年12月12日 昭和61年3月31日
	2・2・18	多布施公園	多布施三丁目 292-2,293-2	0.25	市告示第36号 昭和61年7月17日	市告示第36号 昭和61年7月17日	0.25	平成元年4月1日	昭和61年10月1日 平成元年3月31日
	2・2・19	新栄公園	新栄東四丁目 1446-63	0.11	市告示第50号 昭和62年8月12日	市告示第50号 昭和62年8月12日	0.11	昭和63年4月1日	昭和62年9月16日 昭和63年3月31日
	2・2・20	新村公園	開成二丁目638-16	0.10	市告示第34号 昭和63年4月15日	市告示第34号 昭和63年4月15日	0.10	平成元年4月1日	昭和63年5月11日 平成元年3月31日
	2・2・21	南佐賀公園	南佐賀二丁目193-1・2	0.49	市告示第74号 平成元年11月30日	市告示第72号 平成10年8月31日	0.49	平成4年4月1日 平成10年8月31日	平成元年12月14日 平成4年3月31日
	2・2・22	鍋島区画 記念公園	鍋島二丁目191	0.24	市告示第14号 平成2年3月14日	市告示第14号 平成2年3月14日	0.24	平成2年4月1日	—
	2・2・23	しらさぎ公園	鍋島六丁目231	0.20	市告示第14号 平成2年3月14日	市告示第14号 平成2年3月14日	0.20	平成2年4月1日	—
	2・2・24	西中野公園	兵庫南二丁目687	0.20	市告示第72号 平成2年11月30日	市告示第72号 平成2年11月30日	0.20	平成9年8月1日	—
	2・2・25	東中野公園	兵庫南三丁目89	0.20	市告示第72号 平成2年11月30日	市告示第72号 平成2年11月30日	0.20	平成9年8月1日	—
	2・2・26	昭栄公園	昭栄町348,349-1, 352,357-1	0.41	市告示第43号 平成3年9月1日	市告示第43号 平成3年9月1日	0.41	平成6年10月1日	平成4年6月16日 平成7年3月31日
	2・2・27	東寺小路公園	本庄町大字本庄 850-1・3・4・5	0.24	市告示第43号 平成3年9月1日	市告示第43号 平成3年9月1日	0.24	平成6年10月1日	平成4年6月16日 平成7年3月31日
	2・2・28	下村公園	兵庫南一丁目546	0.10	市告示第5号 平成4年2月7日	市告示第5号 平成4年2月7日	0.10	平成9年8月1日	平成4年2月7日 平成9年3月18日
	2・2・29	北川副南公園	新郷本町 264-1,264-2	0.64	市告示第52号 平成8年7月8日	市告示第52号 平成8年7月8日	0.64	平成13年7月2日	—
	2・2・101	西寺井 児童公園	諸富町大字寺井津689	0.16	町告示第78号 昭和48年12月27日	町告示第78号 昭和48年12月27日	0.14	昭和49年4月1日	昭和49年2月13日 昭和50年3月31日
2・2・201	築山児童公園	大和町大字尼寺1377- 1	0.23	昭和50年12月5日	—	0.32	昭和52年1月14日	—	
—	諸富鉄橋展望 公園	諸富町大字重為340-5	—	—	—	0.47	平成5年3月30日	—	
—	大津児童公園	諸富町大字徳富1850- 2	—	—	—	0.12	平成6年3月31日	—	
—	サイクルパーク 小杭公園	諸富町大字山領282-4	—	—	—	0.34	平成7年3月10日	—	

公園種別	名 称		位 置	計画決定告示番号及び年月日			開 設		事 業 認 可
	番 号	公 園 名		面 積 (ha)	当 初	最 終	面 積 (ha)	年 月 日	当 初 — 最 終
	—	修理田公園	兵庫南四丁目527	—	—	—	0.10	平成19年4月1日	—
	—	土井公園	兵庫北四丁目63	—	—	—	0.20	平成25年7月18日	—
	—	藤木天満宮公園	兵庫北五丁目19,22,4	—	—	—	0.08	平成25年7月18日	—
	—	藤木中央公園	兵庫北二丁目289	—	—	—	0.10	平成25年7月18日	—
	—	藤木公園	兵庫北二丁目 4,6,12,14,15	—	—	—	0.71	平成25年7月18日	—
	—	西中野天満宮公園	兵庫北七丁目445,457	—	—	—	0.16	平成25年7月18日	—
	—	ねむのき公園	兵庫北七丁目305,307, 326	—	—	—	0.47	平成25年7月18日	—
	—	西中野西公園	兵庫北一丁目504,508	—	—	—	0.57	平成25年7月18日	—
	—	明見小公園	兵庫北七丁目508	—	—	—	0.05	平成25年7月18日	—
	—	西中野橋公園	兵庫北一丁目648,兵庫 町大字藤木302-10	—	—	—	0.07	平成25年7月18日	—
	—	久保田ふれあい クリーク公園	久保田町大字新田 1259番1,3844番,3845 番1,大字徳万1447番4	—	—	—	0.31	平成27年3月26日	—
	—	東与賀ふれあい 公園	東与賀町大字田中435 番1	—	—	—	0.42	平成28年4月1日	—
	小 計				7.66			11.74	
近 隣 公 園	3・2・1	大 溝 公 園	神野東四丁目 2211,2342-1・3	1.00	建告示 第911号 昭和32年 7月15日	県告示 第139号 昭和54年 3月 2日	1.00	昭和54年 4月 1日	昭和53年 7月 5日 昭和56年 3月31日
	3・4・2	蓮 池 公 園	蓮池町大字蓮池 字城内 6-1・31・35・41・ 141・142・143・158	4.60	建告示 第911号 昭和32年 7月15日	県告示 第 29号 昭和59年 1月23日	3.00	昭和32年 7月15日	—
	3・3・3	本 庄 公 園	本庄町大字本庄 地内	2.00	市告示 第 15号 平成13年 2月26日	市告示 第92号 平成16年9月10日	2.00	平成19年4月1日	平成13年12月12日 平成19年 3月31日
	3・3・4	巨 勢 公 園	巨勢町大字高尾251 外	2.90	市告示 第92号 平成16年 9月10日	市告示 第92号 平成16年 9月10日	2.51	平成20年9月26日 平成21年4月5日 平成27年1月30日	平成16年11月17日 平成21年 3月31日
	—	夢 咲 公 園	兵庫北三丁目66番地	—	—	—	3.60	平成24年8月1日	—
	—	トノボの池公園	兵庫北六丁目 2,5,8,10,12	—	—	—	2.37	平成25年7月18日	—
	3・3・101	諸 富 公 園	諸富町大字徳富2093- 1,2095-3,2097-3 外	1.80	県告示 第743号 昭和55年11月1日	県告示 第743号 昭和55年11月1日	1.80	昭和57年4月1日	昭和56年6月29日 昭和61年3月31日
小 計				12.30			16.28		
地 区 公 園	5・4・1	神 野 公 園	神園四丁目 1501-2外	5.60	建告示 第 63号 昭和34年 1月24日	県告示 第139号 昭和54年 3月 2日	5.40	昭和35年 4月 1日	昭和34年 9月11日 昭和51年 3月31日
	4・4・201	大和中央公園	大和町大字川上字天 神一割、字七ヶ瀬、字 一本松五割及び字一 本松六割、並びに大字 東山田字榎一、字榎二 及び榎三地内	7.90	県告示 第865号 昭和53年12月20日	県告示 第21号 平成6年 1月14日	7.85	昭和56年 3月31日 昭和58年 3月31日 昭和59年 3月31日 昭和60年 3月30日 昭和61年 3月 5日 平成元年 9月 1日 平成 3年 4月20日 平成 4年 9月 1日 平成10年 3月31日 平成11年 4月30日	昭和53年12月22日 平成 7年 1月17日
	4・4・301	佐野記念公園	川副町大字早津江津 字札の辻地内	4.10	町告示 第 54号 平成13年 6月22日	(名称変更) 市告示第204号 平成22年10月1日	4.10	平成16年10月11日 平成17年12月 4日	平成13年8月29日 平成16年6月28日
	小 計				17.60			17.35	
総 合 公 園	5・5・2	佐賀城公園	城内一丁目、二丁目、 水ヶ江一丁目、三丁 目、中の館町、鬼丸 町、赤松町、与賀町地 内	33.20	建告示 第1112号 昭和28年 3月31日	県告示 第66号 平成27年2月20日	28.60	昭和36年11月 9日 昭和48年 5月 1日 昭和54年 7月16日 平成 4年 5月29日 平成10年 3月31日 平成16年 8月 1日 平成21年 3月20日 平成21年 9月19日 平成25年 4月 1日	昭和43年 9月20日 平成23年 3月31日
	5・5・4	金 立 公 園	金立町大字金立及び 久保泉町大字川久保 地内	27.40	県告示 第684号 平成 2年11月16日	県告示 第684号 平成 2年11月16日	25.91	平成 9年 8月 1日 平成13年 3月31日 平成16年 9月 1日	平成 2年12月 7日 平成16年 3月31日

公園種別	名 称		位 置	計画決定告示番号及び年月日			開 設		事 業 認 可
	番 号	公 園 名		面 積 (ha)	当 初	最 終	面 積 (ha)	年 月 日	— 当 初 — 最 終
		干潟よか公園	東与賀町大字下古賀 字東大授及び大字田 中字中大授地内	—	—	—	8.84	平成28年4月1日	—
	小 計			60.60			63.35		
広域公園	9・6・2	森林公園	嘉瀬町大字荻野字天 草江箆及び字嘉瀬津 箆並びに大字十五字 一本松箆地内、嘉瀬町 大字荻野字天草江箆 及び大字十五字一本 松箆地先 佐賀郡久保田町大字 徳万字新箆、字六箆、 字得佛中土井及び字 野島並びに大字新田 字古川箆及び字中出 来島地内、佐賀郡久 保田町大字徳万字新 箆、字六箆、字得佛 中土井及び字野島並 びに大字新田字古川 箆及び字中出来島地 先	52.40	県告示 第24号 昭和45年 1月19日	県告示 第 65号 平成 9年 2月14日	40.00	昭和48年 5月 1日 昭和54年 7月16日 平成10年 7月21日 平成11年 4月 1日 平成13年 3月 1日 平成14年10月 1日	昭和45年 2月12日 平成15年 3月31日
	小 計			52.40			40.00		
特殊公園	8・2・1	松原公園	松原二丁目54- 2,56,57,58,59	0.40	市告示第101号 平成21年4月30日	市告示第101号 平成21年4月30日	0.37	平成23年4月1日	—
	小 計			0.40			0.37		

公園種別	名 称		位 置	計画決定告示番号及び年月日			開 設		事 業 認 可
	番 号	公 園 名		面 積 (ha)	当 初	最 終	面 積 (ha)	年 月 日	当 初
					昭 和 45 年 1 月 19 日	昭 和 45 年 1 月 19 日			最 終
都市緑地	第1号	嘉瀬川緑地	嘉瀬町大字荻野地先	9.00	県告示 第25号 昭和45年1月19日	県告示 第25号 昭和45年1月19日	4.60	昭和45年4月1日	—
	第3号	多布施川 河畔公園	伊勢町、多布施一丁目、多布施二丁目、多布施三丁目、多布施四丁目、緑小路、天祐一丁目、神園一丁目、神園二丁目、神園三丁目、神園四丁目、神園五丁目、神園六丁目、開成二丁目、若宮三丁目、若楠三丁目、高木瀬西三丁目、高木瀬西四丁目、高木瀬六丁目、卸本町、鍋島町大字八戸溝字植木田並びに大字蛸久字植木、字一本松、字二本松、字五本松、字長瀬一本黒木、字長瀬屋敷、字岸川、字二本杉、字五本杉、字岸川分屋敷、字岸川一本松、字岸川二本松、字岸川一本杉及び字岸川二本杉並びに高木瀬町大字長瀬字五本杉、字一本黒木地内並びに高木瀬町大字長瀬地先並びに鍋島町大字蛸久並びに大和町大字尼寺字一本杉、二本杉並びに三本杉地先	32.07	県告示 第694号 昭和49年12月23日	市告示第126号 令和元年7月10日	21.24	昭和50年4月1日 昭和57年4月1日 昭和59年10月1日 昭和61年6月4日 昭和62年7月3日 平成元年4月1日 平成3年4月20日 平成4年4月1日 平成5年4月1日 平成6年3月31日 平成7年3月31日 平成12年7月1日	昭和50年1月17日 平成15年3月26日
	—	どんどんの森 ふれあい広場	天神三丁目 15-14・15・16・17・22	—	—	—	1.54	平成8年3月1日	—
	第2号	中の島緑地	諸富町大字徳富字高津瀬、字新瀬及び字一本柳 地先	6.50	県告示 第553号 昭和47年11月6日	県告示 第553号 昭和47年11月6日	3.90	昭和48年4月1日	昭和47年12月15日 昭和52年3月31日
	—	ルックワールド	諸富町大字為重552-9,553-7	—	—	—	0.13	平成5年3月30日	—
	—	大津ふれあい 公園	諸富町大字徳富1849-12	—	—	—	0.05	平成6年3月31日	—
	—	大津緑地	諸富町大字徳富1849-19・21・22・23・24・25・26・28	—	—	—	0.09	平成6年3月31日	—
	—	ファニチャー パーク	諸富町大字徳富691-3,691-7	—	—	—	0.11	平成12年3月10日	—
	—	諸富家具団地 緑地	諸富町大字徳富字新地 地先	—	—	—	0.33	平成8年2月23日	—
	小 計				47.57			31.99	
緑道	第4号	青丸緑道	諸富町大字徳富2054-4 外	0.50	町告示 第98号 昭和63年7月29日	町告示 第98号 昭和63年7月29日	0.63	平成元年3月28日	
	—	山領緑道	諸富町大字山領445 外	—	—	—	0.45	平成12年4月1日	
	小 計				0.50			1.08	
合 計				199.03			182.16		

④ 都市公園以外の公園

令和5年4月1日現在

番号	公園名	位置	開設	
			面積 (㎡)	年
1	大財小公園	大財一丁目350-1	36	
2	津留小公園	鍋島三丁目 11	419	H 2
3	鍋島小公園	鍋島五丁目 191	469	H 2
4	増田小公園	鍋島四丁目 109	434	H 2
5	八尻川小公園	鍋島一丁目 251, 253	924	H 2
6	駅前まちかど広場	駅前中央一丁目 153, 156	978	S 57
7	唐人町まちかど広場	唐人二丁目	334	
8	水の郷まちかど広場	松原二丁目	393	
9	街なか緑地憩いの場	松原二丁目51	640	H 27
10	西神野緑地 (1号～6号)	神園三丁目 2053, 2054 若宮二丁目 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048 神野西四丁目 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063	5, 148	S 55
11	新生緑地	新生町 100	1, 041	
12	久保泉第2工業団地緑地	久保泉町大字下和泉字栗山 1859-5 字牛野 1958-9, 1958-10, 1958-11, 1958-12, 1958-13 字野口 2028-9, 2060-3 字小松 2154-2	3, 843	H 29
13	新栄広場	鍋島町大字八戸1284-1, 1284-2	3, 949	H 30
14	水ヶ江一丁目緑地	水ヶ江一丁目 341-56, 329-6, 329-7	1, 003	H 30
15	牛嶋構口公園	東佐賀町 291-1・2・3, 271	465	H 30
16	白山呉服元町線角地	白山二丁目21-3	33	H 27
17	高木瀬調整池	高木瀬西五丁目 1594-10	660	S 51
18	鍋島調整池	鍋島一丁目 150	25, 556	S 63
19	八戸溝低床公園	開成四丁目 774-32	12, 906	H 3
20	兵庫低床公園	兵庫南一丁目 763	18, 485	
21	朝日1号広場	朝日町 281-8	133	H 元
22	朝日2号広場	朝日町 219-16・25	185	H 11
23	駅前中央1号広場	駅前中央三丁目 452-6	237	H 5
24	鬼丸1号広場	鬼丸町 153-29	199	H 25
25	卸本町1号広場	卸本町 2300-11	125	H 16
26	開成1号広場	開成六丁目 138-10, 139-23	140	H 14
27	開成2号広場	開成六丁目 137-36	197	H 15
28	開成3号広場	開成五丁目 849-29	366	H 15
29	開成4号広場	開成六丁目 127-12, 129-9	136	H 16
30	開成5号広場	開成二丁目 464-16	131	H 20
31	嘉瀬1号広場	嘉瀬町大字荻野字嘉瀬津竈 69-7	381	H 12
32	嘉瀬2号広場	嘉瀬町大字扇町 2629-14	146	H 21
33	嘉瀬3号広場	嘉瀬町大字扇町 2319-9	137	H 25
34	嘉瀬4号広場	嘉瀬町大字扇町 2315-18	105	H 26
35	嘉瀬5号広場	嘉瀬町大字十五 104-14	137	H 27
36	嘉瀬6号広場	嘉瀬町大字扇町 2294-26	146	R 2
37	嘉瀬7号広場	嘉瀬町大字扇町 2471-17	144	R 2
38	嘉瀬8号広場	嘉瀬町大字扇町 2261-19, 2261-29	150	R 3
39	嘉瀬9号広場	嘉瀬町大字中原 2003-20	160	R 4
40	神園1号広場	神園二丁目 942-49	203	S 61
41	神園2号広場	神園一丁目 337-46	244	S 61
42	神園3号広場	神園五丁目 1079-21	99	S 63
43	北川副1号広場	木原二丁目 664-4, 665-6	304	S 51
44	北川副2号広場	木原二丁目 657-24, 662-2	71	S 52
45	北川副3号広場	南佐賀二丁目 110-6・7・8	329	S 52

番号	公園名	位置	開設	
			面積 (㎡)	年
46	北川副4号広場	木原一丁目 214-15	150	S 52
47	北川副5号広場	木原一丁目 459-7	184	S 52
48	北川副6号広場	木原二丁目 655-2・14・20	92	S 54
49	北川副7号広場	木原二丁目 652-9・38・39	250	S 54
50	北川副8号広場	南佐賀二丁目 104-35	111	S 51
51	北川副9号広場	新郷本町 332-7	165	S 49
52	北川副10号広場	木原三丁目 29-78・93・94・95	580	S 58
53	北川副11号広場	木原三丁目 29-54・92	124	S 58
54	北川副12号広場	木原三丁目 34-46	550	S 63
55	北川副13号広場	木原三丁目 558-9	148	H 5
56	北川副14号広場	木原二丁目 667-5・11	140	H 7
57	北川副15号広場	北川副町大字江上 102-35	121	H 21
58	北川副16号広場	北川副町大字江上 81-7	148	H 23
59	北川副17号広場	北川副町大字江上 1-29	97	H 25
60	北川副18号広場	北川副町大字光法 1589-21	150	H 26
61	北川副19号広場	北川副町大字江上 81-30	118	H 24
62	北川副20号広場	北川副町大字江上 4-4	92	H 27
63	北川副21号広場	北川副町大字江上 551-19	136	H 27
64	北川副22号広場	北川副町大字光法 1686-4	130	H 28
65	北川副23号広場	北川副町大字光法 1588-9	105	H 28
66	北川副24号広場	北川副町大字光法 1225-9	129	H 28
67	北川副25号広場	北川副町大字江上 420-17	140	H 30
68	北川副26号広場	北川副町大字光法 1191-12	132	H 30
69	北川副27号広場	北川副町大字光法 1228-9	121	H 30
70	北川副28号広場	北川副町大字光法 1519-27・36・1529-2	147	R 3
71	北川副29号広場	北川副町大字江上 553-13・554-13	117	R 3
72	木原1号広場	木原一丁目 353-9	130	H 11
73	木原2号広場	木原二丁目 435-13・21	105	H 12
74	木原3号広場	木原二丁目 432-12	116	H 14
75	木原4号広場	木原一丁目 343-19	134	H 14
76	木原5号広場	木原一丁目 359-16	134	H 17
77	木原6号広場	木原三丁目 4-15	140	H 22
78	木原7号広場	木原三丁目26-11	176	H 25
79	木原8号広場	木原二丁目128-15	146	H 27
80	金立1号広場	金立町大字千布 3898-12	150	H 21
81	金立2号広場	金立町大字千布 3111-10	150	H 22
82	金立3号広場	金立町大字千布 1563-6	135	H 24
83	金立4号広場	金立町大字千布 3041-19	218	H 25
84	金立5号広場	金立町大字千布 3395-10	126	R 2
85	金立6号広場	金立町大字千布 2461-3	135	R 3
86	久保泉1号広場	久保泉町大字川久保 3547-4	164	H 23
87	久保泉2号広場	久保泉町大字川久保 2118-34	118	H 24
88	久保泉3号広場	久保泉町大字川久保 2121-54	91	H 24
89	久保泉4号広場	久保泉町大字上和泉 2361-14	159	H 30
90	久保泉5号広場	久保泉町大字川久保 3728-9	95	R 2
91	神野西1号広場	神野西二丁目 930-15・16	255	S 52
92	神野西2号広場	神野西二丁目 930-26・33, 1-1076-6	198	S 52
93	巨勢1号広場	巨勢町大字牛島字二本松 611-3	99	H 元
94	巨勢2号広場	巨勢町大字牛島字一本松 55-20	153	H 14
95	巨勢3号広場	巨勢町大字牛島 189-8	132	H 21
96	巨勢4号広場	巨勢町大字牛島 229-8	118	H 21

番号	公園名	位置	開設	
			面積 (㎡)	年
97	巨勢5号広場	巨勢町大字牛島 314-17, 319-5, 322-3	153	H 21
98	巨勢6号広場	巨勢町大字修理田 813-21	150	H 21
99	巨勢7号広場	巨勢町大字高尾 99-16	124	H 23
100	巨勢8号広場	巨勢町大字高尾229-40	254	H 23
101	巨勢9号広場	巨勢町大字高尾332-53	371	H 23
102	巨勢10号広場	巨勢町大字牛島576-17, 577-8	154	H 26
103	巨勢11号広場	巨勢町大字高尾280-4, 291-17	149	H 24
104	巨勢12号広場	巨勢町大字牛島585-24	193	H 26
105	巨勢13号広場	巨勢町大字牛島676-21	105	H 26
106	巨勢14号広場	巨勢町大字牛島480-12, 489-5	207	H 26
107	巨勢15号広場	巨勢町大字牛島489-15	91	H 26
108	巨勢16号広場	巨勢町大字高尾102-14	95	H 26
109	巨勢17号広場	巨勢町大字牛島674-10, 674-25	287	H 27
110	巨勢18号広場	巨勢町大字修理田284-7	136	H 30
111	巨勢19号広場	巨勢町大字高尾262-16	127	H31 (R1)
112	下田1号広場	下田町 29-37	416	S 57
113	下田2号広場	下田町 86-19	89	S 57
114	下田3号広場	下田町 82-6・8	114	H 4
115	昭栄1号広場	昭栄町 331-18	130	S 59
116	昭栄2号広場	昭栄町 349-20	123	H 13
117	新栄1号広場	新栄西二丁目 1289-7	178	H 20
118	新郷本1号広場	新郷本町 280-1, 281-3, 282-19・32・33	363	H 12
119	新郷本2号広場	新郷本町 278-4	109	H 13
120	新生1号広場	新生町 58-33	276	S 52
121	新生2号広場	新生町 31-18	144	H 22
122	新生3号広場	新生町 38-17	114	H 22
123	新生4号広場	新生町 75-16	144	H 11
124	新生5号広場	新生町 80-6	137	H 11
125	新生6号広場	新生町 1-35	213	H 19
126	末広1号広場	末広一丁目 397-22	146	S 52
127	末広2号広場	末広一丁目 324-16	131	S 62
128	末広3号広場	末広一丁目 370-33	293	S 62
129	末広4号広場	末広一丁目 411-37	248	S 62
130	末広5号広場	末広一丁目 358-22・37	90	H 12
131	末広6号広場	末広一丁目 358-24	106	H 12
132	末広7号広場	末広一丁目 340-9, 353-32	188	H 17
133	末広8号広場	末広一丁目 340-36, 340-75	257	H 17
134	高木瀬4号広場	高木瀬西二丁目 1266-25	137	S 52
135	高木瀬5号広場	高木瀬東三丁目 532-1	178	S 52
136	高木瀬6号広場	高木瀬西五丁目 1057-1, 1058-2	545	S 52
137	高木瀬7号広場	高木瀬西四丁目 1806-6・23	297	S 53
138	高木瀬8号広場	高木瀬西四丁目 1813-39	297	S 54
139	高木瀬11号広場	高木瀬西四丁目 1704-12・13・22・23・25, 1730-8・9	445	S 56
140	高木瀬12号広場	高木瀬東五丁目 1043-1・3, 1074-1・2	167	S 56
141	高木瀬13号広場	高木瀬西三丁目 1488-3	250	S 57
142	高木瀬14号広場	高木瀬西二丁目 1209-11, 1210-10	308	S 58
143	高木瀬15号広場	高木瀬西三丁目 1488-22	248	S 58
144	高木瀬16号広場	高木瀬西三丁目 1444-5, 1445-5	138	S 59
145	高木瀬17号広場	高木瀬西三丁目 1444-6, 1445-6	213	S 59
146	高木瀬18号広場	高木瀬東一丁目 729-4	208	S 62
147	高木瀬19号広場	高木瀬西二丁目 1535-4	422	H 2

番号	公園名	位置	開設	
			面積 (㎡)	年
148	高木瀬 2 0 号 広場	高木瀬東五丁目 1043-1	409	H 2
149	高木瀬 2 1 号 広場	高木瀬東三丁目 877-40	147	H 3
150	高木瀬 2 2 号 広場	高木瀬東三丁目 877-41	148	H 3
151	高木瀬 2 3 号 広場	高木瀬西五丁目 1581-7	96	H 4
152	高木瀬 2 4 号 広場	高木瀬東一丁目 740-15	90	H 1
153	高木瀬 2 5 号 広場	高木瀬西二丁目 1547-10	234	H 6
154	高木瀬 2 6 号 広場	高木瀬東一丁目 1130-29	83	H 11
155	高木瀬 2 7 号 広場	高木瀬西二丁目 1557-4	254	H 12
156	高木瀬 2 8 号 広場	高木瀬西二丁目 1562-24	108	H 14
157	高木瀬 2 9 号 広場	高木瀬東五丁目 1165-1	136	H 14
158	高木瀬 3 0 号 広場	高木瀬西二丁目 1558-9	162	H 15
159	高木瀬 3 1 号 広場	高木瀬西五丁目 1601-3	243	H 15
160	高木瀬 3 2 号 広場	高木瀬西四丁目 1804-7	98	H 19
161	高木瀬 3 3 号 広場	高木瀬東二丁目 457-15, 489-15, 489-20	202	H 19
162	高木瀬 3 4 号 広場	高木瀬東四丁目 787-3	191	H 21
163	高木瀬 3 5 号 広場	高木瀬町大字東高木 767-33	150	H 22
164	高木瀬 3 6 号 広場	高木瀬町大字東高木 767-24	110	H 22
165	高木瀬 3 7 号 広場	高木瀬町大字長瀬 701-8	164	H 26
166	高木瀬 3 8 号 広場	高木瀬町大字長瀬 1681-9	129	H 26
167	高木瀬 3 9 号 広場	高木瀬町大字長瀬 1690-4	150	H 26
168	高木瀬 4 0 号 広場	高木瀬町大字長瀬 1911-9	127	H 27
169	高木瀬 4 1 号 広場	高木瀬町大字長瀬 1214-13	146	H 27
170	高木瀬 4 2 号 広場	高木瀬町大字東高木 1303-14	163	H 28
171	高木瀬 4 3 号 広場	高木瀬町大字長瀬 1688-2, 1688-15, 1688-25, 1690-18, 1691-14	129	H 27
172	高木瀬 4 4 号 広場	高木瀬町大字長瀬 425-14	100	R 2
173	高木瀬 4 5 号 広場	高木瀬町大字長瀬 1731-7	169	R 2
174	高木瀬 4 6 号 広場	高木瀬東三丁目 2021-13	100	R 3
175	高木瀬 4 7 号 広場	高木瀬町大字長瀬 1419-21	150	R 3
176	高木瀬 4 8 号 広場	高木瀬町大字長瀬 255-14, 275-1	146	R 4
177	高木瀬 4 9 号 広場	高木瀬町大字長瀬 1712-6, 1733-4, 1733-6	150	R 4
178	田代 1 号 広場	田代一丁目 214-4	158	H 14
179	大財 1 号 広場	大財二丁目 158-4	201	H31 (R1)
180	多布施 1 号 広場	多布施三丁目 24-16	198	H 3
181	多布施 2 号 広場	多布施三丁目 24-37	214	H 3
182	多布施 3 号 広場	多布施一丁目 350-8	134	H 19
183	天神 1 号 広場	天神一丁目 161-8	154	H 14
184	天祐 1 号 広場	天祐一丁目 299-7	199	S 54
185	土井 1 号 広場	兵庫町大字藤木1160 - 80	1,277	H 18
186	土井 2 号 広場	兵庫町大字藤木1250 - 26	1,215	H 18
187	土井 3 号 広場	兵庫町大字藤木1427 - 2	1,165	H 18
188	土井 4 号 広場	兵庫町大字藤木1124 - 29	149	H 18
189	土井 5 号 広場	兵庫町大字藤木1201-64	165	H 15
190	土井 6 号 広場	兵庫町大字藤木1201-71	97	H 15
191	土井 7 号 広場	兵庫町大字藤木1201-92	203	H 15
192	土井 8 号 広場	兵庫町大字藤木1124 - 4	801	H 18
193	長瀬 1 号 広場	長瀬町 1000-13・18	158	S 62
194	鍋島 1 号 広場	鍋島町大字八戸溝字四本松七角 166-36	494	S 52
195	鍋島 2 号 広場	開成二丁目 545-4	261	S 52
196	鍋島 3 号 広場	八戸溝一丁目 1570-8	270	S 53
197	鍋島 4 号 広場	開成六丁目 123-5, 124-1	713	S 54
198	鍋島 5 号 広場	新栄西二丁目 1331-13	112	S 60

番号	公園名	位置	開設	
			面積 (㎡)	年
199	鍋島7号広場	新栄西一丁目 436-3	378	S 61
200	鍋島8号広場	開成六丁目 143-9	149	S 61
201	鍋島9号広場	鍋島町大字八戸字三本柳箆 1411-4	171	H 1
202	鍋島10号広場	新栄東二丁目 937-17	118	H 4
203	鍋島11号広場	鍋島町大字八戸字一本柳箆 1243-16	195	H 5
204	鍋島12号広場	新栄西二丁目 996-5	130	H 5
205	鍋島13号広場	鍋島町大字八戸字四本柳箆 1617-5	236	H 10
206	鍋島14号広場	開成六丁目 133-43・52	211	H 11
207	鍋島15号広場	鍋島町大字八戸字一本柳箆 1226-4	149	H 13
208	鍋島17号広場	鍋島町大字八戸溝 214-10	92	H 14
209	鍋島18号広場	鍋島町大字八戸字三本柳箆 1424-4	207	H 16
210	鍋島19号広場	鍋島町大字八戸 1421-3	90	H 19
211	鍋島20号広場	新栄西二丁目 1290-5	289	H 19
212	鍋島21号広場	新栄東二丁目 933-19, 933-53	205	H 20
213	鍋島22号広場	鍋島町大字八戸 1398-5	82	H 22
214	鍋島23号広場	鍋島町大字鍋島 2014-39, 2069-4	149	H 22
215	鍋島24号広場	鍋島町大字八戸溝 1592-4	115	H 22
216	鍋島25号広場	鍋島町大字八戸溝 348-16	239	H 17
217	鍋島26号広場	鍋島町大字八戸溝 339-19	143	H 21
218	鍋島27号広場	鍋島町大字森田 407-21	146	H 21
219	鍋島28号広場	鍋島町大字森田 157-26	150	H 22
220	鍋島29号広場	鍋島町大字蛸久 647-21	151	H 23
221	鍋島30号広場	鍋島町大字森田 175-18	121	H 23
222	鍋島31号広場	鍋島町大字森田 181-19	134	H 25
223	鍋島32号広場	鍋島町大字森田 99-15	118	H 24
224	鍋島33号広場	鍋島町大字森田 188-17	97	H 25
225	鍋島34号広場	鍋島町大字八戸溝 1586-5	105	H 25
226	鍋島35号広場	鍋島町大字森田 512-12	123	H 25
227	鍋島36号広場	鍋島町大字八戸溝 2216-18	93	H 25
228	鍋島37号広場	鍋島町大字森田 168-21	148	H 26
229	鍋島38号広場	鍋島町大字八戸溝 1622-22	149	H 26
230	鍋島39号広場	鍋島町大字森田 163-26	144	H 26
231	鍋島40号広場	鍋島町大字八戸溝 1626-16	158	H 24
232	鍋島41号広場	鍋島町大字森田 598-4	93	H 26
233	鍋島42号広場	鍋島町大字森田 838-5	139	H 26
234	鍋島43号広場	鍋島町大字森田 779-18	138	H 27
235	鍋島44号広場	鍋島町大字森田 204-14	136	H 27
236	鍋島45号広場	鍋島町大字八戸 1223-4, 1224-10	150	H 28
237	鍋島46号広場	鍋島町大字森田 24-15	146	H 28
238	鍋島47号広場	鍋島町大字森田 1407-22	94	H 29
239	鍋島48号広場	鍋島町大字八戸溝 1232-9	160	H 29
240	鍋島49号広場	鍋島町大字蛸久 1096-2	150	H 30
241	鍋島50号広場	鍋島町大字森田 1140-14	145	H31 (R1)
242	鍋島51号広場	鍋島町大字森田 423-17	159	R 3
243	鍋島52号広場	鍋島町大字森田 817-12	271	R 3
244	鍋島53号広場	鍋島町大字蛸久 1132-5, 1132-9	137	R 3
245	鍋島54号広場	鍋島町大字蛸久 302-9	124	R 3
246	鍋島55号広場	鍋島町大字八戸 1160-15	310	R 4
247	鍋島56号広場	鍋島町大字蛸久 1312-17	146	R 4
248	鍋島57号広場	鍋島町大字蛸久 303-16	120	R 2
249	鍋島58号広場	鍋島町大字蛸久 973-3	136	R 2

番号	公園名	位置	開設	
			面積 (㎡)	年
250	鍋島59号広場	鍋島町大字森田 272-10	156	R 4
251	鍋島60号広場	鍋島町大字蛸久 1152-12	95	R 4
252	鍋島61号広場	鍋島町大字蛸久 1326-9	112	R 4
253	西湊1号広場	兵庫町大字西湊 1809-8	135	H 23
254	西湊2号広場	兵庫町大字西湊 1833-5	107	H 27
255	西湊3号広場	兵庫町大字西湊 1968-14	132	H 30
256	西湊4号広場	兵庫町大字西湊 1993-13	99	H 30
257	西与賀1号広場	西与賀町大字厘外 762-1, 781-7, 781-4	466	S 59
258	西与賀2号広場	西与賀町大字厘外 789-8	141	S 60
259	西与賀3号広場	西与賀町大字厘外 781-1	146	S 58
260	西与賀4号広場	西与賀町大字高太郎 118-4	109	H 23
261	西与賀5号広場	西与賀町大字高太郎 171-16	165	H 30
262	西与賀6号広場	西与賀町大字高太郎 98-9	106	H 30
263	西与賀7号広場	西与賀町大字高太郎 180-9	150	H 30
264	西与賀8号広場	西与賀町大字厘外 1597-9	154	H31 (R1)
265	西与賀9号広場	西与賀町大字厘外 1577-19	141	R 2
266	西与賀10号広場	西与賀町大字厘外 1602-20	146	R 2
267	西与賀11号広場	西与賀町大字高太郎 2059-28	133	R 3
268	西与賀12号広場	西与賀町大字厘外 1578-9	146	R 4
269	八丁畷1号広場	八丁畷町 43-11	159	H 21
270	蓮池1号広場	蓮池町大字小松 379-15	224	H 27
271	東佐賀1号広場	東佐賀町 329-14	77	S 59
272	東佐賀2号広場	東佐賀町 506-8	121	S 60
273	兵庫1号広場	兵庫南二丁目 288-8	112	H 14
274	兵庫2号広場	兵庫北一丁目 388-12	95	H 27
275	藤木1号広場	兵庫北三丁目 956 - 24・46	303	H 18
276	藤木2号広場	兵庫北三丁目 955 - 4	92	H 18
277	藤木3号広場	兵庫町大字藤木 393-14	166	H 24
278	藤木4号広場	兵庫町大字藤木 1117-4	190	H 29
279	藤木5号広場	兵庫町大字藤木 1170-4	220	H 27
280	藤木6号広場	兵庫町大字藤木 1119-11	480	H 27
281	藤木7号広場	兵庫町大字藤木 1168-8	135	R 4
282	藤木緑地	兵庫町大字藤木 1170-5	37	H 27
283	湊1号広場	兵庫町大字湊1328-19	107	H 25
284	湊2号広場	兵庫町大字湊1547-10, 1547-19	109	H 25
285	湊3号広場	兵庫町大字湊1547-34	98	H 29
286	本庄1号広場	本庄町大字袋字一本木 318-10	491	S 52
287	本庄2号広場	本庄町大字袋字四本松 241-30	145	S 52
288	本庄3号広場	本庄町大字袋字円藏院角 363-24	475	S 63
289	本庄4号広場	本庄町大字本庄字一本黒木 211-30, 211-38	135	H 4
290	本庄5号広場	本庄町大字本庄字二本松四 918-8	153	H 2
291	本庄6号広場	本庄町大字本庄 1128-8	292	H 14
292	本庄7号広場	本庄町大字本庄 953-2	133	H 15
293	本庄8号広場	本庄町大字本庄 569-6	142	H 16
294	本庄9号広場	本庄町大字袋 117-10, 121-5	215	H 19
295	本庄10号広場	本庄町大字本庄 548-9	145	H 21
296	本庄11号広場	本庄町大字本庄 921-8	110	H 20
297	本庄12号広場	本庄町大字本庄 341-16	120	H 21
298	本庄13号広場	本庄町大字末次 123-14	150	H 21
299	本庄14号広場	本庄町大字袋 125-21	116	H 23
300	本庄15号広場	本庄町大字本庄 446-9, 446-11	135	H 23

番号	公園名	位置	開設	
			面積 (㎡)	年
301	本庄16号広場	本庄町大字本庄 265-9	136	H 25
302	本庄17号広場	本庄町大字本庄 400-1, 400-2, 400-14	182	H 25
303	本庄18号広場	本庄町大字末次 408-14, 415-54	131	H 26
304	本庄19号広場	本庄町大字袋 17-9	154	H 24
305	本庄20号広場	本庄町大字末次 36-10	210	H 24
306	本庄21号広場	本庄町大字末次 38-11	96	H 26
307	本庄22号広場	本庄町大字末次 396-13	130	H 28
308	本庄23号広場	本庄町大字末次 848-13	117	H 29
309	本庄24号広場	本庄町大字末次 378-11	185	H 29
310	本庄25号広場	本庄町大字末次 450-4	130	H31 (R1)
311	本庄26号広場	本庄町大字本庄 632-4	133	R 4
312	水ヶ江1号広場	水ヶ江六丁目 351-61	287	S 52
313	水ヶ江2号広場	水ヶ江六丁目 269-19	200	S 58
314	南佐賀1号広場	南佐賀二丁目 72-11	181	H 15
315	南佐賀2号広場	南佐賀二丁目 113-19	124	H 23
316	南佐賀3号広場	南佐賀三丁目 157-30	108	H 27
317	南佐賀4号広場	南佐賀一丁目 250-49	115	R 4
318	八戸1号広場	八戸二丁目 202-5	156	S 61
319	八戸2号広場	鍋島町大字八戸 1140-11	101	S 62
320	八戸溝1号広場	八戸溝一丁目 1214-43	362	S 57
321	八戸溝2号広場	八戸溝一丁目 1212-2	253	S 57
322	八戸溝3号広場	八戸溝一丁目 1590-24	129	S 56
323	八戸溝6号広場	八戸溝三丁目 1046-22	686	S 60
324	八戸溝7号広場	鍋島町大字八戸溝字五本黒木二角 1256-4	205	S 60
325	八戸溝8号広場	八戸溝二丁目 984-4	267	S 61
326	八戸溝9号広場	鍋島町大字八戸溝字西八田 1314-20	164	H 1
327	八戸溝10号広場	鍋島町大字八戸溝字一本椿 1299-12	103	H 11
328	八戸溝11号広場	鍋島町大字八戸溝字二本椿 1661-8	152	H 17
329	八戸溝12号広場	八戸溝二丁目 973-11	207	H 19
330	八戸溝13号広場	八戸溝一丁目 1587-8	117	H 20
331	六座町1号広場	六座町 294-9	99	H 21
332	若楠1号広場	若楠一丁目 1232-6	193	H 14
333	若楠2号広場	若楠一丁目 1248-3	105	H 14
334	若楠3号広場	若楠二丁目 642-17	109	H 19
335	若楠4号広場	若楠二丁目 1301-4	118	H 20
336	若宮1号広場	若宮一丁目 295-7	284	S 58
337	若宮2号広場	若宮一丁目 55-4	23	S 61
338	若宮3号広場	若宮一丁目 477-2, 478-4	144	S 61
339	若宮4号広場	若宮一丁目 372-3, 375-4	161	S 62
340	若宮5号広場	若宮一丁目 374-4	103	H 15
341	若宮6号広場	若宮一丁目 524-4, 524-8	336	H 21
342	若宮7号広場	若宮三丁目 70-3	321	H 21
343	若宮8号広場	若宮三丁目 265-15	165	H 30
344	新中町1号広場	新中町135-30	203	H31 (R1)
345	若楠広場	若楠二丁目653-1	3,080	H 30
346	ざわざわ池公園	久保泉町大字上和泉字泉 1823-6・17・18, 1885-4・11・12, 2443-1	31,888	H 11
347	しずか池公園	久保泉町大字上和泉字泉 1479-7・15, 1469-6, 1576-8, 3241, 3262-1, 3281	31,285	H 10
348	柿の木広場	久保泉町大字上和泉字泉 1511-7, 1513-5	2,720	H 11
349	どんどんの森緑道	天神三丁目 15-4・21	2,094	H 7
350	諸富新村緑ヶ丘広場	諸富町大字諸富津 15-9	279	H 18

番号	公園名	位置	開設	
			面積 (㎡)	年
351	小杭四本松広場	諸富町大字諸富津 2-4	102	H 18
352	諸富二本松広場	諸富町大字諸富津 135-2	132	H 18
353	石塚搦広場	諸富町大字為重 5-2	101	H 18
354	大中島高津搦広場	諸富町大字徳富 76-4	95	H 18
355	諸富新村二本黒木広場	諸富町大字徳富 2085-6	220	H 18
356	サイクルロード小公園	諸富町大字為重 528-1, 423-16	178	H 18
357	石塚児童公園	諸富町大字為重 299, 300-1, 322-1・2	474	H 18
358	石塚外搦広場	諸富町大字為重 154-9	164	H 18
359	寺井津1号広場	諸富町大字寺井津 514-6	106	H 24
360	寺井津2号広場	諸富町大字寺井津 284-4	150	H 28
361	為重1号広場	諸富町大字為重 120-9	150	R 4
362	川上1号広場	大和町大字川上 5473-10	105	H 21
363	川上2号広場	大和町大字川上 5465-4	134	H 24
364	小川1号広場	大和町大字久池井 854-12	194	H 18
365	小川2号広場	大和町大字久池井 621-10	218	H 19
366	小川3号広場	大和町大字久池井 425-2	194	H 19
367	小川4号広場	大和町大字久池井 822-9	133	H 19
368	小川5号広場	大和町大字久池井 818-16	157	H 19
369	小川6号広場	大和町大字久池井 836-22	242	H 20
370	花久保1号広場	大和町大字久池井 4211	1, 178	H 18
371	花久保2号広場	大和町大字久池井 4188	1, 467	H 18
372	久池井1号広場	大和町大字久池井 2108-19	150	H 22
373	久池井2号広場	大和町大字久池井 1994-4	151	H 25
374	久池井3号広場	大和町大字久池井 1541-59	183	H 24
375	久池井4号広場	大和町大字久池井 2044-4	149	H 25
376	久池井5号広場	大和町大字久池井 1527-27	104	H 25
377	久池井6号広場	大和町大字久池井 1094-12	139	H 26
378	久池井7号広場	大和町大字久池井 1541-66	120	H 26
379	久池井8号広場	大和町大字久池井 2047-7	121	H 24
380	久池井9号広場	大和町大字久池井 2397-18	150	H 24
381	久池井10号広場	大和町大字久池井 623-4	101	H 27
382	久池井11号広場	大和町大字久池井 2011-9	155	H 27
383	久池井12号広場	大和町大字久池井 2064-3, 3095-5, 2095-20, 2095番地先水路	148	H 28
384	久池井13号広場	大和町大字久池井 2032-4	141	H 28
385	久池井14号広場	大和町大字久池井 2052-4	152	H 29
386	久池井15号広場	大和町大字久池井 2029-17	148	H 29
387	久池井16号広場	大和町大字久池井 1094-23	127	H 29
388	久池井17号広場	大和町大字久池井 1515-27	153	H 29
389	久池井18号広場	大和町大字久池井 1701-9	148	R 2
390	久池井19号広場	大和町大字久池井 1787-9	132	R 3
391	久池井20号広場	大和町大字久池井 2038-17, 2038-24	149	R 4
392	東山田1号広場	大和町大字東山田 2140-16	145	H 28
393	東山田2号広場	大和町大字東山田 2898-5	151	H 29
394	東山田3号広場	大和町大字東山田 2837-11	143	R 2
395	東山田4号広場	大和町大字東山田 3851-7	133	R 4
396	東山田5号広場	大和町大字東山田 1676-22	124	R 4
397	久留間1号広場	大和町大字久留間 3176-10	115	H 27
398	新道1号広場	大和町大字尼寺 4065	171	H 18
399	新道2号広場	大和町大字尼寺 4029	343	H 18
400	国分1号広場	大和町大字尼寺 869 - 1	246	H 18
401	国分2号広場	大和町大字尼寺 1385-11	172	H 20

番号	公園名	位置	開設	
			面積 (㎡)	年
402	尼寺1号広場	大和町大字尼寺 3293-1, 3293-19, 3297-5, 3297-6	267	H 21
403	尼寺2号広場	大和町大字尼寺 3301-8	149	H 21
404	尼寺3号広場	大和町大字尼寺 1102-15	111	H 22
405	尼寺4号広場	大和町大字尼寺 2299-4	141	H 22
406	尼寺5号広場	大和町大字尼寺 2308-13	104	H 22
407	尼寺6号広場	大和町大字尼寺 3302-9	119	H 22
408	尼寺7号広場	大和町大字尼寺 3184-4, 3193-21, 3193-27, 3193-28	150	H 25
409	尼寺8号広場	大和町大字尼寺 2927-28	95	H 25
410	尼寺9号広場	大和町大字尼寺 3348-6	161	H 26
411	尼寺10号広場	大和町大字尼寺 2977-7, 2977-22	110	H 27
412	尼寺11号広場	大和町大字尼寺 3053-50	147	H 27
413	尼寺12号広場	大和町大字尼寺 3053-69	153	H 29
414	尼寺13号広場	大和町大字尼寺 1735-12	122	H 30
415	尼寺14号広場	大和町大字尼寺 3886-3	146	H 30
416	尼寺15号広場	大和町大字尼寺 3321-12	111	H 30
417	尼寺16号広場	大和町大字尼寺 2992-7	154	H 30
418	尼寺17号広場	大和町大字尼寺 3005-5・10, 3102-8	154	H 30
419	尼寺18号広場	大和町大字尼寺 899-1, 899-10, 1382-36	143	H31 (R1)
420	尼寺19号広場	大和町大字尼寺 3144-29	147	R 2
421	尼寺20号広場	大和町大字尼寺 3110-1	188	R 3
422	サングリーン1号広場	大和町大字東山田 3200 - 7	1,128	H 18
423	サングリーン2号広場	大和町大字東山田 3200 - 202	1,589	H 18
424	尼寺団地1号広場	大和町大字尼寺 2659-18	1,026	H 19
425	尼寺団地2号広場	大和町大字尼寺 2708-27	316	H 19
426	東小路1号広場	大和町大字尼寺 2448-19	764	H 19
427	東小路2号広場	大和町大字尼寺 2456-7	130	H 19
428	福田1号広場	大和町大字尼寺 2400-4	232	H 19
429	北原1号広場	大和町大字久池井 1564-1	739	H 22
430	北原2号広場	大和町大字久池井 1538-29	210	H 23
431	水源地跡公園	川副町大字鹿江 627-3	1,272	H 19
432	西古賀調整池	川副町大字西古賀47-10・11	7,258	H 19
433	鹿江1号広場	川副町大字鹿江 923-22	196	H 22
434	鹿江2号広場	川副町大字鹿江 1109-20	145	H 27
435	鹿江3号広場	川副町大字鹿江 1140-14	105	H 28
436	鹿江4号広場	川副町大字鹿江 1080-19	105	H 29
437	鹿江5号広場	川副町大字鹿江 1128-3	117	H 30
438	鹿江6号広場	川副町大字鹿江 378-13	111	R 3
439	鹿江7号広場	川副町大字鹿江 970-9	106	R 4
440	南里1号広場	川副町大字南里 1174-14	141	H 29
441	南里2号広場	川副町大字南里 418-14	95	R 2
442	西古賀1号広場	川副町大字西古賀 245-14, 245-18	134	H 20
443	西古賀2号広場	川副町大字西古賀 1003-7	233	H 20
444	西古賀3号広場	川副町大字西古賀 281-8	134	H 21
445	大野西桜並木	東与賀町大字飯盛 2900-8・9・10	5,220	
446	下古賀1号広場	東与賀町大字下古賀 1195-18	115	H 20
447	下古賀2号広場	東与賀町大字下古賀 1250-26	198	H 20
448	下古賀3号広場	東与賀町大字下古賀 1289-3	126	H 20
449	下古賀4号広場	東与賀町大字下古賀 1352-12	127	H 20
450	下古賀5号広場	東与賀町大字下古賀 1131-25	148	H 20
451	下古賀6号広場	東与賀町大字下古賀 1087-5	183	H 20
452	下古賀7号広場	東与賀町大字下古賀 1100-15	36	H 21

番号	公園名	位置	開設	
			面積 (㎡)	年
453	下古賀 8 号 広場	東与賀町大字下古賀 1200-5	37	H 21
454	下古賀 9 号 広場	東与賀町大字下古賀 1200-7	154	H 21
455	下古賀 1 0 号 広場	東与賀町大字下古賀 1200-8	154	H 21
456	下古賀 1 1 号 広場	東与賀町大字下古賀 1200-9	154	H 21
457	下古賀 1 2 号 広場	東与賀町大字下古賀 1200-10	154	H 21
458	下古賀 1 3 号 広場	東与賀町大字下古賀 1091-4	128	H 25
459	下古賀 1 4 号 広場	東与賀町大字下古賀 1348-24	113	H 21
460	下古賀 1 5 号 広場	東与賀町大字下古賀 1119-16	120	H 27
461	田 中 1 号 広場	東与賀町大字田中 207-14	170	H 20
462	田 中 2 号 広場	東与賀町大字田中 225-24	165	H 20
463	田 中 3 号 広場	東与賀町大字田中 246-25	201	H 20
464	田 中 4 号 広場	東与賀町大字田中 303-9	220	H 20
465	田 中 5 号 広場	東与賀町大字田中 191-19	128	H 24
466	飯 盛 1 号 広場	東与賀町大字飯盛 213-26	159	H 20
467	飯 盛 2 号 広場	東与賀町大字飯盛 217-9	1, 148	H 20
468	飯 盛 3 号 広場	東与賀町大字飯盛 323-16	194	H 20
469	飯 盛 4 号 広場	東与賀町大字飯盛 478-9, 933-8	213	H 20
470	久 保 田 1 号 広場	久保田町大字久保田 1671-4	110	H 20
471	久 保 田 2 号 広場	久保田町大字久保田 1671-24	192	H 20
472	徳 万 1 号 広場	久保田町大字徳万 2005-4	259	H 20
473	徳 万 2 号 広場	久保田町大字徳万 2005-27	96	H 20
474	徳 万 3 号 広場	久保田町大字徳万 2652-6	271	H 20
475	徳 万 4 号 広場	久保田町大字徳万 2410-5	244	H 20
476	徳 万 5 号 広場	久保田町大字徳万 2418-5	202	H 20
477	徳 万 6 号 広場	久保田町大字徳万 877-8, 2592-19	197	H 23
478	新 田 1 号 広場	久保田町大字新田 3719-28	172	H 20
479	新 田 2 号 広場	久保田町大字新田 3714-7, 19	136	H 20
480	新 田 3 号 広場	久保田町大字新田 3784-14	117	H 20
481	新 田 4 号 広場	久保田町大字新田 3830-20	145	H 20
482	新 田 5 号 広場	久保田町大字新田 3071-44	1, 424	H 20
483	久 富 1 号 広場	久保田町大字久富 3178-24	232	H 24
483ヶ所	総 合 計		252, 624	

5 下水道

① 汚水

令和5年4月1日現在

処理区名	全体計画		事業認可	
	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	処理面積 (ha)	処理人口 (人)
八田処理分区	741.3	29,520	741.3	32,150
厘外処理分区	1,235.4	51,960	1,235.4	56,590
大島処理分区	428.0	18,370	428.0	20,000
下高木処理分区	429.4	17,580	429.4	19,150
兵庫処理分区	260.6	10,230	260.6	11,150
久保泉処理分区	100.0	1,180	100.0	1,290
金立処理分区	88.6	2,360	88.6	2,570
大和处理区	349.4	13,600	322.9	14,200
諸富処理区	297.8	8,200	297.8	9,500
川副処理区	395.9	11,300	395.9	12,800
都市施設分小計	4,326.4	164,300	4,299.9	179,400
東与賀処理区(公共)	229.3	7,400	229.3	8,000
富士南部処理区(特環)	80.9	1,300	80.9	1,500
久保田処理区(特環)	140.0	4,400	140.0	4,800
計	4,776.6	177,400	4,750.1	193,700

資料：下水道工務課

② 雨水

令和5年4月1日現在

排水区域	排水面積 (ha)		放流
	全体計画	事業認可	
八田江排水区	515.6	386.7	八田江
佐賀江排水区	1,371.8	1,249.8	佐賀江川
新川排水区	142.7	112.1	新川
上碓排水区	263.1	159.3	上碓川
本庄江排水区	619.9	559.2	本庄江
久保泉排水区	56.0	56.0	焼原川
中原排水区	82.0	—	嘉瀬川
新町排水区	22.0	—	本庄江
計	3,073.1	2,523.1	ポンプ場3ヶ所

資料：河川砂防課

令和5年4月1日現在

排水区域	排水面積 (ha)		放流
	全体計画	事業認可	
尼寺排水区	141.6	140.6	黒川
西小川排水区	68	47.6	農業用水路左岸幹線水路
黒川排水区	80	63.5	黒川
駄市川原排水区	34	30.9	農業用水路左岸幹線水路
久池井排水区	19	—	嘉瀬川
川上排水区	196	—	嘉瀬川
計	538.6	282.6	ポンプ場1ヶ所

資料：河川砂防課

令和5年4月1日現在

排水区域	排水面積 (ha)		放流
	全体計画	事業認可	
早津江川排水区	5.7	5.7	国営幹線水路徳永線
山領排水区	26.5	26.5	新川
小杭川排水区	17.4	17.4	小杭川
諸富中央排水区	78.9	77.9	筑後川
大堂排水区	17.3	2.1	水資源開発公団営 幹線水路大詫間線
勘の島川排水区	12.8	—	勘の島川
橋津排水区	4.4	—	県営かんぱい排水路 大堂線
大渡川排水区	9.4	—	大渡川
寺井排水区	17.4	17.4	新川
新川排水区	12.4	12.4	新川
大五川排水区	49.3	49.3	大五川
大中島排水区	31.3	31.3	筑後川
中の島排水区	7.7	—	中の島川
三重排水区	8.7	—	国営幹線水路徳永線
福田排水区	2.8	—	福田川
計	302	240	ポンプ場1ヶ所

資料：河川砂防課

③ その他の施設

ポンプ場

(汚水)

令和5年4月1日現在

名称	位置	面積 (㎡)	揚水量 (㎥/分)
八田ポンプ場	南佐賀一丁目15番1号	4,376.34	28.4
鍋島汚水ポンプ場	鍋島一丁目4番27号	454.09	4.4
八戸ポンプ場	新栄西一丁目14番25号	1,997.08	33.5
久保泉ポンプ場	久保泉町大字上和泉字泉1823番地15	869.78	3.3
下高木ポンプ場	八丁畷町10番11号	1,382.32	10.3
諸富汚水中継ポンプ場	諸富町大字山領282番地1	1,743.00	4.2
川副第1中継ポンプ場	川副町大字犬井道4262番地1	1,192.87	3.2
今町ポンプ場	東与賀町大字下古賀1256番地4	849.00	0.7

資料：下水道施設課

(雨水)

令和5年4月1日現在

名称	位置	面積 (㎡)	揚水量 (㎥/分)
八田ポンプ場	南佐賀一丁目15番1号	4,376.34	699(300)
厘外ポンプ場	光三丁目1161番66	1,500.00	542(120)
八田第2ポンプ場	北川副町大字新郷字二本柳	約1,900	300(0)
尼寺排水機場	高木瀬町大字長瀬	約1,300	360(0)
石塚雨水ポンプ場	諸富町大字為重340番17	827.00	534(240)

()内書は現況の揚水量 資料：河川砂防課

処理施設

令和5年4月1日現在

名称	位置	面積 (㎡)	備考
佐賀市下水浄化センター	西与賀町大字高太郎2667番地	約90,300	認可計画処理人口 179,800人
富士南部環境センター	富士町大字梅野1721番地18	11,206.32	認可計画処理人口 1,500人
東与賀浄化センター	東与賀町大字下古賀2490番地1	15,053.00	認可計画処理人口 7,600人
久保田浄化センター	久保田町大字久保田1928・1929番地	13,755.00	認可計画処理人口 4,800人

資料：下水道施設課

貯留施設

令和5年4月1日現在

名 称	位 置	面積 (㎡)	備 考
大紡雨水調整池	天神三丁目	約 9,300	貯水容量 約 40,000 m ³ (0)
第 1 雨水調整池	大和町大字尼寺字四本杉	約 13,600	貯水容量 約 10,300 m ³ (10,300)
第 2 雨水調整池	大和町大字久池井字一本柳 14 番地	41,500	貯水容量 約 33,000 m ³ (33,000)
城東川雨水調整池	高木瀬町大字東高木	約 10,600	貯水容量 約 19,600 m ³ (0)

()内書は現況の貯水容量

資料：河川砂防課

④ 普及状況

供用開始面積及び水洗化状況

項目 年度	供用開始面積 (ha)													水洗化状況				普及世帯数 (戸)	普及人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化普及率 ※2 (%)	水洗化世帯数 (戸)		水洗化率 ※3 (%)	し 切 り 浄 化 槽 か け の 数 の					
	八田 処理分 区1	八田 処理分 区2	八田 処理分 区3	屋外 処理分 区1	屋外 処理分 区2	屋外 処理分 区3	大島 処理分 区	大島 処理分 区	兵庫 処理分 区	久保 泉 処理分 区	下高 木 処理分 区	金立 処理分 区	諸富 処理分 区	大和 処理分 区	川副 処理分 区	東与 賀 公 共 ※1 区	都市 施設 分 小 計					富士 南 部 ※1 区	東与 賀 環 境 ※1 区			久保 田 環 境 ※1 区	合計	普及人口 (人)	普及世帯数 (戸)	水洗化人口 (人)
平成30年度	2.29	2.27	0.08	0.00	0.60	0.79	1.45	0.15	0.00	0.74	10.01	0.00	18.38	0.00	0.00	0.03	0.41	18.82	-177	543	843	843	843	75.90	1,181	1,181	0	1,181	91.06	208
平成31年度 (令和1年度)	689.37	1,017.71	153.59	422.10	254.33	95.84	437.91	72.49	275.03	328.04	291.59	0.00	4,038.00	80.90	203.77	130.87	130.87	4,453.54	192,274	75,147	176,557	176,557	176,557	76.13	68,430	68,430	0	68,430	91.45	164
令和2年度	2.44	2.32	1.17	0.00	0.03	0.03	0.05	0.12	0.10	1.37	6.16	0.00	13.79	0.00	0.24	0.12	14.15	194	586	586	586	586	76.35	825	825	0	825	92.07	159	
令和3年度	691.81	1,020.03	154.76	422.10	254.36	95.87	437.96	72.61	275.13	329.41	297.75	0.00	4,051.79	80.90	204.01	130.99	4,467.69	192,468	75,733	176,537	176,537	176,537	77.25	69,255	69,255	0	69,255	92.50	112	
令和4年度	0.91	1.91	0.77	0.00	0.77	0.60	1.29	0.33	0.00	0.94	1.00	0.00	8.52	0.02	0.08	0.14	8.76	4,476.45	191,884	76,099	176,337	176,337	77.40	737	737	0	737	92.91	107	
令和3年度	1.63	2.78	1.08	0.00	0.00	0.00	1.04	0.55	0.00	0.91	0.74	0.13	8.86	0.13	-	0.59	9.58	4,486.03	191,907	76,583	177,241	177,241	77.40	737	737	0	737	92.91	107	
令和4年度	694.35	1,024.72	156.61	422.10	255.13	96.47	440.29	73.49	275.13	331.26	299.49	204.22	4,273.26	81.05	-	131.72	4,486.03	191,907	76,583	177,241	177,241	177,241	77.40	737	737	0	737	92.91	107	
令和4年度	0.32	3.60	0.46	0.07	0.44	0.12	1.76	0.21	0.04	0.72	1.05	0.15	8.94	0.00	-	0.02	8.96	4,494.99	191,614	77,043	176,892	176,892	77.40	737	737	0	737	92.91	107	
令和4年度	694.67	1,028.32	157.07	422.17	255.57	96.59	442.05	73.70	275.17	331.98	300.54	204.37	4,282.20	81.05	-	131.74	4,494.99	191,614	77,043	176,892	176,892	176,892	77.40	737	737	0	737	92.91	107	

資料：業務課

※1 特定環境保全公共下水道事業の東与賀町を、令和3年4月1日から公共下水道事業に編入した。

※2 普及率 (%) = 水洗化人口 / 行政区域内人口

※3 水洗化率 (%) = 水洗化世帯 / 供用開始区域内世帯

⑤整備状況

区分 年度	汚水布設管渠延長 (m)							人孔 (基)							汚水柵 (方所)									
	旧佐賀市	旧諸富町	旧大和町	旧川副町	旧東与賀町	旧藤十町 (特選)	旧久保田町 (特選)	総延長	旧佐賀市	旧諸富町	旧大和町	旧川副町	旧東与賀町	旧藤十町 (特選)	旧久保田町 (特選)	計	旧佐賀市	旧諸富町	旧大和町	旧川副町	旧東与賀町	旧藤十町 (特選)	旧久保田町 (特選)	計
平成30年度	2,223.73	42.50	168.47	3,039.07	20.30	67.93	47.30	5,609.30	118	2	11	88	0	4	3	226	247	4	21	145	2	1	8	428
平成31年度 (令和1年度)	3,193.56	23.00	472.53	2,063.37	86.97	0.00	98.79	5,938.22	145	2	29	88	6	0	7	277	321	9	53	118	13	1	7	522
令和2年度	2,741.11	0.00	192.68	276.98	0.00	0.00	87.60	3,298.37	120	0	9	8	0	0	7	144	273	1	32	40	4	2	13	365
令和3年度	6,893.84	0.00	0.00	146.25	0.00	0.00	159.63	7,199.72	136	0	0	11	0	1	8	156	347	0	0	26	0	2	28	403
令和4年度	5,268.18	35.77	225.43	161.98	0.00	0.00	32.50	5,723.86	135	2	11	12	0	0	1	161	404	2	21	28	0	0	1	456
累計	694,490.39	75,073.51	73,834.49	110,691.61	51,339.22	34,264.00	40,006.59	1,079,699.81	23,337	2,359	2,711	3,672	1,526	1,031	35,855	42,344	3,701	4,787	4,383	2,271	767	1,559	59,812	

区分 年度	整備面積 (ha)							雨水布設管渠延長 (m)							
	旧佐賀市	旧諸富町	旧大和町	旧川副町	旧東与賀町	旧藤十町 (特選)	旧久保田町 (特選)	計	旧佐賀市	旧諸富町	旧大和町	旧川副町	旧東与賀町	旧久保田町 (特選)	計
平成30年度	10.59	0.17	0.00	8.61	0.08	0.00	0.19	19.64	137.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	137.00
平成31年度 (令和1年度)	12.77	0.09	0.00	0.00	0.35	0.00	0.40	13.61	349.00	0.00	840.00	0.00	0.00	0.00	1,189.00
令和2年度	8.77	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02	8.79	88.00	0.00	0.00	0.00	0.00	88.00	
令和3年度	11.63	0.00	0.00	0.00	0.08	0.00	0.64	12.35	255.00	0.00	200.00	0.00	0.00	455.00	
令和4年度	12.22	0.11	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12.33	293.00	0.00	54.00	0.00	0.00	347.00	
累計	3,231.78	297.80	322.90	395.90	207.64	80.90	136.66	4,673.58	5,876.32	5,681.00	7,036.00	0.00	0.00	18,593.32	

資料：下水道工務課、河川砂防課

6 ごみ焼却場

令和5年4月1日現在

名 称		位 置	面 積	計 画 決 定	備 考
番 号	ごみ焼却場名				
1	佐賀市 清掃工場	高木瀬町大字長瀬字 平尾	約52,500 m ²	平成12年8月25日 佐賀市告示第81号	ごみ焼却能力 300 t/日

7 河 川

令和5年4月1日現在

名 称		位 置		区 域		構 造	指 定 年 月 日
番 号	河川名	起 点	終 点	幅 員	延 長		
1	嘉瀬川	(左岸) 嘉瀬町 大字十五 (右岸) 佐賀郡 久保田町 大字江戸	大和町 大字梅野 字都渡城 (官人橋)	m 70~480	m 約16,200	堤防式 複断面式	昭和63年8月10日 佐賀県告示第474号

8 火葬場

令和5年4月1日現在

名 称		位 置	面 積	計 画 決 定	備 考
番 号	火葬場名				
1	佐賀市宮齋場 (つくし齋場)	金立町大字金立字五 本黒木	0.5ha	昭和54年2月23日 佐賀市告示第15号	火葬炉 7基

VI 市街地開発

1 土地区画整理事業

令和5年4月1日現在

番号	地区名	施行者名	法分類	都市計 画決定	土地区画 整理法	事業許可年月日 (区域決定年月日)	施行年度	施行面積	減歩率			換地処分 年月日	総事業費 (千円)	備考
									公共	保留地	合算			
1	佐賀	市	3条3項	○	×	不明 (S12.3.31)	S13～S15	13.5ha	不明	不明	不明	不明	不明	施行済
2	神野(1工区)	市	3条3項	○	○	S32.5.4 (S31.10.8)	S35～S52	33.3ha	14.90%	1.90%	16.80%	S51.9.8	950,703	施行済
3	神野(2工区)	市	3条3項	○	○	S32.5.4 (S31.10.8)	S42～S56	50.2ha	19.40%	0.40%	19.80%	S56.7.31	3,498,071	施行済
4	神野(3工区)	市	3条3項	○	○	S47.10.11 (S47.2.4)	S47～S55	26.9ha	9.80%	7.70%	17.50%	S55.3.31	1,138,802	施行済
5	西神野	組合	3条2項	○	○	S49.1.28 (S48.11.9)	S48～S55	34.6ha	20.78%	4.44%	25.22%	S55.11.14	1,322,470	施行済
6	八戸溝	共同	3条1項	×	○	S50.7.2 (—)	S50～S51	10.2ha	19.29%	17.73%	37.02%	S52.3.2	348,245	施行済
7	鍋島	組合	3条2項	○	○	S56.2.6 (S55.11.1)	S55～H2	93.4ha	15.76%	11.85%	27.61%	H2.1.5	6,710,000	施行済
8	兵庫	組合	3条2項	○	○	S63.2.10 (S63.1.5)	S62～H9	66.7ha	17.86%	12.54%	30.40%	H9.3.17	11,201,994	施行済
9	兵庫北	組合	3条2項	○	○	H10.10.16 (H10.9.2)	H10～H26	120.7ha	16.28%	17.36%	33.64%	H25.9.19	16,638,817	施行済
10	諸富町大津	組合	3条2項	×	○	H3.7.19 (—)	H3～H6	5.4ha	15.64%	17.50%	33.14%	H5.10.22	399,887	施行済
11	大和町国分	組合	3条2項	×	○	H5.9.22 (—)	H5～H8	0.8ha	16.97%	18.24%	35.21%	H8.1.17	86,104	施行済
12	大和町新道	組合	3条2項	×	○	H7.1.25 (—)	H6～H12	1.7ha	18.45%	17.11%	35.56%	H12.8.11	215,116	施行済
13	大和町小川東	組合	3条2項	×	○	H12.9.29 (—)	H12～H18	8.8ha	31.96%	24.71%	56.67%	H17.9.8	850,000	施行済
	計							466.2ha						

2 市街地再開発事業

名称	都市計画決定 年月日	施行主体	施行区域 面積	建築敷地 面積	建ぺい率	容積率の 限度	建築物の 高さの制限	主要用途	備考
佐賀中央第1地区 第一種市街地再開発事業	H2. 3.28	組合	約0.9ha	約0.6ha	80%	500%	—	店舗 住宅 駐車場 コミュニティーセンター	

VII 都市計画制限による届出状況

1 開発行為

① 開発許可件数

ア 佐賀都市計画区域

市街化区域

年度	宅地分譲		共同住宅		店舗		工場		事務所		ガリンスタンド		倉庫		公共公益施設		その他		計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
平成30年度	5	14,217.73	2	3,838.77	1	1,894.21	0		0		0		0		0		0		8	19,950.71
平成31年度 (令和1年度)	4	16,070.66	1	4,874.40	1	1,958.85	1	5,846.73	0		0		0		0		0		7	28,750.64
令和2年度	7	13,065.67	2	2,505.73	0		0		0		0		0		0		0		9	15,571.40
令和3年度	5	19,973.90	1	2,247.35	2	7,630.86	0		0		0		0		1	1,464.30	0		9	31,316.41
令和4年度	2	7,905.74	4	4,677.56	0		0		0		0		0		0		0		6	12,583.30
計	23	71,233.70	10	18,143.81	4	11,483.92	1	5,846.73	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	1,464.30	0	0.00	39	108,172.46

※公共公益施設については、都市計画法の改正(H19.11.30施行)により許可対象となったものである。

※都市計画法第34条の2の開発協議申出件数を含む。

市街化調整区域

年度	日用品店舗・自動車修理工場 (34条1号)		公共公益施設 (34条1号)		農林水産物加工施設 (34条4号)		工場 (34条7号)		ドライブイン・ガリンスタンド (34条9号)		条例に基づく許可 (34条11号)		条例に基づく許可 (34条12号)		審査会に基づく許可 (34条14号)		その他		計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
平成30年度	1	177.00	3	14,557.77	0		1	7,217.05	0		59	108,039.44	8	3,724.35	8	10,923.53	0		80	144,639.14
平成31年度 (令和1年度)	1	3,173.75	3	15,882.85	1	2,090.40	0		0		57	111,161.86	9	6,915.75	2	31,131.72	1	76,946.06	74	247,302.39
令和2年度	0		0		0		0		1	1,677.22	49	88,401.63	12	4,677.22	2	12,153.00	0		64	106,909.07
令和3年度	0		5	13,581.30	4	56,052.21	0		0		56	110,543.97	13	18,358.60	1	7,793.59	0		79	206,329.67
令和4年度	1	986.87	1	499.96	1	2,301.89	0		0		53	105,218.19	6	4,665.48	1	1,661.59	0		63	115,333.98
計	3	4,337.62	12	44,521.88	6	60,444.50	1	7,217.05	1	1,677.22	274	523,365.09	48	38,341.40	14	63,663.43	1	76,946.06	360	820,514.25

※公共公益施設については、都市計画法の改正(H19.11.30施行)により許可対象となったものである。

※都市計画法第34条の2の開発協議申出件数を含む。

※条例に基づく許可は平成20年7月から施行されたものである。

都市計画区域外

年度	件数	面積
平成30年度	0	0.00
平成31年度 (令和1年度)	0	0.00
令和2年度	0	0.00
令和3年度	0	0.00
令和4年度	0	0.00
計	0	0.00

② 建築許可件数（都市計画法第43条）

年 度	日用品店舗、 公共公益施設 ドライブイン等 (法34条第1号～ 第9号)	地区計画 (法34条第10号)	条 例			既存権利者の 届出 (法34条13号)	開発審査会 付議案件 (法34条14号)
			法34条 11号	法34条12号			
				分家住宅	収用対象 事業		
平成30年度	4	0	34	0	0	74	6
平成31年度 (令和1年度)	4	0	24	1	0	104	3
令和2年度	13	0	33	0	3	138	5
令和3年度	11	0	26	1	3	153	6
令和4年度	17	0	22	0	0	123	0
計	49	0	139	2	6	592	20

※ 公共公益施設については、都市計画法の改正（H19.11.30施行）により、許可対象となったものである。

※ 都市計画法第43条3項の建築協議申出件数を含む。

※ 条例化したことによる許可は、平成20年7月から施行されたものである。

※ 既存権利者の届出は、線引きが告示された際、自己の居住又は業務のための建築物を建築する目的で、所有権・借地権など土地に関する権利を有していた者が、告示の日から6ヶ月以内に市長に届けて告示の日から5年以内に行う開発行為。

2 土地取引

① 国土利用計画法に基づく届出状況

年 度	佐賀都市計画区域				都市計画区域外		計	
	市街化区域		市街化調整区域					
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
平成30年度	13	46,813.51	2	137,475.82	1	20,056.25	16	204,345.58
平成31年度 (令和1年度)	16	70,610.29	4	78,254.35	3	144,446.59	23	293,311.23
令和2年度	8	55,990.13	5	34,505.55	1	51,580.00	14	142,075.68
令和3年度	6	17,503.35	3	19,888.79	7	1,029,315.49	16	1,066,707.63
令和4年度	7	20,614.85	7	92,267.40	1	20,510.00	15	133,392.25
計	50	211,532.13	21	362,391.91	13	1,265,908.33	84	1,839,832.37

② 公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）に基づく届出状況

年 度	4条届出件数	5条申出件数	買取り件数
平成30年度	2	3	3
平成31年度（令和1年度）	5	0	0
令和2年度	2	2	2
令和3年度	3	3	3
令和4年度	1	1	0
計	13	9	8

3 景観等

① 風致地区内行為許可件数

種別 年度	建築物の建築等	土地区画形質の変更	木材の伐採 その他の行為	建築物の色彩の変更	計
平成30年度	1	0	0	0	1
平成31年度 (令和 1年度)	1	0	0	0	1
令和 2年度	0	0	0	0	0
令和 3年度	0	0	0	0	0
令和 4年度	0	0	0	0	0
計	2	0	0	0	2

※ 1つの届出で行為種別が複数ある場合、代表行為のみ数える

② 景観形成地区における行為の届出状況（平成24年度より施行）

種別 年度	建築物	工作物	土石の採取その他の 土地の形質の変更	木竹の植栽又は伐採	計
平成30年度	20	6	0	0	26
平成31年度 (令和 1年度)	7	6	0	3	16
令和 2年度	6	3	0	2	11
令和 3年度	13	7	0	2	22
令和 4年度	5	1	0	0	6
計	51	23	0	7	81

※ 1つの届出で行為種別が複数ある場合、代表行為のみ数える

③ 景観計画区域（景観形成地区を除く）における行為の届出状況（平成24年度より施行）

種別 年度	建築物	工作物	土石の採取その他の 土地の形質の変更	木竹の植栽又は伐採	計
平成30年度	69	4	-	-	73
平成31年度 (令和 1年度)	78	11	-	-	89
令和 2年度	78	13	-	-	91
令和 3年度	82	17	-	-	99
令和 4年度	94	10	-	-	104
計	401	55	0	0	456

※ 1つの届出で行為種別が複数ある場合、代表行為のみ数える

VIII 参 考 资 料

都市計画基礎調査

1 調査の概要

調査の目的

都市計画基礎調査は、都市計画法第6条に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎となるものである。

本市においても、今後の土地利用の適切な規制及び誘導を図るため、人口の分布、産業動向及び土地利用の状況等その他国土交通省令で定める事項について現況調査を行い、将来の都市計画及び市街地の整備に係わる各種計画の検討及び立案のための基礎資料に資することを目的として実施している。

調査対象区域

調査の対象となる区域は、調査項目ごとに「都市計画基礎調査実施要領」に定められており、行政区域、都市計画区域、市街化区域に大別される。

○令和4年度基礎調査

	面積 (ha)	人口 (人)	備考
行政区域	43,182	236,372	[全域] 佐賀市
都市計画区域	都市計画区域	22,085	[全域] 旧佐賀市、諸富町、川副町、東与賀町、久保田町 [一部] 大和町
	市街化区域	2,950	[一部] 旧佐賀市、大和町、諸富町
	市街化調整区域	19,135	[全域] 川副町、東与賀町、久保田町 [一部] 旧佐賀市、大和町、諸富町
	都市計画区域外	21,057	[全域] 富士町、三瀬村 [一部] 大和町

調査の方針

都市計画基礎調査は、都市の現状及び動向を把握するとともに、各種計画を検討及び立案するための基礎的資料となるものであり、都市計画法施行規則第4条及び第5条に調査方法及び調査項目が定められている。

本基礎調査の実施にあたっては令和3年5月27日付 国都調第1号「都市計画基礎調査実施要領の見直しについて」に基づき実施した。

なお、本基礎調査結果のデータは、経年的データの蓄積を図ることとし、将来の電算化に対応できるよう地理情報システムを活用したものとする。

2 調査項目

佐賀都市計画基礎調査項目一覧表

調査項目		表	図	調査対象範囲
調査区	1 都市計画基礎調査・地区	—	●	都市計画区域
	2 地区の特性	●	—	都市計画区域
	3 大字・町丁目字界	—	●	都市計画区域
	4 学校区	—	●	都市計画区域
人口	5 人口規模	●	●	行政区域
	6 DID	●	●	行政区域
	7 将来人口	●	●	行政区域
	8 人口増減	●	—	行政区域
	9 通勤・通学移動	●	—	行政区域
	10 昼間人口	●	●	行政区域
	11 世帯数及び増減数	●	—	行政区域
	12 世帯数増減の内訳	●	—	行政区域
	13 世帯数の将来見通し	●	—	行政区域
	14 地区別人口密度状況	—	●	行政区域
	15 地区別人口密度増減	—	●	行政区域
産業	16 産業・職業分類別就業者数	●	—	行政区域
	17 事業所数・従業者数・売上金額	●	●	行政区域
土地利用	18 区域区分の状況	●	●	都市計画区域
	19 土地利用現況	●	●	行政区域
	20 国公有地の状況	●	●	都市計画区域
	21 宅地開発状況	●	●	行政区域
	22 農地転用状況	●	●	行政区域
	23 林地転用状況	●	●	行政区域
	24 新築動向	●	●	行政区域
	25 条例・協定	●	●	行政区域
	26 農林漁業関係施策適用状況	●	●	都市計画区域
	27 用途地域の変遷	—	●	市街化区域
	28 未利用地現況	●	●	市街化区域
	29 非可住地現況	●	●	都市計画区域
	30 残存農地現況	—	●	市街化区域
	31 34条11号許可	●	●	市街化調整区域
	32 開発区域内市街地形成	●	—	都市計画区域
	33 再開発・高度利用・図	—	●	市街化区域
34 区域区分の変遷	—	●	都市計画区域	

佐賀都市計画基礎調査項目一覧表

調査項目		表	図	調査対象範囲
建 物	35 建物利用現況	●	●	行政区域
	36 大規模小売店舗等の立地状況	●	●	行政区域
	37 住宅の所有関係別、建て方別世帯数	●	—	行政区域
	38 建物特定用途の分布状況	—	●	都市計画区域
	39 小地域別木造率現況	●	—	市街化区域
	40 小地域別建ぺい率現況	●	●	市街化区域
	41 小地域別容積率現況	●	●	市街化区域
	42 不適格建築物調査・表	●	—	市街化区域
	43 特別用途地区に関する調査	—	●	市街化区域
住 宅	44 地区別持家率	—	●	都市計画区域
	45 地区別世帯当たり延べ面積	●	—	都市計画区域
	46 地区別一般世帯の1人当たり延べ面積	●	●	都市計画区域
	47 地区別一般世帯当たり敷地面積	●	—	市街化区域
都市施設	48 都市施設の位置、内容等	●	●	行政区域
	49 道路の状況	●	●	都市計画区域
	50 都市計画公園以外の公園の状況	●	●	市街化区域
交 通	51 主要な幹線の断面交通量・混雑度・旅行速度	●	●	行政区域 (主要幹線道路)
	52 自動車流動量	●	—	行政区域
	53 鉄道・路面電車等の状況	●	●	行政区域
	54 バスの状況	●	●	行政区域
地 価	55 地価の状況	●	●	行政区域
自然適環境等	56 地形・水系・地質条件	—	●	行政区域
	57 気象状況	●	—	行政区域
	58 緑の状況	●	●	都市計画区域
	59 動植物調査	—	●	行政区域
公害及び災害	60 災害の発生状況	●	●	行政区域
	61 防災拠点の位置及び整備の状況	●	●	行政区域
その他 (景観・歴史資源等)	62 観光の状況	●	●	行政区域
	63 景観・歴史資源等の状況	●	●	行政区域
	64 レクリエーション施設の状況	●	●	行政区域
	65 公害の発生状況	●	●	行政区域

世帯数（人口）の将来見通し

	西暦	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	備考
実績値	人口	242,072	243,726	246,674	243,076	241,361	237,506	236,372	233,301		
	世帯数	72,420	76,495	82,452	85,003	87,731	90,435	93,306	96,874		
1. 上位計画 第二次佐賀市総合計画 平成27年3月	人口							231,800	225,200	216,600	推計値
	世帯数										
2. 上位計画 佐賀市都市計画マスタープラン (合併改訂版) 平成22年3月	人口							232,300	224,900	216,100	佐賀市総合計画目標人口を使用
	世帯							91,084	88,182	84,732	2010年、2015年は佐賀市総合計画目標人口を使用、2020年、2025年は独自推計
3. 人口の将来推計並びに交通 需要推計調査報告書 (財団法人九州経済調査協会 による) 平成24年3月	人口							231,755	225,159	216,642	推計は5年おきに2055年まで推計されているが総合計画の目標年度までを掲載した。
	世帯数							92,441	94,081	94,826	
4. 上位計画 佐賀市まち・ひと・しごと創 生人口ビジョン(改訂版) (九州経済調査協会推計によ る) 平成31年3月	人口								234,191	231,141	推計は5年おきに2060年まで推計されているが総合計画の目標年度までを掲載した。 【参考】2060年展望人口： 概ね20万人
	世帯数										
5. 上位計画 第二次佐賀市総合計画 中間見直し (国立社会保障・人口問題研 究所推計による) 令和2年3月	人口								234,128	230,632	推計値
	世帯数										

資料：第2次佐賀市総合計画 佐賀市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

土地利用現況

市街地区区分	自然的土地利用					都市的土地利用										合計	可住地	非可住地					
	農地		山林	水面	その他の自然地	宅地					小計												
	田	畑				小計	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公共施設用地				その他の空地				
																				(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
市街化区域	26.5	26.8	53.3	2.9	128.4	32.8	8.1	217.4	1,226.0	327.6	106.0	1,659.6	1.2	380.3	479.8	34.6	56.0	0.0	126.1	2,737.6	2,955.0	1,416.4	1,538.6
市街化調整区域	8,925.8	1,333.5	10,259.3	1,516.5	1,771.0	1,084.7	233.1	14,631.5	1,420.6	237.2	183.9	1,841.7	77.6	501.6	1,298.9	188.7	237.3	0.0	352.7	4,498.5	19,130.0	13,782.2	5,347.8
都市計画区域	8,952.3	1,360.3	10,312.6	1,519.4	1,899.4	1,117.5	241.2	14,848.9	2,646.6	564.8	289.9	3,501.3	78.8	881.9	1,778.7	223.3	293.3	0.0	478.8	7,236.1	22,085.0	15,198.6	6,886.4
都市計画区域外	1,521.0	127.4	1,648.4	17,343.5	479.1	315.5	144.9	19,786.5	204.5	72.0	29.1	305.6	76.9	89.8	543.5	0.0	33.9	0.0	262.8	1,312.5	21,099.0	19,604.1	1,494.9
行政区域	10,473.3	1,487.7	11,961.0	18,862.9	2,378.5	1,433.0	386.1	34,635.4	2,851.1	636.8	319.0	3,806.9	155.7	971.7	2,322.2	223.3	327.2	0.0	741.6	8,548.6	43,184.0	34,802.7	8,381.3

資料：土地利用現況図

※ 面積は図上計測値を公表区域面積に合わせ按分して算出。
 ※ 非可住地は、「水面」、「その他の自然地（原野・牧野、荒地を除く）」、「商業用地」、「工業用地」、「農業漁業施設用地」、「公益施設用地」、「道路用地」、
 「交通施設用地」、「公共空地」、「その他の公的施設用地」、の合計。

農地転用状況

区域区分	転用用途		転用件数・面積				住宅用地		商業用地		工業用地		公共用地		その他		合計	
	うち青地		うち白地		件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	面積(m ²)
	件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	面積(m ²)														
市街化区域	平成30年						44	26,044.15	2	1,253.11	0	0.00	4	292.02	23	12,141.00	73	39,730.28
	平成31年(令和1年)					33	21,178.60	1	730.00	0	0.00	0	0.00	16	13,254.00	50	35,162.60	
	令和2年					45	25,768.84	2	114.00	0	0.00	1	359.00	19	6,604.88	67	32,846.72	
	令和3年					47	27,825.27	13	8,763.86	0	0.00	0	0.00	14	4,634.03	74	41,223.16	
	令和4年					49	20,947.61	5	3,566.00	0	0.00	0	0.00	11	3,329.82	65	27,843.43	
計					218	121,764.47	23	14,426.97	0	0.00	5	651.02	83	39,963.73	329	176,806.19		
市街化調整区域	平成30年	10	19,113.46	227	200,153.45	146	106,280.86	4	1,655.00	3	10,201.00	25	47,750.37	59	53,379.68	237	219,266.91	
	平成31年(令和1年)	28	46,223.51	246	259,934.94	105	111,913.53	8	6,288.00	56	73,827.45	15	38,351.00	90	75,778.47	274	306,158.45	
	令和2年	9	3,976.79	178	147,277.47	96	80,578.83	14	15,576.00	1	4,332.00	10	8,448.00	66	42,319.43	187	151,254.26	
	令和3年	22	11,798.15	152	154,295.58	91	97,710.15	34	35,366.93	3	12,103.37	1	48.00	45	20,865.28	174	166,093.73	
	令和4年	16	12,944.55	174	158,532.55	103	83,645.81	37	55,375.05	6	11,168.00	0	0.00	44	21,288.24	190	171,477.10	
計	85	94,056.46	977	920,193.99	541	480,129.18	97	114,260.98	69	111,631.82	51	94,597.37	304	213,631.10	1,062	1,014,250.45		
都市計画区域外	平成30年	1	945.00	9	9,222.00	4	1,728.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	6	8,439.00	10	10,167.00	
	平成31年(令和1年)	0	0.00	0	0.00	1	30.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	5	2,223.00	6	2,253.00	
	令和2年	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	
	令和3年	0	0.00	4	3,060.00	0	0.00	2	2,255.00	0	0.00	0	0.00	2	805.00	4	3,060.00	
	令和4年	3	2,264.09	8	9,494.00	2	417.00	5	8,088.00	1	2,109.00	0	0.00	3	1,144.09	11	11,758.09	
計	4	3,209.09	21	21,776.00	7	2,175.00	7	10,343.00	1	2,109.00	0	0.00	16	12,611.09	31	27,238.09		
合計	平成30年	11	20,058.46	236	209,375.45	194	134,053.01	6	2,908.11	3	10,201.00	29	48,042.39	88	73,959.68	320	269,164.19	
	平成31年(令和1年)	28	46,223.51	246	259,934.94	139	133,122.13	9	7,018.00	56	73,827.45	15	38,351.00	111	91,255.47	330	343,574.05	
	令和2年	9	3,976.79	178	147,277.47	141	106,347.67	16	15,690.00	1	4,332.00	11	8,807.00	85	48,924.31	254	184,100.98	
	令和3年	22	11,798.15	156	157,355.58	138	125,535.42	49	46,385.79	3	12,103.37	1	48.00	61	26,304.31	252	210,376.89	
	令和4年	19	15,208.64	182	168,026.55	154	105,010.42	47	67,029.05	7	13,277.00	0	0.00	58	25,762.15	266	211,078.62	
計	89	97,265.55	998	941,969.99	766	604,068.65	127	139,030.95	70	113,740.82	56	95,248.39	403	266,205.92	1,422	1,218,294.73		

資料：農業委員会

注1) 数値は、各年度の農地法第4条及び5条申請実績に基づいて算出。

注2) 川副、東与賀、久保田は、平成22年10月より市街化調整区域に計上。

○佐賀市都市計画審議会条例

平成17年10月1日

条例第182号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、佐賀市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- (2) 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げるところにより、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 9人以内
- (2) 市議会議員 5人以内
- (3) 関係行政機関の職員 3人以内
- (4) 住民の代表 2人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、学識経験を有する者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、会長の命を受け会務を処理するため、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○佐賀市景観条例

平成23年10月6日

条例第10号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 景観計画（第8条・第9条）

第3章 景観法の施行に関する事項等（第10条—第16条）

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第17条—第20条）

第5章 表彰及び助成（第21条・第22条）

第6章 佐賀市景観審議会等（第23条・第24条）

第7章 雑則（第25条）

附則

佐賀のまちは、北部の脊振山系、それを源流とする嘉瀬川水系、広大な田園や有明海、そして、情緒豊かなたたずまいの城下町と市街地などが一体となり、多様で魅力あるまちを創り出している。

私たち市民は、この佐賀の自然、歴史、文化等を活かし、より美しく、より快適な個性あるまちを目指し、さらに、自らが住み、働き、憩う、そして、人間味のある夢のふくらむまちが育つことを願ってやまない。

私たち一人ひとりが、郷土に対する誇りと愛着を持ち、市民にとってかけがえのない共有の財産である佐賀のまちの景観を、守り、育て、創り、自らの手で魅力あるまちを形成していくことを決意し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項その他本市の景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、本市の自然、歴史、文化等を活かし、市民が地域に対する誇りと愛着を持てる魅力ある地域の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 良好な景観を保全し、育成し、及び創出することをいう。
- (2) 広告物 屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。
- (3) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物及

び広告物以外のもので規則に定めるものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の例による。

(市の責務)

第3条 市は、景観の形成に関する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、公共施設の整備等を行うに当たっては、景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。

4 市は、景観の形成に関する調査、研究等を行うとともに、景観の形成に関する情報の提供に努めなければならない。

5 市は、景観の形成に関する市民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、景観の形成に関する理解を深め、積極的に景観の形成に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、積極的に景観の形成に貢献するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観の形成の推進)

第6条 市、市民及び事業者は、相互に又は全体として連携し、及び協働して景観の形成の推進を図るものとする。

(国等に対する要請)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、景観の形成について協力を要請するものとする。

第2章 景観計画

(景観計画の策定等)

第8条 市長は、景観の形成を総合的に推進するため、景観計画を策定するものとする。

2 市長は、景観計画を策定しようとするときは、佐賀市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更又は廃止について準用する。

(景観形成地区)

第9条 市長は、景観計画区域のうち、特に重点的に景観の形成を図る必要があると認める地区を景観形成地区として指定することができる。

- 2 市長は、景観形成地区を指定するときは、景観計画において、当該地区ごとに、法第8条第2項第2号に掲げる事項、同条第3項に規定する方針その他景観の形成に必要な事項を定めるものとする。
- 3 市長は、景観形成地区を指定しようとするときは、当該地区の住民その他利害関係者の意見を聴くとともに、佐賀市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(平24条例8・一部改正)

第3章 景観法の施行に関する事項等

(届出を要する行為等)

第10条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観形成地区内における次に掲げる行為とする。

- (1) 土石の採取その他の土地の形質の変更
 - (2) 木竹の植栽又は伐採
- 2 法第16条第1項及び第2項に規定する届出に関し必要な事項(届出に必要な図書を含む。)は、規則で定める。

(届出等を要しない行為)

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 景観計画区域(景観形成地区を除く。)内において、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、次に掲げる建築物又は工作物(増築又は改築により次のいずれにも該当しなくなるものを除く。)に係る建築等又は建設等
 - ア 高さが15メートル以下若しくは地階を除く階数が3以下又は延べ面積が500平方メートル以下の建築物
 - イ 高さ(建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物との合計の高さ)が15メートル以下又はその敷地の用に供する土地の面積が2,000平方メートル以下の工作物(ウに掲げる工作物を除く。)
 - ウ 幅員が10メートル以下又は延長が30メートル以下の橋りょうその他これに類する工作物
- (2) 法第16条第1項第3号に掲げる行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(完了届)

第12条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(勧告に係る手続)

第13条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとする場合において必要があると認めるときは、佐賀市景観審議会の意見を聴くことができる。

(公表)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくこれに従わないときは、その旨、当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他必要な事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる等の機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、佐賀市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(特定届出対象行為)

第15条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為（同条第7項に掲げる行為を除く。）とする。

(変更命令等に係る手続)

第16条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による命令をしようとするときは、佐賀市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等に係る手続)

第17条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定しようとするときは、その所有者（所有者が2人以上いるときは、その全員）の同意を得なければならない。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定しようとするときは、佐賀市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を公表しなければならない。

4 前2項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(原状回復命令等に係る手続)

第18条 市長は、法第23条第1項（法第32条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令をしようとするときは、佐賀市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の方法の基準)

第19条 法第25条第2項の規定により定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。

- (2) 景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために市長が必要があると認める措置を講ずること。
- 2 法第33条第2項の規定により定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の管理を行うこと。
 - (2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために市長が必要があると認める措置を講ずること。
- (管理に関する命令又は勧告に係る手続)

第20条 市長は、法第26条又は法第34条の規定による命令をしようとするときは、佐賀市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、法第26条又は法第34条の規定による勧告をしようとする場合において必要があると認めるときは、佐賀市景観審議会の意見を聴くことができる。

第5章 表彰及び助成

(表彰)

第21条 市長は、景観の形成に特に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

- 2 前項に掲げる者のほか、市長は、景観の形成に特に貢献した者を表彰することができる。

(助成)

第22条 市長は、景観の形成に特に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、その行為に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

第6章 佐賀市景観審議会等

(佐賀市景観審議会)

第23条 本市における景観の形成の推進、屋外広告物の規制及び緑化推進等(佐賀市みどりあふれるまちづくり条例(平成20年佐賀市条例第6号)第1条に規定する緑化推進等をいう。)に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、佐賀市景観審議会を置く。

- 2 佐賀市景観審議会は、前項の事項について、市長に建議することができる。
- 3 佐賀市景観審議会の組織及び運営その他必要な事項は、規則で定める。

(令4条例26・一部改正)

(専門家の活用等)

第24条 市長は、景観の形成に関する専門的知識を有し、かつ、技術的な指導又は助言を行う専門家を活用する制度の整備その他の景観の形成に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第7章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(佐賀市都市景観条例の廃止)

2 佐賀市都市景観条例(平成17年佐賀市条例第186号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、旧条例の規定により届出がなされた行為については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例第20条第1項の規定により指定している都市景観重要建築物等については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項の規定により指定している都市景観形成地区は、施行日に、この条例第9条第1項の規定により景観形成地区として指定したものとみなす。

6 この条例の施行の際現に旧条例第25条第1項の規定により置かれている佐賀市都市景観審議会(以下「旧審議会」という。)は、施行日に、この条例第23条第1項の規定により置かれた佐賀市景観審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

7 この条例の施行の際現に旧審議会の委員に委嘱又は任命されている者は、施行日に、佐賀市景観審議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。

(佐賀市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

8 佐賀市報酬及び費用弁償支給条例(平成17年佐賀市条例第42号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(佐賀市屋外広告物条例の一部改正)

9 佐賀市屋外広告物条例(平成19年佐賀市条例第30号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(佐賀市みどりあふれるまちづくり条例の一部改正)

- 10 佐賀市みどりあふれるまちづくり条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(令4条例26・一部改正)

附 則 (平成24年3月27日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年12月20日条例第26号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○佐賀市特別用途地区建築条例

平成17年10月1日

条例第178号

改正 平成28年12月20日条例第35号

平成30年3月23日条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定により、佐賀市特別用途地区内における建築物の制限又は禁止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 文教地区 学校、図書館、博物館等の教育文化施設が集中立地している地区で、教育文化の環境を保護する必要がある地区をいう。

(2) 第1種特別業務地区及び第2種特別業務地区 貨物運送取扱業、倉庫業、卸売業等の流通関係施設の集団立地を図る地区をいう。

(3) 第3種特別業務地区 自動車の販売、整備等の自動車関係業種の集団立地を図る地区をいう。

(文教地区内の建築制限)

第3条 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域又は第2種住居地域内に指定された文教地区内においては、それぞれ法第48条第3項から第6項までの規定の制限によるもののほか、別表第1に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が教育文化の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(第1種特別業務地区内の建築制限)

第4条 準工業地域内に指定された第1種特別業務地区内においては、法第48条第11項の制限によるもののほか、別表第2に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が流通業務の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(平30条例9・一部改正)

(第2種特別業務地区内の建築制限)

第5条 準工業地域内に指定された第2種特別業務地区内においては、法第48条第11項の制限によるもののほか、別表第3に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が流通業務の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて

許可した場合においては、この限りでない。

(平30条例9・一部改正)

(第3種特別業務地区内の建築制限)

第6条 準工業地域内に指定された第3種特別業務地区内においては、法第48条第11項の制限によるもののほか、別表第4に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が自動車関係業種の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(平30条例9・一部改正)

(佐賀市建築審査会の意見)

第7条 市長は、前4条のただし書の規定により許可をする場合においては、あらかじめ佐賀市建築審査会の意見を聴かなければならない。ただし、第3種特別業務地区内において公共事業関連として建築するもので、特に市長が周辺の環境を害するおそれがないと認めた場合は、この限りでない。

(用途の変更に対するこの条例の準用)

第8条 建築物の用途を変更する場合においては、第3条から前条までの規定を準用する。

(既存建築物に対する制限の緩和)

第9条 法第3条第2項の規定により、第3条から第6条までの規定の適用を受けない建築物については、この条例の施行の日(以下「基準日」という。)を基準として、次に掲げる場合においては、増築し、改築し、又はその用途を変更することができる。

- (1) 増築又は改築が、基準日における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における建築面積又は延べ面積が、基準日における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項から第3項まで及び法第53条の規定に適合する場合
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準日における床面積の合計の1.2倍を超えない場合
- (3) 用途の変更は、令第137条の19第2項第1号及び第3号で定める範囲内である場合

(平28条例35・一部改正)

(罰則)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条から第6条までの規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 第3条から第6条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当

該建築物の工事施工者)

(3) 第8条において準用する第3条から第6条までの規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の佐賀市特別用途地区建築条例（昭和48年佐賀市条例第69号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成28年12月20日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月23日条例第9号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

- | |
|--------------------------------------|
| 1 ホテル又は旅館 |
| 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの |
| 3 ボウリング場、屋内スケート場又は水泳場（学校に附属するものを除く。） |

別表第2（第4条関係）

(平28条例35・一部改正)

- | |
|--|
| 1 ホテル又は旅館 |
| 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの |
| 3 ボウリング場、屋内スケート場又は水泳場（学校に附属するものを除く。） |
| 4 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条 |

7の3で定める建築物
5 キャバレー、料理店その他これらに類するもの
6 住宅
7 学校（各種学校を含む。）
8 病院

別表第3（第5条関係）

（平28条例35・一部改正）

1 ホテル又は旅館
2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの
3 ボウリング場、屋内スケート場又は水泳場（学校に附属するものを除く。）
4 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3で定める建築物
5 キャバレー、料理店その他これらに類するもの
6 学校（各種学校を含む。）
7 病院

別表第4（第6条関係）

（平28条例35・一部改正）

1 ホテル又は旅館
2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの
3 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3で定める建築物
4 キャバレー、料理店その他これらに類するもの
5 原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの（自動車整備等の工場を除く。）

○佐賀市特別工業地区条例

平成17年10月1日

条例第179号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第2項及び第50条の規定により、佐賀市特別工業地区内における建築物の制限を緩和し、及び建築物の構造を制限することを目的とする。

(制限の緩和)

第2条 特別工業地区内においては、法第48条第5項の規定にかかわらず、次に規定する工場で作業場の床面積の合計が300平方メートル以下であるものは、建築することができる。

(1) 乾のり製造作業所

(2) 味付のり製造工場

(制限の付加)

第3条 特別工業地区内において、前条に規定する用途に供する建築物の作業場は、次に定める構造としなければならない。

(1) 建築物の基礎は、機械又は原動機の基礎と分離すること。

(2) 隣地に面する外壁に設ける窓（床面から高さ0.5メートル以下又は2.5メートル以上の部分に設ける換気の用に供するものを除く。）は、はめごろし戸とする。

(罰則)

第4条 前条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、当該建築物の工事施行者）は、20万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があった場合においては、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施行者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

第5条 法人又は法人の代表者、人の代理人若しくは使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。ただし、法人、人の代理人又は使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対して、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでな

い。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の諸富町特別工業地区条例（昭和48年諸富町条例第37号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

○佐賀市都市計画公聴会規則

平成17年10月1日

規則第172号

改正 平成19年3月1日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、市長が開催する公聴会に関し必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第2条 市長は、都市計画の案（以下「都市計画案」という。）を作成しようとする場合において、必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

(平19規則2・一部改正)

(開催の公告)

第3条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、開催期日の3週間前までに、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする都市計画案の概要を公告するものとする。

(平19規則2・一部改正)

(意見を述べようとする者の申出)

第4条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会の期日の1週間前までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、職業及び年齢を記載した書類を、市長に提出しなければならない。

(平19規則2・一部改正)

(公述人の選定等)

第5条 公聴会において、その意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）は、前条の規定により書類を提出した者のうちから市長が選定することができる。

2 市長は、公聴会の運営を円滑にするため必要があると認めるときは、あらかじめ公述人が意見を述べる時間（以下「公述時間」という。）を制限することができる。

3 第1項の規定により公述人を選定したとき、及び前項の規定により公述時間を制限したときは、本人にその旨を通知するものとする。

(公聴会の議長)

第6条 公聴会の議長は、市職員のうちから市長が指名する。

(公述人の発言等)

第7条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することはできない。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 公述人の発言は、都市計画案の範囲を超えてはならない。

4 議長は、公述人が前項の規定に違反して発言をしたとき、又は公述人に不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(平19規則2・一部改正)

(関係行政機関等の職員の出席)

第8条 市長は、必要があるときは、公聴会に関係行政機関等の職員の出席を求めて、都市計画案についてその意見を述べさせることができる。

(質疑)

第9条 議長は、公述人に対して質疑することができる。

2 公述人は、質疑することができない。

(傍聴人の入場制限)

第10条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の制限をすることができる。

(公聴会の秩序維持)

第11条 公聴会の会場においては、何人も議長の指示に従わなければならない。

2 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(記録の作成)

第12条 市長は、公聴会の記録を作成し、保管するものとする。

2 前項の規定による記録には、次に掲げる事項を記録し、議長が署名、押印しなければならない。

(1) 都市計画案の概要

(2) 公聴会の日時及び場所

(3) 出席した公述人の氏名及び住所

(4) 公述人が述べた意見の要旨

(5) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の経過に関する事項

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐賀市都市計画公聴会規則（昭和48年佐賀市規則第37号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月1日規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○佐賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

平成18年6月20日

条例第23号

改正 平成19年7月4日条例第34号

平成22年3月25日条例第8号

平成26年12月18日条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域（以下「地区整備計画区域」という。））に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、別表第1に掲げる地区整備計画区域内に適用する。

(建築物の用途)

第4条 前条に規定する区域（その区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の地区に区分しているものにあつては、その区分されたそれぞれの地区の区域とする。以下「計画地区」という。）内において、別表第2の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表建築してはならない建築物の項に掲げる建築物は、建築してはならない。

2 前項の規定は、市長が当該計画地区内における土地の利用状況等に照らして、周辺の適正な都市機能及び健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許可した場合においては、適用しない。

3 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、佐賀市建築審査会（以下「建築審査会」という。）の同意を得なければならない。

4 市長は、別表第2の2の表城内A地区の欄第1号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。

5 市長は、前2項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告しなければならない。

(平19条例34・一部改正)

(建築物の敷地面積の最低限度)

第5条 建築物の敷地面積は、別表第2の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表建築物の敷地面積の最低限度の部最低限度の項に掲げる数値以上でなければならない。

2 前項の規定は、別表第2の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表建築物の敷地面積の最低限度の部適用除外の項に掲げる建築物の敷地面積については、適用しない。

3 第1項の規定は、同項の規定又は同項若しくは別表第2を改正した場合の改正後の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 第1項又は別表第2を改正した場合の改正後の規定の施行又は適用の際、建築物の敷地面積の最低限度に関する従前の制限に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

4 第1項の規定は、法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの又は当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも建築物の敷地面積の最低限度に関する制限に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に違反することとなった土地

(2) この条例で定める建築物の敷地面積の最低限度に関する制限に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に適合するに至った土地

(平19条例34・一部改正)

(壁面の位置の制限)

第6条 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から当該建築物の敷地と道路の境界線(以下「道路境界線」という。)又は隣地境界線までの距離は、別表第2の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の

部距離の項に掲げる数値以上でなければならない。

- 2 前項の規定は、同項に規定する数値に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が別表第2の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の部適用除外の項に掲げるものに該当する場合においては、適用しない。

(平19条例34・一部改正)

(建築物の高さの最高限度)

第7条 建築物の高さは、別表第2の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表建築物の高さの最高限度の部最高限度の項に掲げる数値以下でなければならない。

- 2 前項の規定は、別表第2の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表建築物の高さの最高限度の部適用除外の項に掲げる建築物の高さについては、適用しない。

- 3 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に基づく建築物の各部分の高さの最高限度(以下「建築物の各部分の高さの最高限度」という。)を定めている場合において、当該各部分の高さを算定する場合を除き、第1項の建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは算入しない。

- 4 建築物の各部分の高さの最高限度を定めている場合における第1項の規定の適用については、北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものがある場合又は建築物の敷地が北側で水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。

- 5 建築物の各部分の高さの最高限度を定めている場合における第1項の規定の適用については、建築物の敷地の地盤面が北側の隣地(北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。)の地盤面(隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地盤面をいう。)より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。

(平19条例34・追加)

(一定の複数建築物に対する制限の特例)

第8条 次の各号のいずれかに該当する各建築物に対する第6条第1項又は前条第1項の規定の適用については、当該各建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

- (1) 法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定による認定を受けた各建築物

(2) 法第86条第3項若しくは第4項又は第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた各建築物

(平19条例34・旧第7条線下・一部改正)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第9条 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により第4条第1項、第6条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受けない建築物について規則で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条第1項、第6条第1項又は第7条第1項の規定は、適用しない。

2 前項に規定するもののほか、法第3条第2項の規定により第7条第1項の規定の適用を受けない建築物の規則で定める改築で、市長が土地の利用上やむを得ないと認めて許可した場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第7条第1項の規定は、適用しない。

3 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

(平19条例34・追加)

(公益上必要な建築物の特例)

第10条 この条例の規定は、市長が、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地については、当該許可の範囲内において適用しない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

(平19条例34・旧第9条線下・一部改正)

(建築物の敷地が計画地区等の区域の内外にわたる場合等の措置)

第11条 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合又は計画地区の2以上にわたる場合における第4条第1項又は第5条第1項の規定の適用については、その敷地の過半が地区整備計画区域外に属するときは、その建築物又は敷地の全部についてこれらの規定は適用せず、その敷地の過半が地区整備計画区域内に属するときは、区域内に属する敷地の最大部分が属する計画地区に係るこれらの規定をその建築物又は敷地の全部について適用し、第6条第1項又は第7条第1項の規定の適用については、建築物の部分の属する計画地区の制限を当該建築物の部分に適用する。

(平19条例34・旧第10条線下・一部改正)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平19条例34・旧第11条線下)

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第5条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者
- (3) 第5条第1項の規定に違反した場合（前号に規定する場合を除く。）又は第6条第1項若しくは第7条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
- (4) 法第87条第2項において準用するこの条例の第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第3号に規定する違反があった場合においては、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

（平19条例34・旧第12条繰下・一部改正）

（両罰規定）

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

（平19条例34・旧第13条繰下）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

（佐賀市手数料条例の一部改正）

2 佐賀市手数料条例（平成17年佐賀市条例第60号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成19年7月4日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（佐賀市手数料条例の一部改正）

2 佐賀市手数料条例（平成17年佐賀市条例第60号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成22年3月25日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月18日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（平19条例34・平26条例32・一部改正）

名称	区域
兵庫北地区地区整備計画区域	佐賀都市計画兵庫北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
佐賀城内地区地区整備計画区域	佐賀都市計画佐賀城内地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
藤木西地区地区整備計画区域	佐賀都市計画藤木西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2（第4条、第5条、第6条、第7条関係）

（平19条例34・全改、平22条例8・平26条例32・一部改正）

1 兵庫北地区地区整備計画区域

計画地区	低層住宅 地地区	一般住宅地 地区	沿道地区	住宅・商業共生 地区A	住宅・商業共生地区B
建築してはならない建築物					(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) 自動車教習場 (4) 畜舎
建築物の敷地面積の最低限度	最低	200平方メートル(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条の規定による仮換地の指定又は同法第103条の規定による換地処分により200平方メートル未満になる場合は、当該仮換地又は換地処分により定められた面積の数値)			
	適用除外	公衆便所、巡査派出所、公衆電話所、消防施設及び集会所並びに建築基準法施行令第130条の4第5号に規定する建築物			
外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	距離		(1) 道路境界線までの距離は、1メートル (2) 隣地境界線までの距離は、0.6メートル		
	適用除外	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が40平方メートル以内であるもの			

2 佐賀城内地区地区整備計画区域

計画地区	城内A地区	城内B地区
建築してはならない建築物	<p>(1) 住戸の数が4戸以上の共同住宅又は長屋(市長が敷地の形態上及び土地の利用上やむを得ないと認めて許可した場合については、この表の城内B地区の欄第1号に規定する建築物)</p> <p>(2) 店舗で床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 畜舎</p> <p>(5) 自動車修理工場</p> <p>(6) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物(自己の使用のため貯蔵に供する建築物を除く。)</p>	<p>(1) 住戸の数が15戸以上の共同住宅又は長屋</p> <p>(2) 住戸の数が4戸以上15戸未満の共同住宅又は長屋で、その外壁等の面から都市計画道路城内線又は都市計画道路佐賀駅下古賀線の道路端までの距離が20メートル未満のもの</p> <p>(3) 店舗で床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 畜舎</p> <p>(6) 自動車修理工場</p> <p>(7) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物(自己の使用のため貯蔵に供する建築物を除く。)</p>
建築物の最高高さの最高限度	<p>(1) 建築物の高さについては、10メートル(軒の高さが10メートル以下の建築物で、勾配が10分の2以上の屋根の水平投影面積の合計が当該建築物の水平投影面積(ひさしの部分の面積を除く。)の3分の2以上のものにあつては、13メートル)</p> <p>(2) 建築物(軒の高さが7メートル未満で、かつ、地階を除く階数が2以下のものを除く。)の各部分の高さについては、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が4メートル以下の範囲内においては、当該水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えた数値</p>	
適用除外	都市計画として決定された公園の区域内の建築物	

3 藤木西地区地区整備計画区域

計画地区		一般住宅地区	北側斜線制限地区
建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外のもの	(1) 一戸建ての専用住宅 (2) 法別表第2(イ)項第2号に掲げる建築物 (3) 公民館その他これに類する施設 (4) 前3号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5各号に掲げるものを除く。)	
建築物の敷地面積の最低限度	最低限度	250平方メートル	
適用除外	適用除外	市長が敷地の形態上及び土地の利用上やむを得ないと認めた場合	
外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	距離	(1) 道路境界線又は隣地境界線(北側の隣地境界線に限る。)までの距離は、1.5メートル (2) 隣地境界線(北側の隣地境界線を除く。)までの距離は、1メートル(物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が40平方メートル以内である附属建築物にあつては、0.5メートル)	
	適用除外	適用除外	
建築物の高さの最高限度	最高限度	10メートル	(1) 建築物の高さについては、10メートル (2) 建築物の各部分の高さについては、当該部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離が4メートル以下の範囲内においては、当該水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えた数値
	適用除外	適用除外	適用除外

○佐賀市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例

平成20年3月27日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第33条第4項、第34条第11号及び第12号並びに都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第36条第1項第3号ハの規定に基づき、市街化調整区域における開発行為等の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(法第33条第4項の条例で定める予定建築物の敷地面積の最低限度)

第2条 法第33条第4項の規定により、次条第1項に規定する土地の区域における予定建築物の最低敷地面積は、250平方メートルとする。ただし、開発区域の規模、形状、周辺の土地利用の態様等を勘案してこれによることが適当でないとき市長が認めるときは、この限りでない。

(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域等)

第3条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

(1) 規則で定める建築物の敷地相互間の距離が50メートル以内（自然的社会的諸条件を勘案してこれによることが適当でないとき市長が認めるときは、規則で定める範囲）に位置する建築物（市街化区域内に存するものを含む。）がおおむね50以上連続したんしている区域（当該区域内の任意の建築物（市街化調整区域内に存するものに限る。）の敷地からの距離が50メートル以内に位置する土地を含む。）内の5,000平方メートル未満の土地の区域

(2) 環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないものとして規則で定める道路に接している土地の区域

(3) 政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるものを含まない土地の区域（以下「除外区域以外の区域」という。）

2 前項に規定する土地の区域における建築物の高さは、10メートル以下とする。

(法第34条第11号の条例で定める予定建築物の用途)

第4条 法第34条第11号の規定により開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第1号に掲げる建築物で一戸建ての専用住宅

(2) 建築基準法別表第2（い）項第2号に掲げる建築物

(3) 建築基準法別表第2（ろ）項第2号に掲げる建築物

(法第34条第12号の条例で定める開発行為)

第5条 法第34条第12号の規定により定める開発行為は、市街化調整区域のうち除外区域以外の区域で行う開発行為であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市街化調整区域内で開発行為を予定している土地(以下「予定地」という。)を区域区分に関する都市計画の決定の日(以下「区域区分の日」という。)前から引き続き所有する者、予定地を当該引き続き所有する者から区域区分の日以後に相続により取得し引き続き所有する者その他規則で定める者のうち、当該市街化調整区域内の住宅で自己の所有するものに区域区分の日前から引き続き居住する者、当該住宅を区域区分の日以後に相続により取得し引き続き居住する者その他規則で定める者及びそれらの者の親族(民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する親族のうち、それらの者と同居している者又は以前に同居していた者で、相続又は贈与により予定地の所有権を取得する権利を有するものその他規則で定めるものに限る。)が本市の区域内に建築可能な土地を所有していない場合に、当該それらの者の親族が、予定地その他の規則で定める土地において自己の居住の用に供する一戸建ての専用住宅を建築する目的で行う開発行為(新規の住宅の確保が必要と認められる場合に限る。)

(2) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に規定する事業の施行により建築物を移転しなければならない場合において、これに代わるべきものとして、規則で定める用途、規模等の建築物を建築する目的で行う開発行為

(3) 区域区分の日前から既に宅地であった土地その他規則で定める土地において、建築基準法別表第2(ろ)項に掲げる建築物その他の規則で定める建築物を建築する目的で行う開発行為

(政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物の新築等)

第6条 政令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築物の新築、改築又は用途の変更(以下「新築等」という。)は、市街化調整区域のうち除外区域以外の区域で行う建築物の新築等であって、前条各号に規定する目的で行うものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

○佐賀市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則

平成20年6月27日

規則第40号

改正 平成22年10月1日規則第50号

平成27年3月5日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例(平成20年佐賀市条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(土地の区域の基準となる建築物の要件)

第3条 条例第3条第1項第1号に規定する規則で定める建築物は、平成20年7月1日(川副町、東与賀町及び久保田町の区域におけるものにあつては、平成22年10月1日)に現に存する建築物(車庫、物置その他の附属建築物を伴う建築物は、これらを含め一の建築物とする。)とする。

(平22規則50・一部改正)

(土地の区域の基準となる建築物の敷地相互間の距離の特例)

第4条 条例第3条第1項第1号に規定する規則で定める範囲は、建築物の敷地相互間の距離が60メートル以内とする。

(土地の区域に接続する道路の要件)

第5条 条例第3条第1項第2号に規定する規則で定める道路は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める道路とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 予定建築物の用途が条例第4条第1号又は第2号に規定する用途のとき 幅員4メートル以上の道路に接続している道路で当該幅員4メートル以上の道路から予定建築物の敷地までの区間が幅員4メートル以上であるもの

(2) 予定建築物の用途が条例第4条第3号に規定する用途のとき 幅員6メートル以上の道路に接続している道路で当該幅員6メートル以上の道路から予定建築物の敷地までの区間が幅員6メートル以上であるもの

(平27規則3・一部改正)

(土地の区域から除外する区域)

第6条 条例第3条第1項第3号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定により指定

された地すべり防止区域

- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (4) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める土地の区域
(平27規則3・一部改正)

(予定地の所有者等の要件)

第7条 条例第5条第1号に規定する予定地を区域区分の日前から引き続き所有する者、予定地を当該引き続き所有する者から区域区分の日以後に相続により取得し引き続き所有する者その他規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 区域区分の日前に予定地を相続又は贈与により取得し引き続き所有する者の当該相続又は贈与に係る被相続人又は贈与者（以下「予定地を取得した親族の被相続人等」という。）
- (2) 区域区分の日前から引き続き所有する者（以下「当初所有者」という。）から区域区分の日以後に予定地を取得した親族の被相続人等
- (3) 当初所有者から区域区分の日以後に相続により取得した者から予定地を取得した親族の被相続人等
- (4) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域内にある土地の交換分合により区域区分の日以後に取得した予定地にあつては、次のいずれかに該当する者
 - ア 当該交換分合により取得した予定地の従前の土地（以下「交換従前地」という。）を区域区分の日前から当該交換分合の日まで引き続き所有する者
 - イ 交換従前地を区域区分の日前から引き続き所有する者から区域区分の日以後に相続により取得し、当該交換分合の日まで引き続き所有する者
 - ウ 区域区分の日前に交換従前地を相続又は贈与により取得し当該交換分合の日まで引き続き所有する者の当該相続又は贈与に係る被相続人又は贈与者（以下「交換従前地を取得した親族の被相続人等」という。）
 - エ 当初所有者から区域区分の日以後に交換従前地を取得した親族の被相続人等
 - オ 当初所有者から区域区分の日以後に相続により取得した者から交換従前地を取得した親族の被相続人等
- (5) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に規定する収用事業の替地とし

て取得した予定地にあつては、次のいずれかに該当する者

ア 当該収用事業の対象となった土地（以下「収用地」という。）を区域区分の日前から当該収用の裁決の日まで引き続き所有する者

イ 収用地を区域区分の日前から引き続き所有する者から区域区分の日以後に相続により取得し、当該収用の裁決の日まで引き続き所有する者

ウ 区域区分の日前に収用地を相続又は贈与により取得し当該収用の裁決の日まで引き続き所有する者の当該相続又は贈与に係る被相続人又は贈与者（以下「収用地を取得した親族の被相続人等」という。）

エ 当初所有者から区域区分の日以後に収用地を取得した親族の被相続人等

オ 当初所有者から区域区分の日以後に相続により取得した者から収用地を取得した親族の被相続人等

（平27規則3・一部改正）

（予定地の所有者等の居住要件）

第8条 条例第5条第1号に規定する市街化調整区域内の住宅で自己の所有するものに区域区分の日前から引き続き居住する者、当該住宅を区域区分の日以後に相続により取得し引き続き居住する者その他規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 予定地と近接した市街化調整区域以外の区域内の住宅で自己の所有するものに居住する者

（2） 区域区分の日以後に当該市街化調整区域内で自己の所有する住宅を移転し引き続き居住する者又は当該引き続き居住する者から当該住宅を相続により取得し引き続き居住する者

（3） 区域区分の日以後に当該市街化調整区域以外の区域から当該市街化調整区域に自己の所有する住宅を移転し引き続き居住する者又は当該引き続き居住する者から当該住宅を相続により取得し引き続き居住する者

（予定地を所有する者等の親族の予定地に係る権利の要件）

第9条 条例第5条第1号に規定するその他規則で定めるものは、予定地を相続又は贈与により取得し引き続き所有する者とする。

（開発行為を行える土地）

第10条 条例第5条第1号に規定する予定地その他の規則で定める土地は、面積が50平方メートル以下の予定地とする。ただし、次に掲げる土地については、この限りでない。

（1） 予定地が地形上の理由により建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路に接しない土地である場合に、同法第43条第1項の規定に適合さ

せるためその通路として利用する土地

(2) 面積を500平方メートル以下とするため予定地を分割した場合に、その残地が著しく狭小となり、かつ、当該残地と一体として利用できる自己の所有する土地が隣接していない予定地

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める土地

(収用に伴い建築する建築物の要件)

第11条 条例第5条第2号に規定する規則で定める用途、規模等の建築物は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

(1) 建築物の用途は、移転しなければならなくなった建築物（以下「収用対象建築物」という。）と同一の用途として市長が認めるものであること。

(2) 建築物の敷地の面積は、収用対象建築物の敷地面積の1.5倍又は330平方メートル以下であること。

(3) 建築物は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

ア 市街化調整区域内の建築物の敷地の収用に伴い建築するもの

イ 替地による補償により提供された土地に建築するもの

ウ 収用に係る土地の所有者が当該収用前から所有する市街化調整区域内の適切な土地に建築するもの

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(4) 開発者は、収用対象建築物の所有者であること。ただし、収用対象建築物の所有者と当該収用対象建築物の敷地の所有者又は当該収用対象建築物の使用人が異なり複数の権利者が存する場合等これによることが適当でないときは、市長が認める者であること。

(既存宅地の要件)

第12条 条例第5条第3号に規定するその他規則で定める土地は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）第1条の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条第1項第6号ロの規定に基づき知事又は市長の確認を受けた土地その他市長が認める土地とする。

(既存宅地における建築物の要件)

第13条 条例第5条第3号に規定する建築基準法別表第2（ろ）項に掲げる建築物その他の規則で定める建築物は、建築基準法別表第2（ろ）項に掲げる建築物で高さ10メートル以下のものとする。ただし、周辺の土地利用の状況、都市施設の整備状況等を勘案して特にやむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成22年10月1日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月5日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

○佐賀市風致地区内における建築等の規制に関する条例

平成17年10月1日

条例第184号

改正 平成23年10月6日条例第12号

平成24年12月21日条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第58条第1項の規定に基づき、風致地区（面積が10ヘクタール以上のものであって、他の市町の区域にわたるものを除く。以下同じ。）内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24条例35・一部改正)

(行為の制限)

第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転
 - (2) 建築物等の色彩の変更
 - (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）
 - (4) 水面の埋立て又は干拓
 - (5) 木竹の伐採
 - (6) 土石の類の採取
 - (7) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積
- 2 前項に規定する許可を受けた者は、許可を受けた行為の内容を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる行為に該当する行為で、次に掲げるものについては、前2項の許可を受けることを要しない。
- (1) 都市計画事業の施行として行う行為
 - (2) 国、県若しくは市又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
 - (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

- (4) 建築物の新築、改築又は増築で、新築、改築又は増築に係る建築物又はその部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの（新築、改築又は増築後の建築物の高さが1.5メートルを超えることとなるものを除く。）
- (5) 建築物の移転で、移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるもの
- (6) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、改築、増築又は移転
 - ア 風致地区内において行う祭礼その他これに類する慣例としての行事及び工事に必要な仮設の工作物
 - イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で、地下に設けるもの
 - ウ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台
 - エ その他の工作物で、新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの
- (7) 面積が10平方メートル以下の宅地の造成等で、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (8) 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ 仮植した木竹の伐採
 - オ 本項各号及び第5項各号に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (9) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第7号の宅地の造成等と同程度のもの
- (10) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- (11) 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
- (12) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの
- (13) 屋外の工事の区域における土石、廃棄物又は再生資源の堆積（当該工事に伴う堆積で、当該工事の施工期間内のものに限る。）
- (14) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - イ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - (ア) 建築物の新築、改築、増築又は移転

- (イ) 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）その他これらに類する工作物以外のもの新築、改築、増築又は移転
- (ウ) 高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う宅地の造成等
- (エ) 高さが5メートルを超える木竹の伐採
- (オ) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が（ウ）の宅地の造成等と同程度のもの
- (カ) 建築物等の色彩の変更で、第11号に該当しないもの
- (キ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが1.5メートルを超えるもの

ウ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）又は放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第2条第4号に規定する有線一般放送のうちテレビジョン放送に係る業務（再放送の業務に限る。以下「有線テレビジョン放送業務」という。）及びラジオ放送に係る業務（共同聴取業務に限る。以下「有線ラジオ放送業務」という。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが1.5メートル以下であるものの新築（有線テレビジョン放送業務又は有線ラジオ放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転

エ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

- (ア) 建築物の新築、改築、増築又は移転
- (イ) 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
- (ウ) 宅地の造成又は土地の開墾
- (エ) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）
- (オ) 水面の埋立て又は干拓

4 国、県又は市の機関（独立行政法人その他の法人のうち規則で定めるものを含む。以下この項において「国等の機関」と総称する。）が行う行為については、第1項及び第2項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

5 次に掲げる行為については、第1項及び第2項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

- (1) 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）による高速自動車国道若しくは

道路法（昭和27年法律第180号）による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道を除く。）とを連絡する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為

(2) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道（鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設（これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路（高速自動車国道法による高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。）とを連絡する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為

(3) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為

(4) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為

(5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項に規定する業務（同項第2号ロに掲げる施設に係る業務及び同項第4号に規定する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。）

(6) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為

(7) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止工事の施行又は地すべり防止施設の管理に係る行為

(8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行又は急傾斜地崩壊防止施設の管理に係る行為

(9) 森林法（昭和26年法律第249号）第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為

(10) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

(11) 森林法第5条に規定する地域森林計画に定める林道の開設、改良及び管理に係る行為

(12) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）

(13) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）

(14) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車場、

車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為

(15) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で、一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

(16) 海岸法（昭和31年法律第101号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為

(17) 航路標識法（昭和24年法律第99号）による航路標識の設置又は管理に係る行為

(18) 港則法（昭和23年法律第174号）による信号所の設置又は管理に係る行為

(19) 航空法（昭和27年法律第231号）による航空保安施設で、公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー又は通信設備の設置又は管理に係る行為

(20) 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為

(21) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1項に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為

(22) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設（同条第6項の規定により同条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。）に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為

(23) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(24) 認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(25) 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(26) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

(27) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）

又は管理に係る行為

(28) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

(29) 道路交通法(昭和35年法律第105号)による信号機の設置又は管理に係る行為

(30) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

(31) 都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為

(32) 自然公園法(昭和32年法律第161号)による公園事業又は佐賀県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為

(33) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為

(平23条例12・平24条例35・一部改正)

(許可の基準)

第3条 市長は、前条第1項各号に掲げる行為で、次に定める基準に適合するものについては、同項及び同条第2項の許可をするものとする。

(1) 建築物等の新築

ア 仮設の建築物等

(ア) 当該建築物等の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) 当該建築物等の規模及び形態が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 地下に設ける建築物等については、当該建築物等の位置及び規模が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ その他の建築物等

(ア) 建築物にあっては、当該建築物の高さが15メートル以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実に認められる場合においては、この限りでない。

(イ) 建築物にあっては、当該建築物の建ぺい率が10分の4以下であること。ただし、

周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(ウ) 建築物にあっては、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあっては2メートル以上、その他の部分にあっては1メートル以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(エ) 建築物にあっては、当該建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあっては、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(オ) 建築物にあっては、敷地が造成された宅地又は埋立て若しくは干拓が行われた土地であるときは、風致の維持に必要な植栽その他の措置が行われることが確実と認められるものであること。

(2) 建築物等の改築

ア 建築物にあっては、改築後の建築物の高さが改築前の建築物の高さを超えないこと。

イ 建築物にあっては、改築後の建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあっては、改築後の工作物の規模、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(3) 建築物等の増築

ア 仮設の建築物等

(ア) 当該増築部分の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) 増築後の建築物等の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 地下に設ける建築物等については、増築後の当該建築物等の位置及び規模が増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ その他の建築物等

(ア) 建築物にあっては、当該増築部分の建築物の高さが15メートル以下であること。第1号ウ(ア)ただし書の規定は、この場合について準用する。

(イ) 建築物にあっては、増築後の建築物の建ぺい率が10分の4以下であること。第1号ウ(イ)ただし書の規定は、この場合について準用する。

(ウ) 建築物にあっては当該増築部分の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあっては2メートル以上、その他の部

分にあつては1メートル以上であること。第1号ウ（ウ）ただし書の規定は、この場合について準用する。

(エ) 建築物にあつては増築後の建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあつては増築後の工作物の位置、規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(4) 建築物等の移転

ア 建築物にあつては移転後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあつては2メートル以上、その他の部分にあつては1メートル以上であること。第1号ウ（ウ）ただし書の規定は、この場合について準用する。

イ 建築物にあつては、移転後の建築物の位置が、工作物にあつては、移転後の工作物の位置が、移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(5) 建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(6) 宅地の造成等については、次に掲げる要件に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積（規則で定めるところにより算定した面積をいう。）の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、10分の2（当該宅地の造成等が行われる土地の面積が300平方メートル未満であり、かつ、土地の形状等により当該割合とすることが困難と認められる場合には、当該割合に2分の1を乗じて得た割合）以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

イ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。

(ア) 高さが2メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土（周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合を除く。）

(イ) 都市の風致の維持上特に枢要な森林としてあらかじめ市長が指定したものの伐採

エ 1ヘクタール以下の宅地の造成等で、ウ（ア）に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

(7) 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

ア 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地

の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

イ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(8) 木竹の伐採については、木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。

ア 前条第1項第1号及び第3号に掲げる行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採

イ 森林の択伐

ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐(第6号ウ(イ)の森林に係るものを除く。)で、伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの

エ 森林である土地の区域外における木竹の伐採

(9) 土石の類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく(必要な埋め戻し又は植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。)、かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(平24条例35・一部改正)

(許可の条件)

第4条 第2条第1項及び第2項に規定する許可には、都市の風致の維持上必要な条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(監督処分)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、第2条第1項又は第2項の規定によってした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者

(2) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

(3) 第2条第1項又は第2項に規定する許可に付した条件に違反している者

(4) 詐欺その他不正な手段により第2条第1項又は第2項に規定する許可を受けた

者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(立入検査)

第6条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第8条 第5条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項又は第2項の規定に違反した者

(2) 第4条の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第10条 第6条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の佐賀市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成16年佐賀市条例第1号。以下「合併前の条例」と

いう。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成23年10月6日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年佐賀県条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の佐賀市風致地区内における建築等の規制に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

2023版 佐賀市の都市計画

編 集 佐賀市都市戦略部都市政策課

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

電話番号 0952-40-7163
